

協定項目に係る協議事項調整内容

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日

第 6 回 大 野 郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第19号-2

大野郡5町2村合併協議会

|       |               |     |              |
|-------|---------------|-----|--------------|
| 大項目   | 19. 町名、字名の取扱い | 中項目 | 1. 町名、字名の取扱い |
| 協議の結果 |               |     |              |

市町村合併に伴う町・字の区域および名称の変更の事務処理について、大分県市町村振興局より指導があったので下記のとおり再提案する。

## 1. 市町村区域内の町又は字の区域(字の定義の変更)

### 前回の提案

市町村の廃置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称を変更しないで旧町村の字の区域及び名称とする場合には本条の手続きを要しない。



合併関係市町村内に同じ町・字の名称がある場合など、従来の名称をそのままにすることにより、不都合が生じる場合や合併によって廃止される市町村の名称を将来にわたり残す必要がある場合などのため、町・字の名称を変更し、あるいは町・字の区域をあらたに画する場合には、地方自治法第260条の手続きが必要とされるが、旧市町村の町・字の区域及び名称をそのまま合併後の市町村の町・字の区域及び名称とする場合には、本条の手続きは必要ない。

なお、「大字」を単に「」と変更するなど、「大字」や「小字」を表示しないこととする場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので本条の手続きが必要となる。

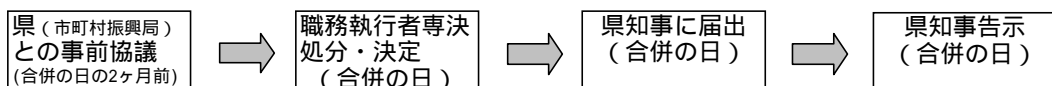
### 想定事例(佐伯市と蒲江町が合併した場合)

| 合併前          | 合併後                | 法第260条の手続 |
|--------------|--------------------|-----------|
| 南海部郡蒲江町      | 佐伯市大字蒲江浦字向浜3283    | 不要        |
| 大字蒲江浦字向浜3283 | 佐伯市蒲江浦字向浜3283      | 要         |
|              | 佐伯市蒲江町大字蒲江浦字向浜3283 | 要         |

新設合併に伴い、合併の日に効力が生じるようあらたに町・字の区域を画し、又は町・字の区域及び名称を変更するときには、地方自治法施行例第1条の2の規定による新設合併後の市町村の職務執行者が合併の日に当該処分を行う。

なお、この場合議会を召集する暇がなく又は議会が成立していないため、合併の日に法第179条の規定により市(町)長職務執行者が専決処分を行う。

また、法第260条の規定による県知事への提出、県知事の告示も合併の日に行う必要があり、あらかじめ県と協議する必要がある。



【この変更に関し専決処分した場合は、地方自治法179条第3項の規定により、新市の直近の議会において承認が必要となる。】

## 2. 住居表示の設定ルール

市町村以下の表示は、「町」又は「大字」でなければならない。つまり、市町村名の次は、必ず町名又は大字名でなければならない。

(例) オアシスタワー.....大分市高砂町2番48号  
中津江村役場.....中津江村大字栃野

「町」の町と「大字」の大字は、表示させないことも可能である。

(例) 大分市はなの森(町)【(町)は省略可】  
佐伯市(大字)赤木1番地の1【(大字)は省略可】  
日田市(大字)中津江村栃野1番地の1【(大字)は省略可】  
これが大字名となる

「町」又は「大字」は併用も可能である。

〔 地方自治法では、「町若しくは字」となっているため、併用はできないと考えられるが、総務省の見解は、全国で複数の事例があることから「併用は不可」とは言えないとのこと。しかし、その場合も町名という形で、旧市町村名を残す場合のみに限るべきとのこと。 〕

(例) 佐伯市直川町大字赤木1番地の1【町と字の併用で、町及び大字を表示する】  
佐伯市直川 大字赤木1番地の1【町と字の併用で、町を表示しない】  
佐伯市直川 赤木1番地の1【町と字の併用で、町及び大字を表示しない。又は大字名のみと考えることも可能】

該当しない例

(例) 日田市 中津江村 大字栃野1番地の1  
町名 字名  
市 竹田市 大字竹田1番地の1  
町名 字名

〔 この大字名は、それぞれは栃野、は竹田である。市町村の行政区画は町名又は大字名しかないため、の中津江村と竹田市は、町名と考えざるを得なくなる。(総務省の見解) 〕  
しかし、中津江村の「村」と竹田市の「市」は、市町村の権能を表す用語であり、(地名)名称ではないので、町名を考えることは無理があるため不可となる。

## 調整の具体的内容

町及び字の区域については、現行のとおりとする。  
住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。  
番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年5月26日 協議会提案)

町及び字の区域については、現行のとおりとする。  
住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。

(平成15年12月15日 事務局再提案)

町及び字の区域については、現行のとおりとする。  
住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。  
番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年12月16日 専門部会再提案)

町及び字の区域については、現行のとおりとする。  
住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。  
番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年12月18日 幹事会再提案)

3. 大野郡5町2村における住所表記の具体的な検討

ケース5

条件

町名については、清川村、千歳村のみ「村」の字句を使用する。  
 字名については、「大字」の字句を削除する。清川村、千歳村については、  
 村 が大字名となる。

|     |                   |   |               |
|-----|-------------------|---|---------------|
| (例) | 大野郡三重町大字市場1200番地  | ➡ | 市三重町市場1200番地  |
|     | 大野郡清川村大字砂田1819番地  | ➡ | 市清川村砂田1819番地  |
|     | 大野郡緒方町大字馬場36番地    | ➡ | 市緒方町馬場36番地    |
|     | 大野郡朝地町大字朝地891番地   | ➡ | 市朝地町朝地891番地   |
|     | 大野郡大野町大字田中81番地の1  | ➡ | 市大野町田中81番地の1  |
|     | 大野郡千歳村大字新殿706番地の1 | ➡ | 市千歳村新殿706番地の1 |
|     | 大野郡犬飼町大字犬飼28番地    | ➡ | 市犬飼町犬飼28番地    |

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？  
 現町村名を残すことができる。

デメリット

新市として一体感にかける。

4. 「番地」の字句と枝番(数値)の間の「の」の字句を削除することについて

前回の提案

番地と枝番の間の「の」を表記しないこととする(調整具体的内容)



「市町村の町又は字の区域の名称」は『地方自治法第260条』により、また「住居表示については『住居表示に関する法律』により、市町村議会の議決を経て、市町村長が処分の決定をすることができる。

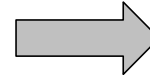
しかしながら、地番については、『不動産登記法』を基に法務局で管理され市町村の権限で変更することはできません。

住民基本台帳の正確性を期す観点から、これらの正式な名称及び地番と一致することが適当であり、住居表示を実施していない地域では、登記簿で 番地の と「の」が表示なされ  
ていれば表示し、表示がない場合はない状態で表示することができる。

しかし、最近では、法務局で地番の表し方の取扱いがわかり、本番と枝番の間の「の」を表示しない方向で移行している。

ただし、電算化に伴って変更されているので、電算化が行われていない手書きの登記簿には「の」が残ったままで証明されることになっている。

無用な混乱を避けるためにも、地番の管理者である法務局の表示のものをそのまま表示することが適当である。



しかしながら、県下のほとんどの合併協議会が『番地と枝番の間の「の」は表記しない』との提案を行い、既に確認されており、現時点で今後再提案する意思がないことから、本協議会においても前回の提案どおりとする。

不動産登記法

第79条 登記所八政令ノ定ムルトコロニ依リ地番区域ヲ定メ土地一筆毎ニ地番ヲ附スルコトヲ要ス  
 2 他目及ビ地積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項八政令ヲ以テ之ヲ定ム

不動産登記法施行令

(地番区域)

第1条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもつて定める。

(地番)

第2条 地番は、地番区域ごとに起番して定める。

2 地番は、土地の位置がわかりやすいように定めなければならない。

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第19号-1

大野郡5町2村合併協議会

|       |               |     |              |
|-------|---------------|-----|--------------|
| 大項目   | 19. 町名、字名の取扱い | 中項目 | 1. 町名、字名の取扱い |
| 確認の内容 |               |     |              |

## 1. 市町村区域内の町又は字の区域

### 地方自治法

- 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町もしくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
  - 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めとする場合を除くほか前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

本条は、市町村区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に関する規定である。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることも少なくない。したがって、町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において、「町若しくは字の区域をあらたに画」する。とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名または字名をつける場合も含む。町村合併により設置された町または村において1項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。  
(昭和30年12月6日自丁行発184号)

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち、「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市(252条の19第1項)以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することは出来ない。  
(昭和26年11月28日地自行発395号)

市町村の廃置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称を変更しないで旧町村の字の区域及び名称とする場合には本条の手続きを要しない。  
(昭和30年3月30日自丁振発30号)

なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。  
(昭和23年8月9日自発519号)

本条の定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。  
(昭和22年9月12日山形県総務部地方課宛回答)

常用漢字でない字体の取扱い  
市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字(当用漢字)字体表にない従来の字体である場合、常用漢字(当用漢字)字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。  
そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字(当用漢字)字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。  
したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。  
(昭和33年4月21日付け行政局長通知)

登記簿上の字名  
各地区(行政区)の名称と登記簿上の字の名称は異なるものである。行政区の取扱いについては、第5回協議会(平成15年6月)に提案予定。

## 2. 住居表示の先進事例

### さぬき市(H 14.4.1 合併)

大川郡津田町津田 番地 さぬき市津田町津田 番地  
大川郡志度町大字小田 番地 さぬき市小田 番地

### 佐伯・南郡合併協議会

南海部郡米水津村大字 番地 佐伯市米水津 番地 (提案・検討中)  
南海部郡蒲江町大字 番地 佐伯市蒲江 番地

### 天草上島4町合併協議会(H 16.3.31 合併予定)

熊本県天草郡大矢野町大字登立 番地 熊本県上天草市大矢野町登立 番地

### 調整の具体的内容

町及び字の区域については、現行のとおりとする。

住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。

番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年5月8日 専門部会案)

町及び字の区域については、現行のとおりとする。

住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。

番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

(平成15年5月15日 幹事会案)

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号-1

大野郡5町2村合併協議会

| 小項目                  | 大野郡5町2村の現況  |  |  |   |  |  |   |
|----------------------|---|--|--|---|--|--|---|
|                      | 三重町   | 清川村  | 緒方町  | 朝地町   | 大野町  | 千歳村  | 犬飼町   |
| <b>大字名</b><br>(五十音順) | <b>大字数 (28)</b><br><br>1 赤嶺<br>2 秋葉<br>3 浅瀬<br>4 芦刈<br>5 井迫<br>6 市場<br>7 内田<br>8 内山<br><b>9 大白谷</b><br>10 奥畑<br>11 小坂<br>12 小田<br>13 上田原<br>14 川辺<br>15 菅生<br>16 玉田<br>17 中津留<br>18 西泉<br>19 西畑<br>20 久田<br><b>21 伏野</b><br>22 本城<br>23 松尾<br>24 宮野<br>25 向野<br>26 百枝<br>27 山部<br>28 鷲谷 | <b>大字数 (11)</b><br><br>1 雨堤<br>2 白尾<br>3 宇田枝<br><b>4 大白谷</b><br>5 砂田<br>6 左右知<br><b>7 天神</b><br><b>8 平石</b><br><b>9 伏野</b><br>10 三玉<br>11 六種 | <b>大字数 (36)</b><br><br>1 井上<br>2 上畑<br>3 小宛<br>4 大石<br>5 小原<br>6 尾平鉦山<br>7 片ヶ瀬<br>8 上自在<br>9 上年野<br>10 上冬原<br>11 木野<br>12 草深野<br>13 久土知<br>14 栗生<br>15 越生<br><b>16 志賀</b><br>17 軸丸<br>18 下自在<br>19 下徳田<br>20 大化<br>21 滞迫<br>22 知田<br>23 辻<br>24 寺原<br><b>25 天神</b><br>26 徳田<br>27 中野<br><b>28 夏足</b><br>29 野尻<br>30 馬場<br>31 原尻<br><b>32 平石</b><br>33 鮎川<br>34 冬原<br>35 馬背畑<br>36 柚木 | <b>大字数 (13)</b><br><br>1 朝地<br>2 池田<br>3 板井迫<br>4 市万田<br>5 上尾塚<br>6 栗林<br><b>7 志賀</b><br>8 下野<br>9 坪泉<br>10 鳥田<br>11 梨小<br>12 宮生<br>13 綿田 | <b>大字数 (24)</b><br><br>1 安藤<br>2 後田<br>3 大原<br>4 片島<br>5 北園<br>6 桑原<br>7 郡山<br>8 小倉木<br>9 酒井寺<br>10 沢田<br>11 杉園<br>12 代三五<br>13 田代<br>14 田中<br>15 十時<br>16 中土師<br>17 中原<br><b>18 長畑</b><br><b>19 夏足</b><br>20 藤北<br>21 宮迫<br>22 矢田<br>23 屋原<br>24 両家 | <b>大字数 (8)</b><br><br>1 石田<br>2 柴山<br>3 下山<br>4 高畑<br>5 長峰<br>6 新殿<br>7 船田<br>8 前田 | <b>大字数 (13)</b><br><br>1 犬飼<br>2 大寒<br>3 久原<br>4 栗ヶ畑<br>5 黒松<br>6 高津原<br>7 西寒田<br>8 柴北<br>9 下津尾<br>10 田原<br><b>11 長畑</b><br>12 山内<br>13 柚野木 |

大野郡5町2村における大字については、地番の重複なし。

**先進事例**

**八代地域市町村合併協議会（H 17.1.16 合併予定）**

1. 八市町村の町・字の区域については従前のとおりとする。
2. 名称の表示は「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前において現市町村で調整する。
3. 新市の住所の表示は、番地と数値の間の「の」を表記しないこととする。  
なお、実施時期は合併の際の新市名称変更時に行う。

**確認された住所の表示例**

|           |                        |   |                   |
|-----------|------------------------|---|-------------------|
| <b>例1</b> | 八代市揚町1 2 3 4番地の5       | ➡ | 市場町1 2 3 4番地5     |
| <b>例2</b> | 八代郡千丁町大字大牟田1 2 3 4番地の5 | ➡ | 市千丁町大牟田1 2 3 4番地5 |
| <b>例3</b> | 八代郡坂本村大字葉木1 2 3 4番地の5  | ➡ | 市坂本町葉木1 2 3 4番地5  |

**宗像市（宗像市・玄海町 H 15.4.1 合併）**

2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。

**理由**

2市町の町及び字の名称及び区域を従前のとおりとする理由としては、宗像市と玄海町の中に同一名称の町又は字が存在しないこと、合併後すぐに区域の変更を必要とする理由がないことによる。大字を削除する理由としては、削除しても現代における生活に何ら支障がなく、むしろ各種の申請書類の作成等が簡便になる。また、宗像市には「大字」を冠した大字名とそうでない大字名があり、合併を契機に統一した方が望ましいと思われる。（古賀市が市に昇格した時点で廃した例あり）なお、「大字」を削除した場合、住民は各種変更手続等が必要になる場合がある。

**三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県 H 16.4.1 合併予定）**

新市の町の区域及び名称は、三次市においては現行のとおりとし、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町においては、それぞれ君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町という町の区域を設定する。

君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のとおりとする。

**本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会（岐阜県 H 16.2.1 合併予定）**

「字」の区域については、従前のとおりとする。

字の名称については、次のとおりとする。

本巢町の「日当」を除く全ての「大字表記」及び糸貫町の「屋井」「七五三」「早野」の「大字表記」は削除する。

根尾村の全ての大字名については、従前の大字名の前に「根尾」をつける。

及び 以外の「字」については、従前のとおりとする。」と確認

**峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（京都府 H 16.3.1 合併予定）**

現町名を6町とも残し、町名、字名は現状のまま新市へ継承する。但し、表記としては、「字」を使用しない。

**住所の表示例** 京都府中郡大宮町字口大野228番地の1 ➡ 京都府京丹後市大宮町口大野228番地の1

**小委員会での主な意見**

住所の表記については、

上に繋がる新市の名称との関係を気にする意見

戸籍や登記における表記などとの関係を心配する声

住所の表記は、なるべく短くした方がよい

新たな市として出発するため、一体感が生まれるよう、この際現在の各町の町名は、なくすべき

現在の町名には、味があり、意味がある。町名はブランドである。

合併して広域になるので、現在の町名をなくせば、どこかわからなくなる。

また、「字」については、

「字」が付くと暗いイメージがする。

現在、表記をしていない町(丹後町)があるので、付けない方で統一したらどうか。

**穂積町・巢南町合併協議会（岐阜県 H 15.5.1 合併予定）**

(1) 町、字の名称については、次のとおりとする。

ア 穂積町の「大字本田」、「大字只越」、「大字別府」、「大字穂積」及び「大字稲里」は、「大字」を削除し、「本田」、「只越」、「別府」、「穂積」及び「稲里」とする。他は現行のとおりとする。

イ 巢南町は、全地区現行のとおりとする。

(2) 町、字の区域は現行のとおりとする。

大野郡5町2村における住所表記の具体的な検討

検討の要件

住所表記とは？

……ここで言う「住所表記」とは、郵便を差し出す場合の「現町村名+行政区」等の略式のものとは違い、新市の役所のほか、官公署で取り扱う登記や免許証交付の際に用いる正式な住所の表記を意味する。

住所表記に現町村名を残すのか否か？

……「現町村名を残したい・・・。」との住民の方々の声強いことを受け、住所表示に現町村名を取り込む（残す）ことについて、各町村の「新市まちづくり委員会」等で十分に協議する必要がある。

住所表記を統一するか否か？

……平成14年4月1日に誕生した「さぬき市」のように、旧町村ごとに住所表記が異なる（旧町村ごとに住所表記を決定した。）ことは、新市としての統一感に欠けるため、可能な限り住所表記の統一を図る。

住所表記の簡略化を図る。

……字名については、「大字」の字句を削除するとともに、「番地」の字句と枝番（数値）との間の「の」の字句を削除する。

住所表記については、住民の方々の日常生活に関わる重要な事柄であるため、各町村の「新市まちづくり委員会」等で十分に議論して決定すべきである。その決定は、新市としての一体感を醸成するため、住所表記の統一を図るべきである。法的手続きを要しない配置分合（合併）を機に、住所表記の簡略化を図るべきである。具体的には、下記のケース2～4の中から決定されるものとする。

ケース1

条件

町名については、「町又は村」の字句を削除する。  
字名については、「大字」の字句を削除する。  
「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

|                   |   |             |
|-------------------|---|-------------|
| 大野郡三重町大字市場1200番地  | ⇒ | 市三重市場1200番地 |
| 大野郡清川村大字砂田1819番地  | ⇒ | 市清川砂田1819番地 |
| 大野郡緒方町大字馬場36番地    | ⇒ | 市緒方馬場36番地   |
| 大野郡朝地町大字朝地891番地   | ⇒ | 市朝地朝地891番地  |
| 大野郡大野町大字田中81番地の1  | ⇒ | 市大野田中81番地1  |
| 大野郡千歳村大字新殿706番地の1 | ⇒ | 市千歳新殿706番地1 |
| 大野郡犬飼町大字犬飼28番地    | ⇒ | 市犬飼犬飼28番地   |

ケース3

条件

町名については、一切使用しない。  
字名については、「大字」の字句を削除する。  
「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

|                   |   |           |
|-------------------|---|-----------|
| 大野郡三重町大字市場1200番地  | ⇒ | 市市場1200番地 |
| 大野郡清川村大字砂田1819番地  | ⇒ | 市砂田1819番地 |
| 大野郡緒方町大字馬場36番地    | ⇒ | 市馬場36番地   |
| 大野郡朝地町大字朝地891番地   | ⇒ | 市朝地891番地  |
| 大野郡大野町大字田中81番地の1  | ⇒ | 市田中81番地1  |
| 大野郡千歳村大字新殿706番地の1 | ⇒ | 市新殿706番地1 |
| 大野郡犬飼町大字犬飼28番地    | ⇒ | 市犬飼28番地   |

メリット

デメリット

朝地町、犬飼町において、字名が町名と同一の箇所があり、住所表記としては適当でない。

メリット

新市としての一体感や統一を図ることができる。  
住所表記の簡略化が図られる。

デメリット

町村名が表示されないため、住民の抵抗感があるのではないかと。大字名の重複があるため、旧町村の区域が明確でない。合併当初の行政事務に混乱を来す恐れがある。

ケース2

条件

町名については、清川村及び千歳村をそれぞれ「清川町」「千歳町」とする。  
字名については、「大字」の字句を削除する。  
「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

|                   |   |              |
|-------------------|---|--------------|
| 大野郡三重町大字市場1200番地  | ⇒ | 市三重町市場1200番地 |
| 大野郡清川村大字砂田1819番地  | ⇒ | 市清川町砂田1819番地 |
| 大野郡緒方町大字馬場36番地    | ⇒ | 市緒方町馬場36番地   |
| 大野郡朝地町大字朝地891番地   | ⇒ | 市朝地町朝地891番地  |
| 大野郡大野町大字田中81番地の1  | ⇒ | 市大野町田中81番地1  |
| 大野郡千歳村大字新殿706番地の1 | ⇒ | 市千歳町新殿706番地1 |
| 大野郡犬飼町大字犬飼28番地    | ⇒ | 市犬飼町犬飼28番地   |

ケース4

条件

町名については、清川村、千歳村のみ「村」の字句を削除する。  
字名については、「大字」の字句を削除する。  
「番地」の字句と枝番（数値）の間の「の」の字句を削除する。

(例)

|                   |   |              |
|-------------------|---|--------------|
| 大野郡三重町大字市場1200番地  | ⇒ | 市三重町市場1200番地 |
| 大野郡清川村大字砂田1819番地  | ⇒ | 市清川砂田1819番地  |
| 大野郡緒方町大字馬場36番地    | ⇒ | 市緒方町馬場36番地   |
| 大野郡朝地町大字朝地891番地   | ⇒ | 市朝地町朝地891番地  |
| 大野郡大野町大字田中81番地の1  | ⇒ | 市大野町田中81番地1  |
| 大野郡千歳村大字新殿706番地の1 | ⇒ | 市千歳新殿706番地1  |
| 大野郡犬飼町大字犬飼28番地    | ⇒ | 市犬飼町犬飼28番地   |

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？  
新市としての一体感や統一を図ることができる。

デメリット

清川村、千歳村の住民の方々が違和感を持つのではないかと。

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？

デメリット

清川村、千歳村の住民の方々が違和感を持つのではないかと。  
新市としての一体感に欠ける。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号-1

大野郡5町2村合併協議会

## 住所の表示変更により必要となる手続き等

### 1. 国・県関係機関の手続き

| 件名   | 該当者   | 関係機関(窓口)                                | 手続等  |
|--|---|---|--|
| 不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿等)の住所                                  | 土地・建物の登記簿等に三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町(以下「旧町」という。)の住所で登記されている方 | 不動産の所在地を直轄する法務局                         | 合併及び市制施行により、所有者の住所が変更になりますが、旧町名を「市」として読み替える規定(不動産登記法第59条)があります。旧住所のままで差し支える場合は、登記名義人の住所変更登記(非課税)申請が必要です。 |
| 抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所                                   | 土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町の住所で登記されている方                 |   |  |
| 商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という。)の修正と代表者の住所              | 旧町に所在する会社等及びその代表者   | 本店等、支店及び従たる事務所(以下「支店等」という。)の所在地を直轄する法務局 |  |
| 労働安全衛生法による免許証・技能講習終了証の住所                                 | 左記免許証等の所有者  | 大分労働局安全衛生課                              | 住所変更手続の必要なし。   |
| 政府管掌健康保険被保険者証の住所   | 左記健康保険の被保険者   | 大分社会保険事務局                               | 住所変更手続の必要なし。<br>なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、自分で訂正のこと。   |
| 国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者の住所                               | 左記年金の被保険者及び受給者  | 大分社会保険事務所                               | 住所変更手続の必要なし。   |
| 国民年金基金加入者及び受給者の住所  | 左記基金加入者及び受給者  | 大分県国民年金基金                               | 住所変更手続の必要なし。   |
| 各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車検査証)                                 | 軽自動車(4輪)の使用者・所有者  | 軽自動車検査協会                                | 住所変更手続の必要なし。   |
|  | 二輪(126cc以上)小型自動車及び普通自動車の各使用者・所有者                                | 運輸局 陸運支局 登録部門                           | 住所変更手続の必要なし。<br>ただし、抹消登録は、住所の変更登録(無料)の上、手続可能。  |
| 自賠責保険等   | 左記保険等の加入者   | 各保険会社等                                  | 手続等は各保険会社に確認のこと。   |
| 自動車運転免許証   | 自動車運転免許証の交付を受けている方  | 運転免許センター<br>住所地・勤務地を直轄する警察署             | 免許証の本籍・住所は、更新時に変更するので、合併時に変更手続の必要なし。<br>なお、更新時までに変更を希望される方は、最寄りの窓口で手続可能。(手数料なし)                          |
| 猟銃・空気銃所持許可証、鉄砲所持許可証、刀剣類所持許可証、人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書 | 左記の許可証等の交付を受けている方   | 住所地を管轄する警察署の生活安全課                       | 住所変更手続の必要なし。<br>書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)   |
| 風俗営業許可証、古物商・古物市場主の許可証、質屋許可証、金属くず商の許可証、金属くず行商の証           | 左記の許可証等の交付を受けている方   | 営業所の所在地を直轄する警察署の生活安全課                   | 住所変更手続の必要なし。<br>書換えを希望される方は、営業所の住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)   |
| 警備業認定証   | 警備業認定証の交付を受けている方  | 主たる営業所の所在地を直轄する警察署の生活安全課                | 住所変更手続の必要なし。<br>書換えを希望される方は、営業所の住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)   |
| 警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証                             | 左記の資格者証の交付を受けている方   | 住所地を管轄する警察署の生活安全課                       | 住所変更手続の必要なし。<br>書換えを希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)   |
| 警備員に係る検定合格証  | 左記の検定合格証の交付を受けている方  |   |  |
| 自動車保管場所証明書   | 自動車保管場所証明書の交付を受けている方  | 保管場所を管轄する警察署の交通課                        | 住所変更手続の必要なし。<br>書換えを希望される方は、保管場所を管轄する警察署で手続可能。(手数料なし)  |
| 保管場所標章番号通知書  | 保管場所標章番号通知書の交付を受けている方   |   |  |
| 通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外けん引許可証                       | 左記の許可証の交付を受けている方  | 許可証を発行した警察署の交通課                         | 住所変更手続の必要なし。<br>書換えを希望される方は、許可証を発行した警察署で手続可能。(手数料なし)   |



# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号-1

大野郡5町2村合併協議会

| 件名                                     | 該当者  | 関係機関(窓口)                             | 手続等   |
|--|--|--------------------------------------|---|
| 旅券(パスポート)                              | 旅券所持者  | 大分県パスポートセンター(大分市オアシス内)<br>最寄りの県地方振興局 | 住所変更手続の必要なし。<br>なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、自分で訂正のこと。<br>ただし、査証のページに書き込みをすると旅券が使えなくなることがあるので要注意。 |
|  | 旅券申請者  |                                      | 申請時に提出する住民票・戸籍抄(謄)本については、発行後6ヵ月に変更がなければ使用可。   |
| 食品の営業許可<br>環境衛生営業等許可及び特定建築物届出          | 食品の営業許可を受けている方<br>理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可等を受けている方並びに特定建築物の届出をされている方 | 大分県三重保健所                             | 住所変更手続の必要なし。<br>住所変更手続の必要なし。  |
| 薬局等の許可                                 | 薬局等の許可を受けている方  | 各金融機関                                | 住所変更手続の必要なし。  |
| 毒物劇物販売業等の登録                            | 毒物劇物販売業等の登録を受けている方   |                                      | 住所変更手続の必要なし。  |
| 温泉の利用許可                                | 温泉の利用許可を受けている方   |                                      | 住所変更手続の必要なし。  |
| 預金通帳、定期預金証書等<br>キャッシュカード(預金払戻し等に利用)    | 預金者等<br>左記カードの所有者  |                                      | 住所変更手続の必要なし。個々には各金融機関に確認が必要。  |
| クレジットカード(買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの) |  | 各金融機関、クレジット会社                        | 各社とも対応が異なるので、詳細については各窓口へ確認のこと。  |
| 有価証券、保険証書等                             | 株券等の有価証券所有者、生命・損害保険等の加入者   | 各規約等に定める窓口                           |   |

## 2. 新市関係機関の手続き

| 件名                   | 該当者          | 関係機関(窓口)  | 手続等   |
|----------------------|--------------|---|---|
| 印鑑登録証                | 左記の登録者       | 新市役所(本庁・支所)の関係窓口  | 住所変更手続の必要なし。  |
| 外国人登録証               |              |   | 合併後、来庁の際に窓口で変更。   |
| 交通傷害保険               | 左記保険の加入者     |   | 住所変更手続の必要なし。  |
| 老人保健医療受給者証           | 左記の受給者       |   | 住所変更手続の必要なし。<br>合併前に新しい受給者証を郵送予定。よって、旧受給者証を市役所まで持参のこと。<br>新市発足後に医療機関にかかる場合は必ず新しい受給者証を提示のこと。 |
| 老人保健特定疾病療養受療証        | 左記の受療者       |   | 住所変更手続の必要なし。<br>合併後速やかに新しい受療証を郵送予定。よって、旧受療証を市役所まで持参のこと。<br>その後医療機関にかかる場合は必ず新しい受療証を提示のこと。    |
| 老人医療入院時に係る減額認定証      | 左記の認定者       |   | 住所変更手続の必要なし。<br>合併後速やかに新しい減額認定証を郵送予定。よって、旧認定証を市役所まで持参のこと。<br>その後医療機関にかかる場合は必ず新しい認定証を提示のこと。  |
| 68・69歳医療費受給資格者証      | 左記の受給者       |   | 住所変更手続の必要なし。  |
| 重度心身障害者等医療費受給資格者証    |              |   | 合併前に新しい受給資格者証を郵送予定。よって、旧受給資格者証を市役所まで持参のこと。<br>その後市役所に医療費支給申請書提出する場合は必ず新しい受給資格者証を提示のこと。      |
| 母子家庭等医療費受給資格者証       |              |   |   |
| 乳幼児医療費受給資格者証         |              |   |   |
| 母子健康手帳               | 左記手帳の所持者     |   | 住所変更手続の必要なし。<br>更新時に新しい住所に変更。   |
| 児童扶養手当証書             | 左記手当の受給者     |   |   |
| 児童手当                 |              |   |   |
| 特別児童扶養手当証書           | 左記手当の受給者     |   |   |
| 身体障害者手帳              | 左記手帳の所持者     |   | 住所変更手続の必要なし。  |
| 療育手帳                 |              |   |   |
| 戦傷病者手帳               |              |   |   |
| 精神障害者保健福祉手帳          |              |   |   |
| 精神障害者通院医療費公費負担患者票    | 左記の患者票をお持ちの方 |   | 住所変更手続の必要なし。更新時に新しい住所に変更。   |
| 国民健康保険被保険者証(国民健康保険証) | 左記被保険者証等の所持者 |   | 住所変更手続の必要なし。<br>合併前に新しい被保険者証を郵送予定。新市発足後には新しい被保険者証を使用のこと。                                    |
| 国民健康保険標準負担額減額認定証     | 左記手当の受給者     | 住所変更手続の必要なし。<br>標準負担額減額認定証は、5月31日まで利用可能。新市の認定証は、次回認定時に交付。 |   |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第19号-1

大野郡5町2村合併協議会

| 件名  | 該当者             | 関係機関(窓口)         | 手続等                                   |
|---|-----------------|------------------|---------------------------------------|
| 国民年金被保険者の住所   | 左記年金の被保険者       | 新市役所(本庁・支所)の関係窓口 | 住所変更手続の必要なし。                          |
| 介護保険被保険者証   | 左記の被保険者証の所持者    |                  | 住所変更手続の必要なし。<br>合併後速やかに新しい被保険者証を郵送予定。 |
| 介護保険標準負担額減額認定証<br>介護保険特定標準負担額減額認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)<br>介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)<br>訪問介護利用者負担額減額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の利用者減額措置) | 左記認定書の所持者       |                  | 住所変更手続の必要なし。<br>合併後速やかに新しい認定証を郵送予定。   |
| 保育所、学校への住所変更手続き   | 学校等の在学者等        |                  | 各学校                                   |
| 原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書   | 左記の標識の交付を受けている方 | 新市役所(本庁・支所)の関係窓口 | 住所変更手続の必要なし。                          |
| 犬の飼い主の住所  | 犬の飼い主           |                  |                                       |

# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |   |     |                |  |
|-------|---|-----|----------------|--|
| 大項目   | 5. 財産の取扱い   | 中項目 | 1. 山林を除く財産の取扱い |  |
| 協議の結果 | 調整の具体的内容(総括) = 専門部会・幹事会案<br>5町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用については、最少限にとどめ、必要保有額の確保に努める。 |     |                |  |

| 調 査                   | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況  |  |  |  |   |   |  | 調整の具体的内容  |                                     |
|-----------------------|--|--|--|--|---|---|--|---|-------------------------------------|
| 町村名                   | 三重町  | 清川村  | 緒方町  | 朝地町  | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町  |   |                                     |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容 | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり                  | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり              | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり                | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり            | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり                 | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり             | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり                | <b>1 公有財産</b><br>土地<br>行政財産<br>普通財産<br>建物<br>行政財産<br>普通財産<br>山林(次項別途記載)<br>物件<br>有価証券<br>出資による権利<br><br>詳細は別紙のとおり | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|                       | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品  | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品  | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品  | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品  | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品   | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品   | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品  | <b>2 物品</b><br>車両<br>その他の備品   | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|                       | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり  | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり  | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり  | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり  | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり   | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり   | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり  | <b>3 債権</b><br>貸付資金<br><br>別紙のとおり   | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>現行のまま新市に引き継ぐ。 |
|                       | <b>4 基金</b><br>普通会計 1,871,652千円<br>財調 390,719<br>減債 211,584<br>その他 1,269,249<br><br>特別会計 319,580千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>4,832,453 | <b>4 基金</b><br>普通会計 927,612千円<br>財調 138,710<br>減債 166,906<br>その他 621,996<br><br>特別会計 149,886千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>1,232,099 | <b>4 基金</b><br>普通会計 1,061,441千円<br>財調 107,687<br>減債 335,925<br>その他 617,829<br><br>特別会計 480,245千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>2,810,007 | <b>4 基金</b><br>普通会計 817,736千円<br>財調 309,888<br>減債 23,423<br>その他 484,425<br><br>特別会計 66,801千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>1,510,340 | <b>4 基金</b><br>普通会計 1,535,110千円<br>財調 367,924<br>減債 79,037<br>その他 1,088,149<br><br>特別会計 238,620千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>2,353,223 | <b>4 基金</b><br>普通会計 737,234千円<br>財調 136,343<br>減債 331,192<br>その他 269,699<br><br>特別会計 61,610千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>1,138,191 | <b>4 基金</b><br>普通会計 1,128,428千円<br>財調 262,232<br>減債 235,863<br>その他 630,333<br><br>特別会計 262,695千円<br><br>標準財政規模(H14)<br>1,663,661 | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>基金の活用については、必要最少限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。<br><br>標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総額      |                                     |
|                       | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 6,360,824<br>特別会計 1,358,591<br>計 7,719,415   | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 3,107,380<br>特別会計 421,130<br>計 3,528,510   | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 8,336,972<br>特別会計 3,133,104<br>計 11,470,076  | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 3,003,629<br>特別会計 0<br>計 3,003,629   | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 5,204,557<br>特別会計 1,159,938<br>計 6,364,495  | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 2,307,358<br>特別会計 853,394<br>計 3,160,752  | <b>5 債務(地方債)</b> 千円<br>普通会計 4,118,321<br>特別会計 1,052,249<br>計 5,170,570   | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>現行のまま新市に引き継ぐ。   |                                     |
|                       | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり  | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり  | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり  | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり  | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり   | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり   | <b>6 債務(債務負担行為)</b><br><br>別紙のとおり  | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>現行のまま新市に引き継ぐ。   |                                     |

# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|      |            |     |            |
|------|------------|-----|------------|
| 大項目  | 5. 財産の取り扱い | 中項目 | 2. 山林の取り扱い |
| 調整内容 |            |     |            |

| 調 査<br>町村名            | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 |                  |                  |                 |                 |                 |                  | 調整の具体的内容  |
|-----------------------|---------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|---|
|                       | 三重町                 | 清川村              | 緒方町              | 朝地町             | 大野町             | 千歳村             | 犬飼町              |   |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容 | 山林                  | 山林               | 山林               | 山林              | 山林              | 山林              | 山林               | <p><b>【専門部会・幹事会案】</b><br/>大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても、新市に引き継ぐものとする。</p> |
|                       | 所有面積<br>2344.3ha    | 所有面積<br>53.3ha   | 所有面積<br>1219.2ha | 所有面積<br>958.9ha | 所有面積<br>743.9ha | 所有面積<br>177.2ha | 所有面積<br>227.5ha  |   |
|                       | 分収面積<br>228.5ha     | 分収面積<br>1166.9ha | 分収面積<br>598.9ha  | 分収面積<br>573.8ha | 分収面積<br>123.9ha | 分収面積<br>0ha     | 分収面積<br>1384.3ha |   |
|                       | 合計 2572.8ha         | 合計 1220.2ha      | 合計 1818.1ha      | 合計 1532.7ha     | 合計 867.8ha      | 合計 177.2ha      | 合計 1611.8ha      |   |

|             |          |
|-------------|----------|
| 大野郡5町2村合計山林 |          |
| 所有面積        | 5724.3ha |
| 分収面積        | 4076.3ha |
| 合 計         | 9800.6ha |

# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 大野郡5町2村の財産に関する調書（総括表）

### 1. 公有財産

#### (1) 土地

単位：㎡

| 区 分  | 平成13年度末現在高 |           |           |           |           |           |           |            |           |
|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
|      | 三重町        | 清川村       | 緒方町       | 朝地町       | 大野町       | 千歳村       | 犬飼町       | 計          |           |
| 行政財産 | 本庁舎        | 7,638     | 4,508     | 5,074     | 4,086     | 2,977     | 11,998    | 1,806      | 38,087    |
|      | その他の行政機関   | 990       | 14,240    | 14,375    | 376       | 0         | 117       | 15,298     | 45,396    |
|      | 消防施設       | 257       | 0         | 0         | 376       | 0         | 117       | 607        | 1,357     |
|      | その他        | 733       | 14,240    | 14,375    | 0         | 0         | 0         | 14,691     | 44,039    |
|      | 公 共 用 財 産  | 525,759   | 1,114,356 | 475,003   | 455,036   | 229,272   | 156,991   | 278,318    | 3,234,735 |
|      | 学校         | 206,680   | 39,698    | 79,877    | 119,613   | 70,608    | 39,678    | 57,055     | 613,209   |
|      | 公営住宅       | 90,743    | 35,910    | 18,939    | 39,654    | 32,171    | 9,570     | 25,816     | 252,803   |
|      | 公園         | 42,285    | 171,657   | 301,872   | 177,851   | 72,307    | 65,759    | 107,705    | 939,436   |
|      | その他        | 186,051   | 867,091   | 74,315    | 117,918   | 54,186    | 41,984    | 87,742     | 1,429,287 |
|      | 計          | 534,387   | 1,133,104 | 494,452   | 459,498   | 232,249   | 169,106   | 295,422    | 3,318,218 |
| 普通財産 | 宅 地        | 15,191    | 30,546    | 12,441    | 0         | 51,598    | 5,077     | 6,555      | 121,408   |
|      | 山 林        | 2,572,782 | 1,220,247 | 1,818,127 | 1,532,718 | 867,829   | 177,211   | 1,611,795  | 9,800,709 |
|      | 所 有        | 2,344,258 | 53,299    | 1,219,189 | 958,880   | 743,929   | 177,211   | 227,536    | 5,724,302 |
|      | 分 収        | 228,524   | 1,166,948 | 598,938   | 573,838   | 123,900   | 0         | 1,384,259  | 4,076,407 |
|      | 原 野        | 2,935,459 | 1,251,567 | 145,409   | 0         | 3,263,832 | 3,702     | 348,825    | 7,948,794 |
| 計    | 5,523,432  | 2,502,360 | 1,975,977 | 1,532,718 | 4,183,259 | 185,990   | 1,967,175 | 17,870,911 |           |
| 合 計  | 6,057,819  | 3,635,464 | 2,470,429 | 1,992,216 | 4,415,508 | 355,096   | 2,262,597 | 21,189,129 |           |

#### (2) 建物

単位：㎡

| 区 分  | 平成13年度末現在高 |       |       |       |       |       |       |        |          |        |        |        |        |        |        |         |         |        |        |        |        |        |        |         |         |       |
|------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|
|      | 木 造（延面積）   |       |       |       |       |       |       |        | 非木造（延面積） |        |        |        |        |        |        |         | 延面積計    |        |        |        |        |        |        |         |         |       |
|      | 三重町        | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町   | 計      | 三重町      | 清川村    | 緒方町    | 朝地町    | 大野町    | 千歳村    | 犬飼町    | 計       | 三重町     | 清川村    | 緒方町    | 朝地町    | 大野町    | 千歳村    | 犬飼町    | 計       |         |       |
| 行政財産 | 本庁舎        | 0     | 18    | 159   | 234   | 0     | 0     | 0      | 411      | 4,122  | 1,699  | 3,264  | 1,868  | 1,395  | 2,920  | 1,333   | 16,601  | 4,122  | 1,717  | 3,423  | 2,102  | 1,395  | 2,920  | 1,333   | 17,012  |       |
|      | その他の行政機関   | 95    | 603   | 0     | 229   | 0     | 0     | 0      | 927      | 893    | 2,967  | 7,727  | 82     | 0      | 74     | 3,098   | 14,841  | 988    | 3,570  | 7,727  | 311    | 0      | 74     | 3,098   | 15,768  |       |
|      | 消防施設       | 0     | 0     | 0     | 229   | 0     | 0     | 0      | 229      | 163    | 0      | 0      | 82     | 0      | 74     | 468     | 787     | 163    | 0      | 0      | 311    | 0      | 74     | 468     | 1,016   |       |
|      | その他        | 95    | 603   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 698      | 730    | 2,967  | 7,727  | 0      | 0      | 0      | 2,630   | 14,054  | 825    | 3,570  | 7,727  | 0      | 0      | 0      | 2,630   | 14,752  |       |
|      | 公共用財産      | 4,554 | 6,466 | 2,862 | 6,864 | 6,839 | 2,823 | 3,054  | 33,462   | 65,965 | 14,775 | 31,652 | 16,629 | 23,002 | 13,543 | 20,431  | 185,997 | 70,519 | 21,241 | 34,514 | 23,493 | 29,841 | 16,366 | 23,485  | 219,459 |       |
|      | 学校         | 959   | 207   | 270   | 238   | 1,462 | 240   | 483    | 3,859    | 23,590 | 8,156  | 17,545 | 9,735  | 15,804 | 5,791  | 9,486   | 90,107  | 24,549 | 8,363  | 17,815 | 9,973  | 17,266 | 6,031  | 9,969   | 93,966  |       |
|      | 公営住宅       | 0     | 3,138 | 945   | 4,091 | 2,356 | 1,448 | 0      | 11,978   | 22,856 | 2,325  | 7,155  | 263    | 2,000  | 762    | 6,798   | 42,159  | 22,856 | 5,463  | 8,100  | 4,354  | 4,356  | 2,210  | 6,798   | 54,137  |       |
|      | 公園         | 647   | 1,522 | 528   | 561   | 0     | 176   | 750    | 4,184    | 61     | 1,268  | 1,350  | 1,175  | 0      | 1,315  | 578     | 5,747   | 708    | 2,790  | 1,878  | 1,736  | 0      | 1,491  | 1,328   | 9,931   |       |
|      | その他        | 2,948 | 1,599 | 1,119 | 1,974 | 3,021 | 959   | 1,821  | 13,441   | 19,458 | 3,026  | 5,602  | 5,456  | 5,198  | 5,675  | 3,569   | 47,984  | 22,406 | 4,625  | 6,721  | 7,430  | 8,219  | 6,634  | 5,390   | 61,425  |       |
|      | 計          | 4,649 | 7,087 | 3,021 | 7,327 | 6,839 | 2,823 | 3,054  | 34,800   | 70,980 | 19,441 | 42,643 | 18,578 | 24,397 | 16,537 | 24,862  | 217,438 | 75,629 | 26,528 | 45,664 | 25,906 | 31,236 | 19,360 | 27,916  | 252,239 |       |
| 普通財産 | 宅 地        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 343    | 343      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 1,011  | 0       | 1,011   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 1,011  | 343     | 1,354   |       |
|      | 山 林        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       |       |
|      | 田 畑        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       |       |
|      | 原 野        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       |       |
|      | その他        | 0     | 0     | 146   | 0     | 0     | 0     | 0      | 146      | 0      | 0      | 1,347  | 0      | 0      | 0      | 0       | 1,347   | 0      | 0      | 1,493  | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 1,493 |
|      | 計          | 0     | 0     | 146   | 0     | 0     | 0     | 343    | 489      | 0      | 0      | 1,347  | 0      | 0      | 1,011  | 0       | 2,358   | 0      | 0      | 1,493  | 0      | 0      | 1,011  | 343     | 2,847   |       |
| 合 計  | 4,649      | 7,087 | 3,167 | 7,327 | 6,839 | 2,823 | 3,397 | 35,289 | 70,980   | 19,441 | 43,990 | 18,578 | 24,397 | 17,548 | 24,862 | 219,796 | 75,629  | 26,528 | 47,157 | 25,906 | 31,236 | 20,371 | 28,259 | 255,086 |         |       |

行政財産 = 公有財産の内、地方公共団体において現に公用若しくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産（地方自治法第238条第3項）

普通財産 = 行政財産以外の一切の公有財産（同法同項）。直接特定の行政目的のために供されるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済的価値を發揮させるために管理する財産。

# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目第5号

大野郡5町2村合併協議会

(3) 山林

| 土地の権利の区分    | 平成13年度末現在高 |           |           |           |         |         |           |            |              |        |        |        |        |       |     |         |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|---------|
|             | 面積 (㎡)     |           |           |           |         |         |           |            | 立木の推定蓄積量 ( ) |        |        |        |        |       |     |         |
|             | 三重町        | 清川村       | 緒方町       | 朝地町       | 大野町     | 千歳村     | 犬飼町       | 計          | 三重町          | 清川村    | 緒方町    | 朝地町    | 大野町    | 千歳村   | 犬飼町 | 計       |
| 所 有         | 2,572,782  | 53,299    | 1,219,189 | 958,880   | 743,929 | 177,211 | 227,536   | 5,952,826  | 58,661       | 2,142  | 41,753 | 44,216 | 34,611 | 2,136 | 0   | 183,519 |
| 分 収         | 2,344,258  | 1,166,948 | 598,938   | 67,290    | 123,900 | 9,920   | 1,384,259 | 5,695,513  | 9,354        | 26,606 | 5,386  | 0      | 1,887  | 335   | 0   | 43,568  |
| その他の権限によるもの | 0          | 0         | 0         | 506,548   | 0       | 0       | 0         | 506,548    | 0            | 0      | 0      | 0      | 0      | 2,471 | 0   | 2,471   |
| 合 計         | 4,917,040  | 1,220,247 | 1,818,127 | 1,532,718 | 867,829 | 187,131 | 1,611,795 | 12,154,887 | 68,015       | 28,748 | 47,139 | 44,216 | 36,498 | 4,942 | 0   | 229,558 |

(4) 物件

| 区 分       | 平成13年度末現在高 |           |     |     |     |     |     |           |
|-----------|------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
|           | 三重町        | 清川村       | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | 計         |
| 地 上 権 (㎡) | 2,989,000  | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2,989,000 |
| 地 役 権 (㎡) | 0          | 0         | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0         |
| 鉱 業 権 (円) | 0          | 4,150,300 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 4,150,300 |

(5) 有価証券

単位：円

| 区 分         | 平成14年度末現在高 |           |           |           |           |         |           |            |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
|             | 三重町        | 清川村       | 緒方町       | 朝地町       | 大野町       | 千歳村     | 犬飼町       | 計          |
| 大分県畜産公社(株券) | 4,670,000  | 1,890,000 | 1,920,000 | 1,170,000 | 5,340,000 | 770,000 | 2,330,000 | 18,090,000 |
| 大分フットボールクラブ | 500,000    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0       | 0         | 500,000    |
| 合 計         | 5,170,000  | 1,890,000 | 1,920,000 | 1,170,000 | 5,340,000 | 770,000 | 2,330,000 | 18,590,000 |

区分には銘柄名と( )書きで株券、社債権、地方債証券、国際証券等を記入願います。

(6) 出資による権利

単位：円

| 区 分                 | 平成14年度末現在高  |            |            |            |            |           |            |             |
|---------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|-------------|
|                     | 三重町         | 清川村        | 緒方町        | 朝地町        | 大野町        | 千歳村       | 犬飼町        | 計           |
| ぶんど大野農業協同組合         |             |            |            | 211,000    |            |           |            | 211,000     |
| 大分県畜産物価格安定基金協会出資金   |             | 250,000    | 690,000    | 740,000    | 660,000    | 210,000   | 150,000    | 2,700,000   |
| (社)大分県農業農村振興公社出資金   |             |            | 450,000    | 310,000    | 6,000,000  | 2,485,000 | 2,460,000  | 11,705,000  |
| 大分県林業公社出資金          | 200,000     | 200,000    | 200,000    | 200,000    | 200,000    |           | 200,000    | 1,200,000   |
| 大分県農業信用基金協会出資金      | 5,590,000   | 2,180,000  | 7,260,000  | 2,570,000  | 5,980,000  | 3,058,000 | 3,790,000  | 30,428,000  |
| 大分県信用保証協会出損金        | 9,121,500   | 835,000    | 1,968,500  | 735,000    | 1,749,000  |           | 2,044,000  | 16,453,000  |
| 大分県地域技術振興財団出損金      | 2,080,000   | 60,000     | 110,000    | 110,000    | 110,000    | 60,000    | 310,000    | 2,840,000   |
| 大分県ニューライフプラザ出損金     | 10,000      | 10,000     |            | 10,000     |            |           | 10,000     | 50,000      |
| (財)ふるさと情報センター       |             |            |            | 500,000    |            |           |            | 500,000     |
| 大分県国際交流センター出損金      | 210,000     | 90,000     | 120,000    | 90,000     | 120,000    | 90,000    | 90,000     | 810,000     |
| 豊の国長寿いきいき振興センター出損金  |             | 40,000     |            | 60,000     | 100,000    |           |            | 200,000     |
| 暴力追放大分県民会議出損金       | 1,160,000   | 200,000    |            | 260,000    | 400,000    |           | 310,000    | 2,330,000   |
| 砂防フロントテア整備推進機構出損金   | 60,000      | 30,000     | 40,000     | 40,000     | 60,000     | 30,000    | 40,000     | 300,000     |
| (財)豊の国農業人材育成基金出損金   | 4,975,000   | 2,350,000  | 5,180,000  | 3,390,000  |            | 310,000   |            | 16,205,000  |
| (財)大分県腎臓バンク協会出損金    | 70,000      | 70,000     | 70,000     | 70,000     | 70,000     | 70,000    | 70,000     | 490,000     |
| 大分県森林整備センター出損金      | 10,600,000  | 3,135,000  | 8,000,000  | 4,100,000  | 7,200,000  | 1,200,000 | 2,600,000  | 36,835,000  |
| 大分県地域雇用振興協会出損金      | 600,000     | 100,000    | 200,000    | 100,000    | 200,000    | 100,000   | 400,000    | 1,700,000   |
| 大分県香りの森出損金          |             |            |            | 30,000,000 | 30,000,000 |           |            | 60,000,000  |
| (財)大分県地域保健支援センター出損金 | 73,000      | 35,000     | 46,000     | 39,000     | 50,000     | 31,000    | 43,000     | 317,000     |
| (財)大分県建築技術センター出損金   | 190,000     | 70,000     | 110,000    | 80,000     | 100,000    |           |            | 550,000     |
| 大野郡森林組合出資金          | 1,100,000   | 2,355,000  | 805,000    |            | 50,000     |           | 600,000    | 4,910,000   |
| 大野町農業公社出資金          |             |            |            |            | 30,000,000 |           |            | 30,000,000  |
| 肉用子牛価格安定基金出資金       |             |            |            |            |            | 70,000    |            | 70,000      |
| 大分県アイバンク協会出損金       | 50,000      |            | 50,000     |            |            | 50,000    |            | 150,000     |
| 大分県農地開発公社出資金        | 520,000     |            |            |            |            |           |            | 520,000     |
| 大分県畜産協会出資金          | 330,000     |            |            |            |            |           |            | 330,000     |
| 三重町上水道事業出資金         | 220,263,349 |            |            |            |            |           |            | 220,263,349 |
| 大分県信用組合出資金          | 10,000      |            |            |            |            |           |            | 10,000      |
| 県野菜価格安定基金協会出資金      |             | 300,000    |            |            |            |           |            | 300,000     |
| 県土地開発公社             |             | 300,000    |            |            |            |           |            | 300,000     |
| 村土地開発公社             |             | 10,000,000 | 1,000,000  |            |            |           |            | 11,000,000  |
| 清川村農林業公社            |             | 20,000,000 |            |            |            |           |            | 20,000,000  |
| 緒方町農業公社出資金          |             |            | 10,000,000 |            |            |           |            | 10,000,000  |
| (社)大分県農地開発公社出資金     |             |            |            |            |            |           | 340,000    | 340,000     |
| (財)リバーフロント整備センター出損金 |             |            |            |            |            |           | 1,000,000  | 1,000,000   |
| 出資金計                | 226,913,349 | 35,585,000 | 20,405,000 | 4,031,000  | 42,890,000 | 5,823,000 | 7,540,000  | 343,187,349 |
| 出損金計                | 30,299,500  | 7,025,000  | 15,894,500 | 39,584,000 | 40,159,000 | 1,951,000 | 6,917,000  | 141,830,000 |
| 合計                  | 257,212,849 | 42,610,000 | 36,299,500 | 43,615,000 | 83,049,000 | 7,774,000 | 14,457,000 | 485,017,349 |

出資とは、一般に特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として、金銭その他の財産、信用又は労務を提供することをいうが、公有財産に含まれる出資による権利とは、社団法人(民法34)、株式会社(商法165)及び有限会社(有限会社法1)等に対する出資又は財団方針(民法34)に対する出捐に伴う地方公共団体の権利をいう。

# 協定事項に係る参考資料

協定項目第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 2. 物品

### 車両関係

| 区 分                 | 平成13年度末現在高 |     |     |     |     |     |     |     |
|---------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                     | 三重町        | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | 計   |
| 普通乗用自動車(町村長車)       | 1          | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 7   |
| 大型乗用自動車(マイクロ)       | 3          | 2   | 9   | 1   | 3   | 1   | 1   | 20  |
| 普通乗用自動車(44・57(その他)) | 8          | 12  | 21  | 8   | 18  | 9   | 6   | 82  |
| 軽自動車(50・40)         | 28         | 9   | 40  | 10  | 25  | 12  | 11  | 135 |
| 消防自動車(ポンプ車)         | 2          | 1   | 3   | 1   | 2   | 1   | 1   | 11  |
| "(積載車)              | 24         | 4   | 9   | 5   | 5   | 2   | 11  | 60  |
| "(軽車両)              |            |     |     |     |     | 8   |     | 8   |
| 給食運搬車               | 2          | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |     | 7   |
| 移動図書館車              | 1          |     |     |     |     |     |     | 1   |
| トラック3t              |            |     |     |     |     |     | 1   | 1   |
| トラック1t              |            |     |     |     |     |     | 1   | 1   |
| 身体障害者用輸送車(特殊車両)     |            |     |     | 5   | 1   |     | 1   | 7   |
| 原動機付自転車             |            |     |     |     |     | 1   |     | 1   |
| 小計                  | 69         | 30  | 84  | 32  | 56  | 36  | 34  | 341 |

### (その他の備品)

| 三重町            |    | 清川村        |    | 緒方町           |    | 朝地町  |    | 大野町        |    | 千歳村        |    | 犬飼町        |    |
|----------------|----|------------|----|---------------|----|------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
| 品名             | 数量 | 品名         | 数量 | 品名            | 数量 | 品名   | 数量 | 品名         | 数量 | 品名         | 数量 | 品名         | 数量 |
| 金庫             | 1  | 自動現像機      | 1  | LGWANサービス提供機器 | 1  | 超穀類  | 60 | トラクターショベル  | 1  | グラント用トラクター | 1  | 全自動身長体重計   | 1  |
| ビルコンEL         | 2  | 腹部エコー診断装置  | 1  | オフトーク通信システム   | 1  | 水晶置物 | 1  | 農耕トラクター    | 1  | ロータリーモア    | 1  | 天体望遠鏡      | 1  |
| 投票用紙自動交付機      | 1  | ホルター記録機    | 1  | トータルステーション    | 1  | 書画類  | 13 | 光波アリダート    | 1  | トルブレイ      | 1  | 蒸気回転釜      | 3  |
| アンブルケース台       | 1  | 電子内視鏡      | 1  | サーバーIBM       | 1  | 耐火庫  | 13 | 光波測量機      | 1  | バキュームシーバ   | 1  | 食器洗浄機      | 1  |
| 酸素 Tent        | 1  | 心電図計       | 1  | 冷凍冷蔵庫         | 8  | 金庫   | 1  | ビデオプロジェクター | 1  | 無人ヘリコプター   | 1  | 食器消毒保管庫    | 2  |
| レントゲン          | 1  | 低周波治療器     | 1  | 陶芸窯           | 2  |      |    | 水墨画        | 12 | アイス製造機     | 1  | 蒸気ボイラー     | 1  |
| 三要素心電計         | 1  | トラクター      | 3  | 糸ノコ機          | 1  |      |    | 大豆選別選粒機    | 1  | 冷凍冷蔵庫      | 1  | オープン       | 1  |
| 回診車(ホスピタルカセット) | 1  | 田植機        | 2  | 自動カンナ         | 1  |      |    | コンバイン      | 1  | 予冷庫        | 1  | 連続炊飯システム   | 1  |
| パラマ自動血圧計       | 1  | コンバイン      | 2  | 各ノミ機          | 1  |      |    |            |    | 小型動力ポンプ    | 10 | フードスライサー   | 1  |
| 自動血球計数装置       | 1  | 大豆コンバイン    | 2  | 丸ノコ旋盤機        | 1  |      |    |            |    |            |    | 消毒保管機      | 2  |
| 葬斎場台車          | 1  | 無人ヘリコプター   | 1  | 木工旋盤機         | 1  |      |    |            |    |            |    | 食器自動供給装置   | 1  |
| 読み取り集計器        | 1  | マルチ張り機     | 2  | 集塵機           | 1  |      |    |            |    |            |    | 食器自動整理装置   | 1  |
| テレビカメラ         | 1  | バックホー      | 1  | ベルトサイダー       | 1  |      |    |            |    |            |    | 食缶下洗機      | 1  |
| 四連移動棚          | 6  | マニアスプレッター  | 1  | デジタルミキシング     | 1  |      |    |            |    |            |    | 食缶類洗浄機     | 1  |
| 観閲机            | 4  | 動力噴霧器      | 1  | プロジェクター       | 2  |      |    |            |    |            |    | 厨芥処理機      | 1  |
| 温水ボイラー         | 1  | フォークリフト    | 1  | スチーム調理器       | 1  |      |    |            |    |            |    | 冷蔵庫        | 6  |
| 食器洗浄器          | 1  | 精米機        | 1  | 精米機           | 1  |      |    |            |    |            |    | ボイラー       | 1  |
| 冷凍冷蔵庫          | 1  | 製粉機        | 1  | スチーム調理器       | 1  |      |    |            |    |            |    | 遠赤外線乾燥機    | 1  |
| 耕耘機            | 1  | ローダー       | 1  | 大型洗濯機         | 2  |      |    |            |    |            |    | 練り機        | 1  |
| トラクター          | 1  | パワーディスク    | 1  | 決勝審判台         | 1  |      |    |            |    |            |    | 真空包装機      | 1  |
| コンバイン          | 1  | プレハブ冷蔵庫    | 2  | ソフト用バックネット    | 2  |      |    |            |    |            |    | プレハブ冷蔵庫    | 2  |
| ハーベスタ          | 1  | 攪拌機        | 1  | グラントマスター      | 1  |      |    |            |    |            |    | 平方オブションケース | 1  |
| ドッキングローダー      | 1  | 真空包装機      | 1  | トルブレイ         | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| 冷蔵機器           | 2  | スーパースチームミニ | 1  | ロータリーモア       | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| レジスター          | 1  | 製氷機        | 1  | 三菱キャンター3.5t   | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| ブロンズ像          | 3  | 食器洗浄器      | 1  | いすゞエルフ        | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| 砕石酸製機          | 1  | ショーケース     | 3  | スズキキャリアワゴン    | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| 陶芸機            | 1  | ボイラー       | 1  | マツダボンゴ        | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| トラクター(大原グラント)  | 1  | オープンショーケース | 2  | コンバイン         | 3  |      |    |            |    |            |    |            |    |
| グルームモア         | 1  | 冷凍ショーケース   | 1  | 大豆用普通型コンバイン   | 2  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | 防除用無人ヘリコプター   | 2  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | トラクター         | 4  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | カッピングロールペーパー  | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | ラッピングマシン      | 2  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | GL53用フロントローダー | 2  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | マニアスプレッタ      | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | ディスクモア        | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | ロールペーラ        | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | 大豆色彩選別機       | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | 大豆クリーナー       | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |
|                |    |            |    | 自動式たい肥散布機     | 1  |      |    |            |    |            |    |            |    |

物品については50万円以上を基本に、各町村からの提出資料により整理しております。

緒方病院については省略

## 3. 債権

| 区 分       | 平成14年度現在高 |           |            |     |           |     |     |            |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----|-----------|-----|-----|------------|
|           | 三重町       | 清川村       | 緒方町        | 朝地町 | 大野町       | 千歳村 | 犬飼町 | 計          |
| 高齢者住宅貸付資金 | 0         | 3,800,000 | 9,824,444  | 0   | 2,435,754 | 0   | 0   | 16,060,198 |
| 災害援護資金    | 0         | 0         | 367,710    | 0   | 135,530   | 0   | 0   | 503,240    |
| 障害者住宅貸付基金 | 0         | 0         | 1,444,984  | 0   | 0         | 0   | 0   | 1,444,984  |
|           |           |           |            |     |           |     |     |            |
|           |           |           |            |     |           |     |     |            |
|           |           |           |            |     |           |     |     |            |
|           |           |           |            |     |           |     |     |            |
|           |           |           |            |     |           |     |     |            |
|           |           |           |            |     |           |     |     |            |
| 計         | 0         | 3,800,000 | 11,637,138 | 0   | 2,571,284 | 0   | 0   | 18,008,422 |

# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 4. 基金の状況（14年度末現在高 単位：千円）

| 基金名                           | 三重町              | 清川村            | 緒方町              | 朝地町            | 大野町              | 千歳村            | 犬飼町              | 計                | 備 考 |
|-------------------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|------------------|----------------|------------------|------------------|-----|
| <b>【普通会計合計】</b>               | <b>1,871,552</b> | <b>927,612</b> | <b>1,061,441</b> | <b>817,736</b> | <b>1,535,110</b> | <b>737,234</b> | <b>1,128,428</b> | <b>8,079,113</b> |     |
| <b>【財調、減償計】</b>               | <b>602,303</b>   | <b>305,616</b> | <b>443,612</b>   | <b>333,311</b> | <b>446,961</b>   | <b>467,535</b> | <b>498,095</b>   | <b>3,097,433</b> |     |
| 財政調整基金                        | 390,719          | 138,710        | 107,687          | 309,888        | 367,924          | 136,343        | 262,232          | 1,713,503        |     |
| 減償基金                          | 211,584          | 166,906        | 335,925          | 23,423         | 79,037           | 331,192        | 235,863          | 1,383,930        |     |
| <b>【その他の特定目的基金計；取崩し型・積立型】</b> | <b>810,294</b>   | <b>326,996</b> | <b>250,399</b>   | <b>261,201</b> | <b>737,926</b>   | <b>61,898</b>  | <b>442,333</b>   | <b>2,891,047</b> |     |
| ふるさと活性化基金                     | 278,631          |                |                  |                |                  |                |                  | 278,631          |     |
| 学校林基金                         | 937              |                |                  |                |                  |                |                  | 937              |     |
| 教育文化基金                        | 50,366           |                |                  |                |                  |                |                  | 50,366           |     |
| 農村活性化基金                       | 10,463           |                |                  |                |                  |                |                  | 10,463           |     |
| 公共施設整備基金                      | 469,149          |                |                  |                |                  |                |                  | 469,149          |     |
| 家畜導入事業資金供給基金                  | 748              | 649            | 243              | 2,424          |                  | 1,241          | 1,217            | 6,522            |     |
| 福祉の村づくり基金                     |                  | 14,400         |                  |                |                  |                |                  | 14,400           |     |
| 肉用牛生産奨励事業基金                   |                  | 3,021          |                  |                |                  |                |                  | 3,021            |     |
| 文化会館建設基金                      |                  | 300,006        |                  |                |                  |                |                  | 300,006          |     |
| 災害救助基金                        |                  | 8,920          |                  |                |                  |                |                  | 8,920            |     |
| 罹災救助基金                        |                  |                | 1,491            |                |                  |                |                  | 1,491            |     |
| 学校基本財産基金                      |                  |                | 1,215            |                |                  |                |                  | 1,215            |     |
| ふるさと創生基金                      |                  |                | 109,907          |                | 22,224           | 60,657         | 65,473           | 258,261          |     |
| 町有（公共）施設整備基金                  |                  |                | 954              |                | 338,793          |                | 316,269          | 656,016          |     |
| ふるさと水と土保全基金                   |                  |                | 6,511            |                |                  |                |                  | 6,511            |     |
| 奨学基金                          |                  |                | 5,343            |                |                  |                |                  | 5,343            |     |
| スポーツ傷害補償基金                    |                  |                | 483              |                |                  |                |                  | 483              |     |
| 人材育成基金                        |                  |                | 69,507           | 2,406          |                  |                |                  | 71,913           |     |
| 緒方町国保病院改築基金                   |                  |                | 43,495           |                |                  |                |                  | 43,495           |     |
| 緒方町観光振興公社法人設立準備基金             |                  |                | 11,250           |                |                  |                |                  | 11,250           |     |
| 施設園芸基盤整備基金                    |                  |                |                  | 972            |                  |                |                  | 972              |     |
| 矢田ダム関連地域振興基金                  |                  |                |                  | 229,581        | 359,108          |                |                  | 588,689          |     |
| 福祉及び教育環境整備基金                  |                  |                |                  | 25,818         |                  |                |                  | 25,818           |     |
| 農業構造改善事業及び畑地かんがい事業基金          |                  |                |                  |                | 10,660           |                |                  | 10,660           |     |
| 住宅新築資金等貸付事業基金                 |                  |                |                  |                | 3,212            |                |                  | 3,212            |     |
| 肉用牛導入事業資金供給事業基金（農協有導入）        |                  |                |                  |                | 2,829            |                |                  | 2,829            |     |
| ふるさと愛情基金                      |                  |                |                  |                | 1,100            |                |                  | 1,100            |     |
| 中山間地域農村活性化基金                  |                  |                |                  |                |                  |                | 10,492           | 10,492           |     |
| 教育基金                          |                  |                |                  |                |                  |                | 495              | 495              |     |
| 土地改良事業基金                      |                  |                |                  |                |                  |                | 48,387           | 48,387           |     |
| <b>【その他の特定目的基金計；果実運用型】</b>    | <b>266,765</b>   | <b>230,000</b> | <b>237,322</b>   | <b>137,424</b> | <b>165,015</b>   | <b>127,800</b> | <b>136,000</b>   | <b>1,300,326</b> |     |
| 福祉基金                          | 266,765          |                |                  |                |                  |                |                  | 266,765          |     |
| 地域福祉基金                        |                  | 120,000        |                  | 137,424        | 159,015          | 117,800        | 136,000          | 670,239          |     |
| 定住促進事業基金                      |                  | 100,000        |                  |                |                  |                |                  | 100,000          |     |
| 中山間対策基金                       |                  | 10,000         |                  |                |                  |                |                  | 10,000           |     |
| 長寿社会福祉基金                      |                  |                | 212,568          |                |                  |                |                  | 212,568          |     |
| 青少年国際交流育英基金                   |                  |                | 24,754           |                |                  |                |                  | 24,754           |     |
| 中山間地域農村活性化基金                  |                  |                |                  |                | 6,000            |                |                  | 6,000            |     |
| 中山間ふるさと水と土基金                  |                  |                |                  |                |                  | 10,000         |                  | 10,000           |     |
| <b>【土地開発基金計】</b>              | <b>177,920</b>   | <b>65,000</b>  | <b>69,972</b>    | <b>43,800</b>  | <b>165,983</b>   | <b>80,001</b>  | <b>52,000</b>    | <b>654,676</b>   |     |
| 土地開発基金                        | 177,920          | 65,000         | 44,589           | 43,800         | 165,983          | 80,001         | 52,000           | 629,293          |     |
| 土地開発基金（貸付金）                   |                  |                | 25,383           |                |                  |                |                  | 25,383           |     |
| <b>【その他定額運用基金合計】</b>          | <b>14,270</b>    | <b>0</b>       | <b>60,136</b>    | <b>42,000</b>  | <b>19,225</b>    | <b>0</b>       | <b>0</b>         | <b>135,631</b>   |     |
| 肉用牛貸付基金                       | 14,270           |                |                  |                |                  |                |                  | 14,270           |     |
| 高齢者肉用牛貸付基金                    |                  |                | 12,353           |                |                  |                |                  | 12,353           |     |
| 産業振興基金                        |                  |                | 45,971           |                |                  |                |                  | 45,971           |     |
| 国保高額療養費貸付基金                   |                  |                | 1,812            |                |                  |                |                  | 1,812            |     |
| 優良基礎牛購入貸付基金                   |                  |                |                  | 27,000         |                  |                |                  | 27,000           |     |
| 牛海綿脳症対策基金                     |                  |                |                  | 10,000         |                  |                |                  | 10,000           |     |
| 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金          |                  |                |                  | 1,000          |                  |                |                  | 1,000            |     |
| 国保高額療養費貸付基金                   |                  |                |                  | 2,000          |                  |                |                  | 2,000            |     |
| 朝倉文夫記念公園宣伝用物品基金               |                  |                |                  | 2,000          |                  |                |                  | 2,000            |     |
| 肉用牛及び乳牛導入資金貸付基金               |                  |                |                  |                | 9,000            |                |                  | 9,000            |     |
| 肉用牛導入事業資金供給事業（特別導入）           |                  |                |                  |                | 10,225           |                |                  | 10,225           |     |





# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 大野郡5町2村 基金の残高推移

【財政調整基金】 (単位：千円)

| 町村名/項目 | 財政調整基金残高<br>(14.3.31現在) A | 財政調整基金残高<br>(15.3.31現在) B | 増減(B-A) |
|--------|---------------------------|---------------------------|---------|
| 三置町    | 390,357                   | 390,719                   | 362     |
| 清川村    | 138,600                   | 138,710                   | 110     |
| 鎌方町    | 107,595                   | 107,687                   | 92      |
| 朝地町    | 309,615                   | 309,888                   | 273     |
| 大野町    | 368,198                   | 367,924                   | -274    |
| 千歳村    | 136,087                   | 136,343                   | 256     |
| 犬飼町    | 362,226                   | 262,232                   | -99,994 |
| 合 計    | 1,812,678                 | 1,713,503                 | -99,175 |

【減債基金】

| 町村名/項目 | 減債基金残高<br>(14.3.31現在) A | 減債基金残高<br>(15.3.31現在) B | 増減(B-A) |
|--------|-------------------------|-------------------------|---------|
| 三置町    | 242,884                 | 211,584                 | -31,300 |
| 清川村    | 226,900                 | 166,906                 | -59,994 |
| 鎌方町    | 285,681                 | 335,925                 | 50,244  |
| 朝地町    | 23,385                  | 23,423                  | 38      |
| 大野町    | 135,950                 | 79,037                  | -56,913 |
| 千歳村    | 330,749                 | 331,192                 | 443     |
| 犬飼町    | 235,855                 | 235,863                 | 8       |
| 合 計    | 1,481,404               | 1,383,930               | -97,474 |

【その他特定目的基金】

| 町村名/項目 | その他特定目的基金残高<br>(14.3.31現在) A | その他特定目的基金残高<br>(15.3.31現在) B | 増減(B-A) |
|--------|------------------------------|------------------------------|---------|
| 三置町    | 980,794                      | 1,077,059                    | 96,265  |
| 清川村    | 559,884                      | 556,996                      | -2,888  |
| 鎌方町    | 486,502                      | 487,721                      | 1,219   |
| 朝地町    | 442,609                      | 398,625                      | -43,984 |
| 大野町    | 722,100                      | 902,941                      | 180,841 |
| 千歳村    | 195,852                      | 189,698                      | -6,154  |
| 犬飼町    | 565,497                      | 578,333                      | 12,836  |
| 合 計    | 3,953,238                    | 4,191,373                    | 238,135 |

【土地開発基金】

| 町村名/項目 | 土地開発基金残高<br>(14.3.31現在) A | 土地開発基金残高<br>(15.3.31現在) B | 増減(B-A) |
|--------|---------------------------|---------------------------|---------|
| 三置町    | 177,831                   | 177,920                   | 89      |
| 清川村    | 65,000                    | 65,000                    | 0       |
| 鎌方町    | 69,933                    | 69,972                    | 39      |
| 朝地町    | 43,800                    | 43,800                    | 0       |
| 大野町    | 165,945                   | 165,983                   | 38      |
| 千歳村    | 144,464                   | 80,001                    | -64,463 |
| 犬飼町    | 52,000                    | 52,000                    | 0       |
| 合 計    | 718,973                   | 654,676                   | -64,297 |

【その他定額運用基金】

| 町村名/項目 | その他定額運用基金残高<br>(14.3.31現在) A | その他定額運用基金残高<br>(15.3.31現在) B | 増減(B-A) |
|--------|------------------------------|------------------------------|---------|
| 三置町    | 14,770                       | 14,270                       | -500    |
| 清川村    | 0                            | 0                            | 0       |
| 鎌方町    | 60,235                       | 60,136                       | -99     |
| 朝地町    | 32,400                       | 42,000                       | 9,600   |
| 大野町    | 20,273                       | 19,225                       | -1,048  |
| 千歳村    | 3,890                        | 0                            | -3,890  |
| 犬飼町    | 300                          | 0                            | -300    |
| 合 計    | 131,868                      | 135,631                      | 3,763   |

【普通会計基金合計】

| 町村名/項目 | 基金残高合計<br>(14.3.31現在) A | 基金残高合計<br>(15.3.31現在) B | 増減(B-A) |
|--------|-------------------------|-------------------------|---------|
| 三置町    | 1,806,636               | 1,871,552               | 64,916  |
| 清川村    | 990,384                 | 927,612                 | -62,772 |
| 鎌方町    | 1,009,946               | 1,061,441               | 51,495  |
| 朝地町    | 851,809                 | 817,736                 | -34,073 |
| 大野町    | 1,412,466               | 1,535,110               | 122,644 |
| 千歳村    | 811,042                 | 737,234                 | -73,808 |
| 犬飼町    | 1,215,878               | 1,128,428               | -87,450 |
| 合 計    | 8,098,161               | 8,079,113               | -19,048 |

【特別会計基金合計】

| 町村名/項目 | 特別会計基金残高<br>(15.3.31現在) |
|--------|-------------------------|
| 三置町    | 319,580                 |
| 清川村    | 149,886                 |
| 鎌方町    | 480,245                 |
| 朝地町    | 66,801                  |
| 大野町    | 238,620                 |
| 千歳村    | 61,610                  |
| 犬飼町    | 262,695                 |
| 合 計    | 1,579,437               |

**5町2村基金総合計(15.3.31現在)**  
**9,658,550**

# 協 定 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 5 . 地方債の状況 (総括表)

平成14年度末現在高 (単位: 千円)

| 会計・起債の種類    | 三重町       | 清川村       | 緒方町        | 朝地町       | 大野町       | 千歳村       | 犬飼町       | 合 計        |
|-------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 普通会計        | 6,360,824 | 3,107,380 | 8,336,972  | 3,003,629 | 5,204,557 | 2,307,358 | 4,118,321 | 32,439,041 |
| 普通債         | 6,224,568 | 2,991,791 | 8,238,773  | 2,958,131 | 5,006,065 | 2,249,076 | 3,992,125 | 31,660,529 |
| 災害復旧債       | 136,256   | 115,589   | 98,199     | 45,498    | 198,492   | 58,282    | 126,196   | 778,512    |
| 特別会計        | 1,358,591 | 421,130   | 3,133,104  | 0         | 1,159,938 | 853,394   | 1,052,249 | 7,978,406  |
| 水道事業会計      | 771,067   |           |            |           |           |           |           | 771,067    |
| 簡易水道特別会計    | 348,993   | 316,208   | 241,435    |           | 430,238   | 836,264   | 1,046,849 | 3,219,987  |
| 農業集落排水特別会計  | 238,531   | 101,600   | 888,835    |           |           |           |           | 1,228,966  |
| 国保(直診)事業    |           | 3,322     |            |           |           |           |           | 3,322      |
| 国保総合病院特別会計  |           |           | 1,984,034  |           |           |           |           | 1,984,034  |
| 合併処理浄化槽特別会計 |           |           | 18,800     |           |           |           |           | 18,800     |
| 公共下水道特別会計   |           |           |            |           | 729,700   |           |           | 729,700    |
| 介護保険事業特別会計  |           |           |            |           |           | 17,130    | 5,400     | 22,530     |
| 合 計         | 7,719,415 | 3,528,510 | 11,470,076 | 3,003,629 | 6,364,495 | 3,160,752 | 5,170,570 | 40,417,447 |

## 6 . 債務負担行為の状況 (総括表)

(単位: 千円)

| 町村名 | 限度額       | 最終年度   | 平成14年度末までの支出額 | 平成15年度以降  |
|-----|-----------|--------|---------------|-----------|
| 三重町 | 5,862,626 | 平成30年度 | 2,237,424     | 3,625,202 |
| 清川村 | 261,898   | 平成33年度 | 92,721        | 169,177   |
| 緒方町 | 1,007,630 | 平成34年度 | 464,490       | 543,140   |
| 朝地町 | 288,275   | 平成23年度 | 79,659        | 208,616   |
| 大野町 | 1,482,926 | 平成27年度 | 286,648       | 1,196,278 |
| 千歳村 | 149,075   | 平成23年度 | 28,651        | 120,424   |
| 犬飼町 | 312,763   | 平成23年度 | 91,207        | 221,556   |
| 合 計 | 9,365,193 |        | 3,280,800     | 6,084,393 |

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 地方債の状況（平成14年度末現在高）

| 普通会計           |           |           |           |           |           |           |           | （単位；千円）    |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 区 分            | 三重町       | 清川村       | 緒方町       | 朝地町       | 大野町       | 千歳村       | 犬飼町       | 合計         |
| 一般公共事業債        | 447,380   | 156,675   | 792,763   | 296,230   | 510,685   | 223,169   | 290,590   | 2,717,492  |
| うち財源対策債        | 345,476   | 144,596   | 455,019   | 204,546   | 455,764   | 141,720   | 227,778   | 1,974,899  |
| 一般単独事業債        | 2,033,622 | 520,907   | 2,427,031 | 672,332   | 1,278,008 | 706,497   | 1,070,005 | 8,708,402  |
| うち地域総合整備事業債    | 1,164,361 | 144,810   | 837,476   | 163,560   | 229,466   | 216,589   | 164,349   | 2,920,611  |
| うち臨時地方道整備事業債   | 657,307   | 194,860   | 967,785   | 420,618   | 482,818   | 72,260    | 320,536   | 3,116,184  |
| うち臨時河川等整備事業債   | 1,760     |           |           |           |           |           |           | 1,760      |
| うち臨時経済対策事業債    |           |           | 79,900    |           | 60,539    |           |           | 140,439    |
| 公営住宅建設事業債      | 592,698   | 260,270   | 46,700    | 77,881    | 158,733   | 71,949    |           | 1,208,231  |
| 義務教育施設整備事業債    | 1,182,366 | 41,755    | 686,736   | 5,994     | 462,798   | 94,770    | 479,980   | 2,954,399  |
| 辺地対策債          | 577,702   |           |           |           |           |           |           | 577,702    |
| 災害復旧事業債        | 136,256   | 115,589   | 98,199    | 45,498    | 198,492   | 58,282    | 126,196   | 778,512    |
| 単独災害復旧事業債      |           | 19,325    |           |           | 2,180     |           |           | 21,505     |
| 補助災害復旧事業債      | 136,256   | 96,264    | 98,199    | 45,498    | 196,312   | 58,282    | 126,196   | 757,007    |
| 厚生福祉施設整備事業債    | 17,889    | 29,106    | 3,038     |           |           |           | 18,000    | 68,033     |
| 転貸債            |           | 2,405     | 7,688     |           | 2,781     |           |           | 12,874     |
| 過疎対策事業債        |           | 1,609,600 | 3,342,936 | 1,519,076 | 1,525,357 | 911,006   | 1,635,579 | 10,543,554 |
| 地域改善対策特定事業債    | 14,453    |           |           |           | 271,695   |           |           | 286,148    |
| うち法第5条によるもの    | 14,250    |           |           |           | 251,498   |           |           | 265,748    |
| 財源対策債          | 310,899   | 41,266    | 191,025   | 77,347    | 79,637    | 11,477    | 118,749   | 830,400    |
| 臨時財政特例債        | 16,524    | 1,586     |           | 6,095     | 65,145    | 4,739     |           | 94,089     |
| 公共事業等臨時特例債     | 2,036     |           | 274       | 318       | 2,252     |           |           | 4,880      |
| 減税補てん債         | 192,314   | 41,696    | 134,771   | 41,518    | 105,928   | 57,438    | 104,151   | 677,816    |
| 臨時税収補てん債       | 62,940    | 11,689    | 28,389    | 16,724    | 31,020    | 14,836    | 24,277    | 189,875    |
| 臨時財政対策債        | 347,600   | 133,700   | 246,800   | 167,200   | 220,500   | 122,800   | 171,100   | 1,409,700  |
| 調整債（S60～63年度分） | 3,645     | 11,305    |           |           | 15,563    |           | 5,831     | 36,344     |
| 都道府県貸付金        | 328,471   | 128,365   | 240,118   | 60,079    | 214,559   | 30,395    | 73,136    | 1,075,123  |
| うち予算貸付によるもの    | 328,471   | 128,365   | 240,118   | 60,079    | 214,559   | 30,395    | 73,136    | 1,075,123  |
| その他            | 89,452    | 1,466     | 90,504    | 16,393    | 60,795    |           |           | 258,610    |
| 小 計            | 6,356,247 | 3,107,380 | 8,336,972 | 3,002,685 | 5,203,948 | 2,307,358 | 4,117,594 | 32,432,184 |
| 特定資金公共投資事業債    | 4,577     |           |           | 944       | 609       |           | 727       | 6,857      |
| 合 計            | 6,360,824 | 3,107,380 | 8,336,972 | 3,003,629 | 5,204,557 | 2,307,358 | 4,118,321 | 32,439,041 |

5町2村計 32,439,041

| 特別会計         |           |         |           |     |           |         |           | （単位；千円）   |
|--------------|-----------|---------|-----------|-----|-----------|---------|-----------|-----------|
| 区 分          | 三重町       | 清川村     | 緒方町       | 朝地町 | 大野町       | 千歳村     | 犬飼町       | 合計        |
| 水道事業会計       | 771,067   |         |           |     |           |         |           | 771,067   |
| 簡易水道特別会計     | 348,993   | 316,208 | 241,435   |     | 430,238   | 836,264 | 1,046,849 | 3,219,987 |
| 農業集落排水特別会計   | 238,531   | 101,600 | 888,835   |     |           |         |           | 1,228,966 |
| 国民健康保険事業特別会計 |           | 3,322   |           |     |           |         |           | 3,322     |
| 国保総合病院特別会計   |           |         | 1,984,034 |     |           |         |           | 1,984,034 |
| 合併処理浄化槽特別会計  |           |         | 18,800    |     |           |         |           | 18,800    |
| 公共下水道特別会計    |           |         |           |     | 729,700   |         |           | 729,700   |
| 介護保険事業特別会計   |           |         |           |     |           | 17,130  | 5,400     | 22,530    |
| 計            | 1,358,591 | 421,130 | 3,133,104 | 0   | 1,159,938 | 853,394 | 1,052,249 | 7,978,406 |

5町2村計 7,978,406

|     |           |           |            |           |           |           |           |            |
|-----|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 合 計 | 7,719,415 | 3,528,510 | 11,470,076 | 3,003,629 | 6,364,495 | 3,160,752 | 5,170,570 | 40,417,447 |
|-----|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|



# 協定事項に係る参考資料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

債務負担行為一覧表（14年度末現在）

単位：千円

| 町村名 | 事項   | 限度額       | 期間            | 平成14年度末までの支出額 | 平成15年度以降支出予定額 |
|-----|--|-----------|---------------|---------------|---------------|
|     |  |           | 昭和 年度～平成 年度   |               |               |
| 三重町 | 土地改良事業公庫資金償還元利補給（県営畑総事業町道改良舗装）             | 636,089   | 昭和47年度～平成22年度 | 566,794       | 69,295        |
| 三重町 | 同上（63年度農地総深野農道）                            | 2,983     | 平成元年度～平成25年度  | 1,310         | 1,673         |
| 三重町 | 同上（63年度宇対瀬農道整備）                            | 12,647    | 平成元年度～平成25年度  | 5,553         | 7,094         |
| 三重町 | 同上（元年度農地総深野農道）                             | 1,812     | 平成2年度～平成26年度  | 714           | 1,098         |
| 三重町 | 同上（元年度宇対瀬農道整備）                             | 195,522   | 平成2年度～平成26年度  | 76,325        | 119,197       |
| 三重町 | 同上（2年度宇対瀬農道整備）                             | 110,907   | 平成3年度～平成27年度  | 39,959        | 70,948        |
| 三重町 | 同上（3年度宇対瀬農道整備）                             | 46,557    | 平成4年度～平成23年度  | 22,529        | 24,028        |
| 三重町 | 同上（4年度宇対瀬農道整備）                             | 9,340     | 平成5年度～平成29年度  | 2,236         | 7,104         |
| 三重町 | 同上（4年度新定住芦刈農道）                             | 6,446     | 平成5年度～平成29年度  | 1,541         | 4,905         |
| 三重町 | 同上（5年度農道舗装1件）                              | 3,837     | 平成5年度～平成15年度  | 3,424         | 413           |
| 三重町 | 同上（6年度久知良農道整備）                             | 13,508    | 平成7年度～平成26年度  | 5,369         | 8,139         |
| 三重町 | 大野郡清掃センター負担金                               | 514,698   | 平成8年度～平成24年度  | 126,522       | 388,176       |
| 三重町 | 大野広域総合文化センター建設費負担金                         | 4,081,501 | 平成9年度～平成20年度  | 1,311,073     | 2,770,428     |
| 三重町 | 農芸振興総合対策事業施設整備にかかる借入金に対する償還元利補給金           | 10,926    | 平成9年度～平成24年度  | 3,553         | 7,373         |
| 三重町 | 公団幹線林道宇目・小国線（宇目・三重区間開設事業にかかる受益者賦課金に対する助成金） | 17,814    | 平成10年度～平成30年度 | 7,610         | 10,204        |
| 三重町 | コンピューターシステムリース料                            | 24,968    | 平成13年度～平成16年度 | 24,445        | 523           |
| 三重町 | 三重中学校教育コンピューターシステムリース料                     | 9,289     | 平成13年度～平成17年度 | 3,912         | 5,377         |
| 三重町 | 図書館電算システムリース料                              | 10,842    | 平成13年度～平成17年度 | 4,410         | 6,432         |
| 三重町 | 土木積算システムリース料                               | 2,389     | 平成14年度～平成17年度 | 598           | 1,791         |
| 三重町 | オフコンシステムリース料                               | 97,410    | 平成14年度～平成18年度 | 19,482        | 77,928        |
| 三重町 | 住民基本台帳ネットワークシステムリース料                       | 5,177     | 平成14年度～平成18年度 | 1,090         | 4,087         |
| 三重町 | 図面複写機リース料                                  | 2,187     | 平成14年度～平成18年度 | 486           | 1,701         |
| 三重町 | 小学校教育コンピューターシステムリース料                       | 28,344    | 平成14年度～平成18年度 | 6,101         | 22,243        |
| 三重町 | 給食管理システムリース料                               | 6,138     | 平成14年度～平成18年度 | 1,270         | 4,868         |
| 三重町 | 複写機（輪転機）リース料                               | 662       | 平成14年度～平成18年度 | 162           | 500           |

| 町村名 | 事 項                              | 限 度 額     | 期 間           | 平成14年度末<br>までの支出額 | 平成15年度以降支出予定額 |
|-----|----------------------------------|-----------|---------------|-------------------|---------------|
|     |                                  |           | 昭和 年度～平成 年度   |                   |               |
| 三重町 | 役場庁舎電話交換設備リース料                   | 5,736     | 平成14年度～平成19年度 | 956               | 4,780         |
| 三重町 | 複写機リース料（戸籍業務）                    | 1,152     | 平成15年度～平成18年度 | 0                 | 1,152         |
| 三重町 | 自動車リース料（生産調整業務）                  | 917       | 平成15年度～平成18年度 | 0                 | 917           |
| 三重町 | 住民基本台帳ネットワークシステムハード保守委託料         | 2,828     | 平成15年度～平成18年度 | 0                 | 2,828         |
| 小 計 |                                  | 5,862,626 |               | 2,237,424         | 3,625,202     |
| 清川村 | 清掃センター負担金                        | 151,006   | 平成8年度～平成23年度  | 44,392            | 106,614       |
| 清川村 | 大規模林道受益者賦課金                      | 31,407    | 平成52年度～平成33年度 | 14,959            | 16,448        |
| 清川村 | 西小学校仮設校舎等リース                     | 54,915    | 平成13年度～平成16年度 | 27,458            | 27,457        |
| 清川村 | 総合行政システムリース                      | 15,624    | 平成14年度～平成18年度 | 3,805             | 11,819        |
| 清川村 | 住基ネットワークシステムリース                  | 8,946     | 平成13年度～平成18年度 | 2,107             | 6,839         |
| 小 計 |                                  | 261,898   |               | 92,721            | 169,177       |
| 緒方町 | 電算導入                             | 37,327    | 平成10年度～平成17年度 | 23,195            | 14,132        |
| 緒方町 | 緒方中学校コンピューターリース                  | 13,000    | 平成12年度～平成17年度 | 5,827             | 7,173         |
| 緒方町 | 地籍システムコンピューターリース                 | 3,000     | 平成12年度～平成17年度 | 1,298             | 1,702         |
| 緒方町 | 電話機リース                           | 4,200     | 平成12年度～平成19年度 | 1,114             | 3,086         |
| 緒方町 | 住民基本台帳ネットワークシステム構築リース            | 14,000    | 平成13年度～平成18年度 | 3,055             | 10,945        |
| 緒方町 | 公用車リース                           | 4,000     | 平成14年度～平成17年度 | 520               | 3,480         |
| 緒方町 | 大規模林道工事                          | 114,000   | 平成12年度～平成33年度 | 17,274            | 96,726        |
| 緒方町 | 大規模林道工事                          | 72,000    | 平成12年度～平成36年度 | 6,820             | 65,180        |
| 緒方町 | 小規模農道整備事業                        | 76,705    | 昭和58年度～平成16年度 | 76,276            | 429           |
| 緒方町 | 小規模非補助事業                         | 76,381    | 昭和60年度～平成20年度 | 74,771            | 1,610         |
| 緒方町 | 団体営土地改良事業                        | 211,396   | 昭和61年度～平成21年度 | 173,744           | 37,652        |
| 緒方町 | 大野広域連合負担金（清掃）                    | 381,621   | 平成8年度～平成24年度  | 80,596            | 301,025       |
| 小 計 |                                  | 1,007,630 |               | 464,490           | 543,140       |
| 朝地町 | 清掃センター建設事業負担金                    | 220,215   | 平成7年度～平成23年度  | 43,692            | 176,523       |
| 朝地町 | 電子計算機更新事業                        | 50,960    | 平成11年度～平成16年度 | 32,760            | 18,200        |
| 朝地町 | 住民基本台帳ネットワークシステム導入事業             | 17,100    | 平成13年度～平成18年度 | 3,207             | 13,893        |
| 小 計 |                                  | 288,275   |               | 79,659            | 208,616       |
| 大野町 | 土地改良区が実施する大野原地区畑かん事業未達成面積に費用町負担分 | 350,589   | 平成7年度～平成19年度  | 200,000           | 150,589       |

| 町村名 | 事 項                       | 限 度 額     | 期 間                | 平成14年度末<br>までの支出額 | 平成15年度以降支出予定額 |
|-----|---------------------------|-----------|--------------------|-------------------|---------------|
|     |                           |           | 昭和 年度～平成 年度        |                   |               |
| 大野町 | 大野郡清掃センター負担金              | 349,196   | 平成8年度～平成23年度       | 71,618            | 277,578       |
| 大野町 | 電子計算機導入費                  | 59,500    | 平成14年度～平成18年度      | 11,900            | 47,600        |
| 大野町 | 住民基本台帳ネットワーク構築事業          | 17,981    | 平成13年度～平成18年12月31日 | 3,130             | 14,851        |
| 大野町 | 田中パイパス周辺整備用地取得事業          | 631,000   | 平成16年度～平成18年度      | 0                 | 631,000       |
| 大野町 | 大野町ケーブルテレビ映像設備借上料         | 74,660    | 平成15年度～平成19年度      | 0                 | 74,660        |
| 小 計 |                           | 1,482,926 |                    | 286,648           | 1,196,278     |
| 千歳村 | 大野広域連合清掃センター建設償還費負担金      | 149,075   | 平成8年度～平成23年度       | 28,651            | 120,424       |
| 小 計 |                           | 149,075   |                    | 28,651            | 120,424       |
| 犬飼町 | 農業経営基盤強化資金利子補給            | 218       | 平成7年度～平成16年度       | 204               | 14            |
| 犬飼町 | 大野広域連合清掃センター建設償還費負担金      | 262,360   | 平成8年度～平成23年度       | 85,679            | 176,681       |
| 犬飼町 | 電算導入に伴うリース料               | 16,735    | 平成14年度～平成18年度      | 3,586             | 13,149        |
| 犬飼町 | 住民基本台帳ネットワークシステム導入に伴うリース料 | 7,387     | 平成14年度～平成18年度      | 1,738             | 5,649         |
| 犬飼町 | 電算導入に伴うリース料               | 26,063    | 平成15年度～平成19年度      | 0                 | 26,063        |
| 小 計 |                           | 312,763   |                    | 91,207            | 221,556       |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
|     |                           |           |                    |                   |               |
| 合 計 |                           | 9,365,193 |                    | 3,280,800         | 6,084,393     |



# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第5号

大野郡5町2村合併協議会

## 財産の取扱い（基本方針）

市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併市町村が協議してこれを定めます。

（地方自治法第7条第4項）

こうした場合、原則的には、合併市町村が所有していた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになります。

ただし、合併関係市町村の財産を合併市町村に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、財産区（地方自治法第294条）を設置することもできます。

財産処分に係る協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。（地方自治法第7条第5項）

なお、市町村の財産には、次のようなものがあります。

公有財産 不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券等

物品

債権

基金

合併協議会の運営の手引きより

### 1. 正の財産

合併前の市町村が所有していた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新たな市町村に引き継ぐのが通例ですが、合併関係市町村の中に、その財産を新たな市町村に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく財産区を設置することも可能です。

昭和の大合併の際にもっとも問題となったのは財産、特に山林でした。当時人口2～3千人の町村が2～3億円の林野を保有していることは珍しくなく、これをそのまま新市町村に引き継ぐことに大抵の町村が渋った経緯があり、財産区の活用がその解決法とされたのですが、山林を取り巻く社会情勢が変化した昨今、これが問題となることは少なくなっています。しかしながら、先般の中球磨5か町村合併協議会の山林財産のように新たな財産区の設置が問題となる事例がなくなったわけではなく、その扱いの検討につきやはり時間を要する場合があります。

また、たとえば村営スキー場等、経済価値の大きい財産については、その帰属につき昭和の大合併時と同様の問題が生じることも予想されます。いずれにせよ、財産区の設置等に当たっては、新市町村の一体性の確保及び当該財産区の今後の運営に十分な見通しをもって判断すべきであると考えます。

### 2. 負の財産

市町村財政の逼迫化とともに、合併に際して負債等の処理が問題となる可能性があります。この場合、市町村自身の負債だけではなく、広域連合、一部事務組合、公営企業、公営競技、三公社（土地開発公社、道路公社、住宅供給公社）、第三セクター、外郭団体等の負債もあわせて莫大なものになるおそれもないわけではありません。

また、合併に伴い広域連合や一部事務組合が解散（消滅）する場合には、これらの負債を新市町村自身の負債として計上する必要があります。

合併に当たっては、合併関係市町村の財政状況をそれぞれが把握すべきことは当然であり、できるだけ、早期の段階でこれを全面的に開陳し、当該状況を踏まえた合併議論を行うべきです。

また、合併前の負債の処理は、たとえ合併後の新市町村の負担を軽くするために行うものであったにせよ、一方では新市町村における基金積立額の減少等、合併後の市町村の財政状況に影響を与える場合がありますから、他の合併関係市町村に周知を行う必要があります。

## 根拠法令

### 財産の取扱いに関する法令

#### 地方自治法

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の配置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の配置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において、「公共財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

不動産

船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

前2号に掲げる不動産及び動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、実用新案権その他これらに準ずる権利

株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずる有価証券

出資による権利

不動産の信託の受益権

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（財産区の意義及びその財産又は公の施設）

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く他、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるものがあるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

### 【先進地事例】

#### 篠山市（H11.4.1）

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

#### さぬき市（H14.4.1）

5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### あさぎ町（H15.4.1）

財産及び債務の取り扱い（山林の取り扱いを除く）

公有財産（山林を除く）については、現行のまま新町に引き継ぐ。

物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。

共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の20%を確保する。

また、その他の基金額（奨学基金、救護施設基金、土地開発基金）については、合併時に現有額を持ち寄る。

債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

山林の取り扱いについて

岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。

なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。

上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。

なお、分収林契約については、財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。

#### 南アルプス市（H15.4.1）

財産、公の施設の取り扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

#### 東かがわ市（H15.4.1）

3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 佐伯市（H17.3.3予定）

9市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努める。

#### 日田市郡合併協議会

6市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、合併までの基金活用については、必要最少限にとどめ、保有額の確保に努める。

# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 1 2 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

|      |                  |     |                |     |
|------|------------------|-----|----------------|-----|
| 大項目  | 1 2 . 特別職の身分の取扱い | 中項目 | 1 . 特別職の身分の取扱い | 小項目 |
| 調整内容 |                  |     |                |     |

| 調査<br>町村名             | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況   |   |  |   |   |  |  | 調整の具体的内容   |
|-----------------------|---|---|--|---|---|--|--|--|
|                       | 三重町   | 清川村   | 緒方町  | 朝地町   | 大野町   | 千歳村  | 犬飼町  |  |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容 | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>収入役<br>教育長   | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>教育長  | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>収入役<br>教育長  | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>教育長  | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>収入役<br>教育長   | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>教育長   | 1. 常勤の特別職<br>町長<br>助役<br>収入役<br>教育長  | 【専門部会・幹事会案】<br>特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬については、法令等の定めるところに従い、次のように調整する。<br>1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。                |
|                       | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員  | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員  | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員   | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員  | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員  | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員   | 2. 議会議員<br>議長、副議長、議員   |  |
|                       | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)   | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)   | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)  | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)   | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)   | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)  | 3. 行政委員会<br>教育委員会<br>選挙管理委員会<br>農業委員会<br>固定資産評価審査委員会<br>監査委員<br>(公平委員会)  | 3 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の人数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。<br>公平委員会については、新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。<br>農業委員会の委員定数、報酬については別途協議とする。 |
|                       | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>行政改革懇談会<br>特別職報酬等審議会<br>表彰審議会<br>総合振興企画審議会<br>公文書公開審査会<br>国民健康保険運営協議会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>特別職報酬等審議会<br>表彰審査会<br>総合振興企画諮問委員会<br>情報公開審査会<br>国民健康保険運営協議会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>行政審議会<br>特別職報酬審議会<br>功労者表彰審議会<br><br>公文書公開審査会<br>国民健康保険運営協議会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>行政改革推進委員会<br>特別職報酬等審議会<br>表彰審議会<br>総合計画審議会<br>公文書公開審査会<br>国民健康保険運営協議会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>行政改革審議会<br>特別職報酬審議会<br>表彰審議会<br>総合計画審議会<br>情報公開及び個人情報保護審査会<br>国民健康保険運営委員会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>特別職報酬審議会<br>表彰審議会<br>総合計画審議会<br>情報公開審査会<br>国民健康保険運営委員会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4. 審議会・委員会等の附属機関<br>行政改革推進委員会<br>特別職報酬等審議会<br>表彰審議会<br>総合計画審議会<br>情報公開審査会<br>国民健康保険運営委員会<br>社会教育委員会<br>新市まちづくり委員会<br>上記以外の審議会、委員会等 | 4 審議会、委員会等の附属機関については、5 町 2 村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、原則として統合する。<br>1 町村ないし複数町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。   |
|                       | 5. その他の特別職<br>駐在員<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>町医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>社会教育指導員<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                           | 5. その他の特別職<br>区長<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>村医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                             | 5. その他の特別職<br>駐在員<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>町医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>社会教育指導員<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                  | 5. その他の特別職<br>自治委員<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>町医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                                     | 5. その他の特別職<br>自治会長<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>町医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>社会教育指導員<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                              | 5. その他の特別職<br>区長<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>村医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                        | 5. その他の特別職<br>駐在員<br>交通指導員<br>消防団員<br>社会教育委員<br>町医<br>学校医<br>歯科医<br>薬剤師<br>社会教育指導員<br>選挙関係<br><br>上記以外の委員                          | 5 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に設置する。  |

印の項目においては、当該協定項目で調整する。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第12号

大野郡5町2村合併協議会

## 特別職の身分の取扱い（基本方針）

新設合併の場合は、すべての合併関係市町村の法人格が消滅するため、特別職の職員は、法律で特例が認められているもの以外は全員その身分を失い、新市において新たに選任（選挙）される。

なお、新市の市長が選挙されるまでの間（合併の日から50日以内）、市長の職務代理者が職務を執行するほか、次の委員については、市長の就任を待たずに合併時に、特別選任手続きを行わなければならない。

|   |
|---|
| 教育委員会の最初の委員<br>議会において選出されるまでの間の選挙管理委員<br>農業委員会の委員（選挙による委員<br>併特例法の在任特例を適用した場合の、選任による委員の取扱い）<br>固定資産評価審査委員会の委員 |
|---|

### 【根拠法令】

#### <地方公務員法>

##### 【一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員】

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規程により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

##### 【人事委員会又は公平委員会の設置】

第7条 1～2（略）

3 人口15万人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は、他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理することができる。

##### 【人事委員会又は公平委員会の委員】

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9（略）

10 委員の任期は、4年とする。（以下略）

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

#### <地方自治法>

##### 【委員会・委員及び附属機関の設置】

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2（略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（以下略）

##### 【知事及び市町村長】

第139条1（略）

市町村に市町村長を置く。

##### 【長の任期】

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

##### 【副知事及び助役の設置】

第161条1（略）

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

新設合併の場合、新市の首長が選挙され、かつ、議会が正式に発足してから、議会の同意を得て助役を選任することが適当です。

##### 【副知事及び助役の選任】

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

##### 【副知事及び助役の任期】

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。（以下、略）

##### 【出納長・副出納長及び収入役・副収入役】

第168条1（略）

2 市町村に収入役を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～6（略）

7（略）第162条、第163条本文（略）の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

収入役が欠けた場合は、必ずその職務を代理することが、地方自治法第170条第3項から第6項までに規定されており、新設合併の場合は、新市発足と同時に、市長職務執行者が、収入役職務代理者を選任することが必要となります。

##### 【委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等】

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は次の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
- 四 監査委員

（略）

第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

（略）

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

##### 【設置及び組織】

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

地方自治法施行令第4条の規定により、議会において正規の選挙管理委員が選挙されるまでの間、従来の合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選により定めたる者（定数4人）が、臨時に選挙管理委員の職務を行うことと定められています。

##### 【選挙管理委員及び補充員の選挙】

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

##### 【選挙管理委員の任期】

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。（以下略）

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第12号

大野郡5町2村合併協議会

## 【設置及び定数】

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

監査委員、公平委員会の委員については、特別選任の手続きはなく、新市長の就任をまって選任することが適当です。

## 【監査委員の選任及び兼職禁止】

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者、及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

## 【監査委員の任期】

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期となる。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

## 【職務・組織・設置】

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

## 【報酬及び費用弁償】

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会員及び選挙立会員その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 地方自治法施行令

### 【長の職務を暫定的に行なう者】

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつたものうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

### 【暫定的選挙管理委員】

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者または選挙管理委員であつた者の互選により定めたものを以てこれに充てるものとする。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

### 【組織】

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。（以下略）

### 【任命】

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

### 【任期】

第5条 委員の任期は4年とする。（以下略）

## 【教育長】

第16条 教育委員会に教育長を置く。

教育長は、（略）当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者の中から、教育委員会が任命する。

教育長は、委員としての在任中在任するものとする。（以下略）

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

### 【最初の委員の選任等】

第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にもかかわらず、地方自治法施行令第1条の2による市町村の長の職務を行う者が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員で会つた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 前項の規定により、選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定により、市長職務執行者は、合併関係市町村の教育委員会の委員であつた者の中から、新市の教育委員会の委員を臨時に選任することと定められています。（定員3人又は5人）そして、正規の教育委員会の委員が任命されるまでの間、臨時に選任された委員の互選により定められた者が教育長となることが定められています。また、この臨時に選任された委員の任期は、新市設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の末日までと定められています。

## 地方税法

### 【固定資産評価審査委員会の設置、選任等】

第423条 固定資産税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中からも当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 （略）

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7 （略）

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者の中から選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者の中から選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

地方税法第423条第8項の規定により、新市の長が選挙されるまでの間、町長職務執行者は、従来の合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者の中から選任した者をもって、新市の固定資産評価審査委員会の委員に充てることとされています。また、同条第9項の規定により、新市設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間、新市長は、従来の合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者の中から選任した者をもって、新市の固定資産評価審査委員会の委員に充てることとされています。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第12号

大野郡5町2村合併協議会

## 先進事例

### 篠山市（H11.4.1）

新町の職務代理者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。

行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合について新たに選任するものとする。

### さぬき市（H14.4.1）

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。

新市の職務執行者については、5町の長が別に定めるものとする。

### あさぎり町（H15.4.1）

特別職の身分については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。

### 南アルプス市（H15.4.1）

特別職（各種行政委員会の委員を含む）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがある場合を除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じてその都度協議して設置する。

### 東かがわ市（H15.4.1）

特別職の職員（消防団員を除く）については、その設置、人数、任期、報酬については、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものについては、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

### 佐伯市（H17.3.3予定）

市長、助役、収入役及び教育長の身分及び任期の取扱いは、法令の定めるところによる。新市職務執行者の選任は、9市町村の長の協議により定める。

行政委員会委員の数、任期等は、法令の定めるところによる。ただし、監査委員及び公平委員会の委員は、新しい市長が議会の同意を得て選任するまでは設置しない。

条例で定める審議会等非常勤特別職の職員は、9市町村すべてに設置されており新市において引き続き設置を要するものは原則として統合する。特定の市町村のみに設置されているものは、合併後速やかに調整する。

特別職の報酬額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。

### 宇佐市（H17.3.31予定）

市長、助役、収入役及び教育長については、その設置、定数及び任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額をもとに、合併までに調整する。

議会議員及び農業委員会委員の報酬の額は、現行の報酬額をもとに、合併までに調整する。

教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価委員会委員、監査委員及び公平委員会委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額をもとに、合併までに調整する。

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第12号

大野郡5町2村合併協議会

## 町村長、助役、収入役、及び教育長の任期、報酬について

| 職名             | 任期  | 選任等  | 配置分合があった場合における特例等  | 備考      |         |
|----------------|-----|--|--|---------|---------|
| 市長             | 4年  | 市町村の設置の日から50日以内に選挙を行う。(選挙の期日は、少なくとも7日前に告示しなければならない。) | 7町村長の協議により、市長職務代理者を選任する。市長職務執行者は、合併の日から新市長が選出されるまでの間、市長の職務を行う。 |         |         |
| 助 役            | 4年  | 新市長が、議会の同意を得て選任する。                                   |  |         |         |
| 収入役            | 4年  | 新市長が、議会の同意を得て選任する。                                   |  |         |         |
| 教育長            | 4年  | 教育委員会の委員(委員長を除く。)の内から教育委員会が任命する。                     | 市長職務執行者から臨時に選任された委員の互選により、委員長を除く委員のうちから選出する。                   |         |         |
| 区分             | 職名  | 三重町  | 清川村  | 緒方町     | 朝地町     |
| 現行の給料表<br>(月額) | 長   | 830,000  | 762,000  | 794,000 | 768,000 |
|                | 助 役 | 665,000  | 624,000  | 645,000 | 625,000 |
|                | 収入役 | 629,000  | 591,000  | 619,000 | 612,000 |
|                | 教育長 | 620,000  | 576,000  | 607,000 | 584,000 |
| 区分             | 職名  | 大野町  | 千歳村  | 犬飼町     |         |
| 現行の給料表<br>(月額) | 長   | 792,000  | 762,000  | 778,000 |         |
|                | 助 役 | 640,000  | 624,000  | 631,000 |         |
|                | 収入役 | 612,000  | 591,000  | 607,000 |         |
|                | 教育長 | 600,000  | 576,000  | 591,000 |         |

上記の表のうち清川村、朝地町、千歳村については収入役不在。

## 非常勤特別職の給料一覧(県内の市を例示)

| 市 名     | 首長        | 助役      | 収入役     | 教育長     | 12年国調人口 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 大分市   | 1,134,000 | 905,000 | 813,000 | 793,000 | 436,470 |
| 2 別府市   | 970,000   | 805,000 | 710,000 | 620,000 | 126,523 |
| 3 中津市   | 885,000   | 727,000 | 655,000 | 640,000 | 67,083  |
| 4 日田市   | 925,000   | 754,000 | 663,000 | 639,000 | 62,507  |
| 5 佐伯市   | 880,000   | 716,000 | 635,000 | 613,000 | 50,120  |
| 6 臼杵市   | 783,000   | 665,000 | 589,000 | 570,000 | 35,786  |
| 7 津久見市  | 870,000   | 680,000 | 610,000 | 590,000 | 23,164  |
| 8 竹田市   | 814,000   | 653,000 | 596,000 | 567,000 | 17,489  |
| 9 豊後高田市 | 830,000   | 660,000 | 610,000 | 575,000 | 18,506  |
| 10 杵築市  | 885,000   | 702,000 | 623,000 | 613,000 | 22,746  |
| 11 宇佐市  | 765,000   | 625,000 | 568,000 | 556,000 | 49,312  |

## 議会の議員、農業委員会の委員の現行報酬(月額)

| 区分       | 職名       | 三重町     | 清川村     | 緒方町     | 朝地町     | 大野町     | 千歳村     | 犬飼町     |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 議会の議員    | 議長       | 312,000 | 272,000 | 307,000 | 278,000 | 296,000 | 244,000 | 294,000 |
|          | 副議長      | 274,000 | 233,000 | 265,000 | 244,000 | 257,000 | 209,000 | 256,000 |
|          | 常任・議運委員長 | 267,000 |         |         |         |         |         |         |
|          | 議員       | 264,000 | 224,000 | 254,000 | 233,000 | 248,000 | 201,000 | 246,000 |
| 農業委員会の委員 | 会長       | 312,000 | 272,000 | 301,000 | 278,000 | 302,000 | 272,000 | 289,000 |
|          | 副会長      | 274,000 | 233,000 | 260,000 | 244,000 | 262,000 | 233,000 | 251,000 |
|          | 委員       | 264,000 | 224,000 | 249,000 | 233,000 | 253,000 | 224,000 | 241,000 |

議会議員：平成14年 4月 1日現在

## 非常勤特別職の報酬額一覧(県内の市を例示)

農業委員：平成13年10月 1日現在

| 市 名     | 議 会     |         |     |         | 農業委員会   |         |         |
|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
|         | 議長      | 副議長     | 委員長 | 議員      | 会長      | 副会長     | 委員      |
| 1 大分市   | 766,000 | 695,000 |     | 641,000 | 898,800 | 728,400 | 728,400 |
| 2 別府市   | 586,000 | 528,000 |     | 493,000 | 468,000 | 408,000 | 408,000 |
| 3 中津市   | 448,000 | 406,000 |     | 388,000 | 536,400 | 465,600 | 423,600 |
| 4 日田市   | 462,000 | 407,000 |     | 396,000 | 552,000 | 489,600 | 447,600 |
| 5 佐伯市   | 434,000 | 391,000 |     | 368,000 | 420,000 |         | 336,600 |
| 6 臼杵市   | 430,000 | 375,000 |     | 350,000 | 360,000 | 300,000 | 300,000 |
| 7 津久見市  | 420,000 | 365,000 |     | 340,000 | 336,000 | 252,000 | 252,000 |
| 8 竹田市   | 402,000 | 362,000 |     | 340,000 | 408,000 | 286,800 | 260,400 |
| 9 豊後高田市 | 425,000 | 385,000 |     | 365,000 | 382,800 | 295,200 | 244,800 |
| 10 杵築市  | 435,000 | 382,000 |     | 361,000 | 384,000 | 318,000 | 282,000 |
| 11 宇佐市  | 435,000 | 390,000 |     | 370,000 | 480,000 | 408,000 | 384,000 |

## 行政委員会の組織・委員の選任、任期、報酬等について

| 名称          | 定数等                       | 任命等               | 任期                    | 廃置分合にあった場合における特例                            |                           |   |
|-------------|---------------------------|-------------------|-----------------------|---|---------------------------|---|
|             |                           |                   |                       | 最初の委員の選任                                    | 最初に選任された委員の任期             | 最初に任命される委員の任期   |
| 教育委員会       | 5人の委員で組織                  | 市長が、議会の同意を得て任命する。 | 4年                    | 市長職務代理者が、7町村の教育委員会の委員であった者のうちから、5人を臨時に選任する。 | 市長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで。 | 2人 4年、1人 3年<br>1人 2年、1人 1年<br>各委員の任期は市長が定める。                          |
| 選挙管理委員会     | 4人の選挙管理委員で組織              | 議会において選挙する。       | 4年                    | 暫定選挙管理委員の選出                                 |                           | 暫定選挙管理委員の任期   |
| 監査委員        | 3人又は2人(条例で定数を定めなければならない。) | 市長が、議会の同意を得て任命する。 | 議員を有する者4年<br>議員 議員の任期 | 7町村の選挙管理委員であった者の互選により、4人を選出する。              |                           |   |
| 固定資産評価審査委員会 | 3人以上(条例で定数を定めなければならない。)   | 市長が、議会の同意を得て任命する。 | 3年                    | 暫定固定資産評価審査委員の選出                             | 暫定固定資産評価審査委員の任期           | 市長職務代理者が、7町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者を、固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 |

## 【教育委員会】

(単位：円)

| 町村名           | 三重町   | 清川村     | 緒方町     | 朝地町     | 大野町     | 千歳村     | 犬飼町     |
|---------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 委員定数          | 5人    | 5人      | 5人      | 5人      | 5人      | 5人      | 5人      |
| 委員等報酬<br>(月額) | 委員長   | 312,000 | 272,000 | 301,000 | 278,000 | 302,000 | 289,000 |
|               | 職務代理者 | 273,000 |         |         |         |         |         |
|               | 委員    | 264,000 | 224,000 | 249,000 | 233,000 | 253,000 | 242,000 |
| 任 期           | 4年    | 4年      | 4年      | 4年      | 4年      | 4年      | 4年      |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第12号

大野郡5町2村合併協議会

【選挙管理委員会】 (単位：円)

| 町村名       | 三重町 | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町   |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 委員定数      | 4人  | 4人    | 4人    | 4人    | 4人    | 4人    | 4人    |
| 委員等報酬(月額) | 委員長 | 5,700 | 5,200 | 5,200 | 5,200 | 5,300 | 5,200 |
|           | 委員  | 5,600 | 5,100 | 5,100 | 5,100 | 5,200 | 5,100 |
| 任期        | 4年  | 4年    | 4年    | 4年    | 4年    | 4年    | 4年    |

【監査委員会】 (単位：円)

| 町村名       | 三重町     | 清川村     | 緒方町     | 朝地町     | 大野町     | 千歳村     | 犬飼町     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 委員定数      | 2人      | 2人      | 2人      | 2人      | 2人      | 2人      | 2人      |
| 委員等報酬(月額) | 識見を有する者 | 識見を有する者 | 識見を有する者 | 識見を有する者 | 識見を有する者 | 識見を有する者 | 識見を有する者 |
|           | 1人(非常勤) | 1人(非常勤) | 1人(非常勤) | 1人(非常勤) | 1人(非常勤) | 1人(非常勤) | 1人(非常勤) |
|           | 議員 1人   | 議員 1人   | 議員 1人   | 議員 1人   | 議員 1人   | 議員 1人   | 議員 1人   |
| 任期        | 識見者     | 388,000 | 271,000 | 382,000 | 306,000 | 348,000 | 271,000 |
|           | 議員      | 305,000 | 220,000 | 304,000 | 237,000 | 298,000 | 221,000 |
| 任期        | 識見者     | 4年      | 4年      | 4年      | 4年      | 4年      | 4年      |
|           | 議員      | 議員の任期   | 議員の任期   | 議員の任期   | 議員の任期   | 議員の任期   | 議員の任期   |

【固定資産評価審査委員会】 (単位：円)

| 町村名       | 三重町 | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町   |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 委員定数      | 3人  | 3人    | 3人    | 3人    | 3人    | 3人    | 3人    |
| 委員等報酬(月額) | 委員長 | 4,600 | 4,600 | 4,800 | 4,600 | 4,700 | 4,700 |
|           | 委員  | 4,600 | 4,600 | 4,800 | 4,600 | 4,700 | 4,600 |
| 任期        | 3年  | 3年    | 3年    | 3年    | 3年    | 3年    | 3年    |

【主な審議会、委員会等の附属機関の報酬等】

| 区分      | 委員名                          | 単位 | 三重町                    | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町                |
|---------|------------------------------|----|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 附属機関の委員 | 特別職報酬等審議会委員                  | 月額 | 4,600                  | 4,600 |       | 4,600 | 4,700 | 4,600 | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 表彰審議会委員                      | 月額 | 4,600                  | 4,600 | 4,600 |       | 4,700 | 4,600 | 4,600              |
|         | 公務災害補償認定委員会委員                | 月額 | 4,600                  | 4,600 |       | 4,600 | 4,700 | 4,600 | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 公文書公開審査会委員                   | 月額 | 議見委員11,800<br>委員 4,600 | 4,600 | 4,600 | 4,600 |       |       | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 行政改革推進委員会委員                  | 月額 | 4,600                  |       |       | 4,600 | 4,700 | 4,600 | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 行政改革懇談会委員                    | 月額 | 4,600                  |       |       | 4,600 | 4,700 | 4,600 | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 総合計画審議会委員                    | 月額 | 4,600                  |       |       | 4,600 | 4,700 | 4,600 | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 工業導入審議会委員                    | 月額 | 4,600                  |       |       |       | 4,700 |       |                    |
|         | 国土利用計画審議会委員                  | 月額 |                        |       |       | 4,600 |       |       |                    |
|         | 大規模土地開発審議会委員                 | 月額 |                        |       |       | 4,600 |       |       |                    |
|         | 企業誘致推進委員会委員                  | 月額 |                        |       |       | 4,600 |       |       |                    |
|         | やすらぎと活力のあるまちづくり拠点地区整備計画審議会委員 | 月額 |                        |       |       | 4,600 |       |       |                    |
|         | リバーパーク滞在施設建設検討委員会委員          | 月額 |                        |       |       |       |       |       | 長 4,800<br>委員4,700 |
|         | やすらぎステーション建設委員会委員            | 月額 |                        |       |       | 4,600 |       |       |                    |
|         | やすらぎ住宅団地審査委員会委員              | 月額 |                        |       |       | 4,600 |       |       |                    |
|         | 省資源・エネルギー運動推進協議会委員           | 月額 | 4,600                  |       |       |       |       |       |                    |
|         | 青少年問題協議会委員                   | 月額 | 4,600                  | 4,600 | 4,600 |       |       |       | 長 4,800<br>委員4,700 |
|         | まちづくり推進協議会委員                 | 月額 |                        |       |       |       | 4,700 | 4,600 |                    |

| 区分            | 委員名                     | 単位    | 三重町   | 清川村   | 緒方町                | 朝地町   | 大野町   | 千歳村                | 犬飼町                |
|---------------|-------------------------|-------|-------|-------|--------------------|-------|-------|--------------------|--------------------|
| 附属機関の委員       | 矢田ダム対策委員会委員             | 月額    |       |       |                    | 4,600 | 4,700 |                    |                    |
|               | 一村一品推進委員会委員             | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 殿の園生朝倉文夫記念公園運営委員会委員     | 月額    |       |       |                    | 4,600 |       |                    |                    |
|               | 交通安全対策協議会委員             | 月額    |       | 4,600 | 4,600              |       |       | 4,600              | 4,600              |
|               | 特別土地保有税審議会委員            | 月額    | 4,600 | 4,600 |                    | 4,600 | 4,700 |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 人権擁護推進委員会委員             | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 地籍調査事業推進協議会委員           | 月額    | 4,600 | 4,600 |                    | 4,600 | 4,700 | 4,600              |                    |
|               | 民生委員推薦委員会委員             | 月額    | 4,600 | 4,600 | 4,600              | 4,600 | 4,700 | 4,600              | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 国民健康保険運営委員会(協議会)委員      | 月額    | 4,600 | 4,600 | 長 4,700<br>委員4,600 | 4,600 | 4,700 | 4,600              | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 介護保険運営協議会委員             | 月額    | 4,600 | 4,600 | 4,600              |       |       | 4,600              | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 大野町隣保館審議会委員             | 月額    |       |       |                    |       | 4,700 |                    |                    |
|               | 社会啓発推進協議会委員             | 月額    |       |       |                    |       | 4,700 |                    |                    |
|               | 在宅介護支援センター運営協議会委員       | 月額    |       |       | 4,600              |       |       |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員 | 月額    |       |       | 4,600              | 4,600 |       | 4,600              |                    |
|               | 憩いの村運営委員会委員             | 月額    |       |       |                    | 4,600 |       |                    | 4,700              |
|               | 憩いの村入所判定委員会委員           | 月額    |       |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 児童館運営委員会委員              | 月額    | 4,600 |       |                    | 4,600 | 4,700 |                    |                    |
|               | 健康のまちづくり審議会委員会委員        | 月額    | 4,600 | 4,600 |                    |       |       |                    |                    |
|               | 地域保健対策推進協議会委員           | 月額    |       |       |                    | 4,600 |       |                    | 4,600              |
|               | 保健福祉計画審議会委員             | 月額    |       |       |                    |       |       |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 水道事業運営協議会委員             | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 簡易水道料金改定諮問委員会委員         | 月額    |       |       |                    |       |       |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 県立医療機関整備対策委員会委員         | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 予防接種健康被害調査委員会委員         | 月額    | 4,600 |       | 4,600              |       |       |                    |                    |
|               | ゴミ減量化推進審議会委員            | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 空き缶等対策委員会委員             | 月額    |       | 4,600 |                    |       | 4,700 |                    |                    |
|               | 簡易水道委員会委員               | 月額    |       | 4,600 | 4,600              |       | 4,700 | 4,600              |                    |
|               | 環境保全対策審議会委員             | 月額    |       |       |                    |       |       |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 公共下水道運営委員会委員            | 月額    |       |       |                    |       | 4,700 |                    |                    |
|               | 自然環境保護対策審議会委員           | 月額    |       | 4,600 |                    | 4,600 |       |                    |                    |
|               | 環境保全審議会委員               | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 勤労者福祉施設運営協議会委員          | 月額    | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
|               | 農用地高度利用促進協議会委員          | 月額    |       |       |                    |       | 4,700 |                    |                    |
|               | 農地利用関係和解仲介委員会委員         | 月額    |       |       |                    |       | 4,700 | 4,600              |                    |
|               | 小作料協議会委員                | 月額    |       |       | 4,600              | 4,600 |       | 4,600              | 4,600              |
|               | 農業労働災害共済運営審査委員会委員       | 月額    |       |       |                    |       | 4,700 |                    |                    |
|               | 農林業公社設立推進委員会委員          | 月額    |       |       |                    |       |       |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 農業振興地域整備促進協議会委員         | 月額    | 4,600 |       | 4,600              |       | 4,700 | 4,600              | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 地域営農推進協議会委員             | 月額    |       |       |                    |       |       |                    | 長 4,700<br>委員4,600 |
|               | 農業振興対策協議会委員             | 月額    |       | 4,600 | 4,600              | 4,600 |       |                    |                    |
| 農村総合整備推進協議会委員 | 月額                      | 4,600 |       |       |                    | 4,700 |       |                    |                    |
| 農業構造改善協議会委員   | 月額                      | 4,600 |       | 4,600 |                    | 4,700 |       | 長 4,700<br>委員4,600 |                    |
| 農業労働力調整協議会委員  | 月額                      |       | 4,600 |       |                    |       |       |                    |                    |
| 農業振興運動協議会委員   | 月額                      | 4,600 |       |       |                    |       |       | 4,600              |                    |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第12号

大野郡5町2村合併協議会

| 区分                 | 委員名                                | 単位    | 三重町   | 清川村   | 緒方町      | 朝地町      | 大野町   | 千歳村      | 犬飼町                |
|--------------------|------------------------------------|-------|-------|-------|----------|----------|-------|----------|--------------------|
| 附属機関の委員            | 生産調整推進対策協議会委員                      | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 中山間地域活性化推進協議会委員                    | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 水田農業経営確立対策推進協議会委員                  | 日額    |       |       | 4,600    |          |       | 4,600    |                    |
|                    | 県営土地改良事業換地委員会委員                    | 日額    |       |       | 4,600    |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 県営土地改良事業評価委員会委員                    | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 町営土地改良事業評価換地委員会委員                  | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | しいたけ産業振興対策協議会委員                    | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 林業構造改善協議会委員                        | 日額    | 4,600 |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 大野町中小企業者店舗新築改築公害防止施設融資金利子補給審査委員会委員 | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 小口融資審査委員会委員                        | 日額    | 4,600 | 4,600 | 4,600    | 4,600    | 4,700 | 4,600    | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | ふるさと体験村運営委員会委員                     | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 第3セクター等法人設立審議会委員                   | 日額    |       |       |          | 4,600    |       |          |                    |
|                    | 都市計画審議会委員                          | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 旅館建築審査委員会委員                        | 日額    | 4,600 |       | 4,600    | 4,600    | 4,700 |          | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | 防災行政無線運営委員会委員                      | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 水防協議会委員                            | 日額    |       |       | 4,600    | 4,600    |       |          | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | 長期総合教育計画審議会委員                      | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 心身障害児就学指導委員会委員                     | 日額    | 4,600 | 4,600 |          |          |       | 4,600    | 4,600              |
|                    | 教育問題検討委員会委員                        | 日額    |       |       | 4,600    | 4,600    | 4,700 |          |                    |
|                    | 小中学校建設委員会委員                        | 日額    |       |       |          | 4,600    |       |          |                    |
|                    | 学校給食運営委員会委員                        | 日額    |       | 4,600 |          | 4,600    | 4,700 | 4,600    |                    |
|                    | 社会教育委員会委員                          | 日額    | 4,600 | 4,600 |          | 4,600    | 4,700 | 4,600    | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | 公民館運営審議会委員                         | 日額    | 4,600 | 4,600 | 4,600    | 4,600    |       | 4,600    | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | 生涯学習推進協議会委員                        | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 町立図書館協議会委員                         | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 集会所運営委員会委員                         | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 体育指導委員会委員                          | 日額・年額 | 4,600 | 4,600 | 年額48,000 | 年額51,000 | 4,700 | 年額21,500 | 4,600              |
|                    | 文化財保護委員会委員                         | 日額    | 4,600 |       | 4,600    | 4,600    |       |          |                    |
|                    | 文化財調査委員会委員                         | 日額・年額 |       | 4,600 | 年額25,000 |          | 4,700 | 4,600    | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | 資料館及び美術館運営審議会委員                    | 日額    |       |       |          |          |       | 4,600    |                    |
|                    | 大野町ケーブルテレビ放送運営委員会委員                | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 大野町ケーブルテレビ放送番組審議会委員                | 日額    |       |       |          |          | 4,700 |          |                    |
|                    | 自然愛護審議会委員                          | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 男女共同参画審議会委員                        | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 人権・同和問題啓発推進協議会委員                   | 日額    | 4,600 | 4,600 |          |          |       | 4,600    | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | よい子の育ちまちづくり審議会委員                   | 日額    | 4,600 |       |          |          |       |          |                    |
|                    | 新まちづくり委員会委員                        | 日額    | 4,600 | 4,600 | 4,600    | 4,600    | 4,700 | 4,600    |                    |
|                    | 学校給食共同調理場運営委員会委員                   | 日額    | 4,600 |       | 4,600    |          |       |          |                    |
|                    | 公務災害補償等審査委員会委員                     | 日額    | 4,600 |       |          |          | 4,700 | 4,600    | 長 4,800<br>委員4,700 |
|                    | 情報公開及び個人情報保護審査会委員                  | 日額    |       |       | 4,600    | 4,600    | 4,700 | 4,600    |                    |
| 防災会議委員             | 日額                                 | 4,600 |       |       | 4,600    | 4,700    | 4,600 | 4,600    |                    |
| 差別撤廃・人権擁護に関する審議会委員 | 日額                                 |       |       |       |          | 4,700    |       |          |                    |
| 行政審議会委員            | 日額                                 |       |       | 4,600 |          |          |       |          |                    |

| 区分      | 委員名                           | 単位    | 三重町   | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村     | 犬飼町                |
|---------|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|--------------------|
| 附属機関の委員 | さわやか通信運営審議会委員                 | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | ダム対策委員会委員                     | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 地域用水機能増進事業対策協議会委員             | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | ふるさと土芸体験館利用団体協議会委員            | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | ふるさと創生審議会委員                   | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | ふるさと創生審議会体験のできるまちづくり事業推進協議会委員 | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 地域活性化推進協議会委員                  | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 奥嶽川鉱害対策委員会委員                  | 日額    |       | 4,600 | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 環境及び景観保全審議会委員                 | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 環境及び景観問題対策協議会委員               | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 省資源対策協議会委員                    | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 特定地域生活廃水処理施設運営委員会委員           | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 農業集落排水事業推進協議会委員               | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 農村下水道運営委員会委員                  | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | リサイクル推進委員会委員                  | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 子どもの健全育成委員会委員                 | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 食生活改善推進協議会委員                  | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 地域精神保健委員会委員                   | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 保健福祉委員会委員                     | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 母子保健推進委員会委員                   | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 老人ホーム入所判定委員会委員                | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         | 4,700              |
|         | 緒方町活性化推進協議会委員                 | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 産業振興基金運用委員会委員                 | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 自給飼料対策協議会委員                   | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 森林総合整備及び新開伐促進対策事業推進協議会委員      | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 肉用牛生産振興対策協議会委員                | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 農業用廃プラ適正処理推進協議会委員             | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 林業振興協議会委員                     | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 原尻の滝ふれあいつくり運営協議会委員            | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 離農跡地等継承円滑推進協議会委員              | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 児童生徒減少問題検討委員会委員               | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 心身障害児適正就学指導委員会委員              | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 民族資料館運営委員会委員                  | 日額    |       |       | 4,600 |       |       |         |                    |
|         | 庁舎建設検討委員会委員                   | 日額    |       |       |       |       |       |         | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | リバーパーク整備事業推進協議会委員             | 日額    |       |       |       |       |       |         | 長 4,700<br>委員4,600 |
|         | 人材育成交流事業審査会委員                 | 日額    | 4,600 |       |       |       |       |         |                    |
|         | 総合振興企画諮問委員会委員                 | 日額    |       | 4,600 |       |       |       |         |                    |
|         | 高齢者住宅整備資金貸付審査委員               | 日額    |       | 4,600 |       |       |       |         |                    |
|         | 御嶽山自然公園管理中央センター及び展望浴場運営委員会委員  | 日額    |       | 4,600 |       |       |       |         |                    |
|         |                               |       |       |       |       |       |       |         |                    |
|         |                               |       |       |       |       |       |       |         |                    |
|         |                               |       |       |       |       |       |       |         |                    |
|         |                               |       |       |       |       |       |       |         |                    |
| その他の委員  | 日額                            | 4,600 | 4,600 | 4,600 | 4,600 | 4,700 | 4,600 | 4,700以内 |                    |





# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第 1 3 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                |     |                |
|-------|------------------|-----|----------------|-----|----------------|
| 大項目   | 1 3 . 条例、規則等の取扱い | 中項目 | 1 . 条例、規則等の取扱い | 小項目 | 1 . 条例、規則等の取扱い |
| 協議の結果 |                  |     |                |     |                |

## 【専門部会・幹事会案】

条例、規則等の取扱いについては、合併関係町村の条例・規則は合併により失効することとなるので、「大野郡 5 町 2 村合併に関する条例・規則等の整備方針（案）」を定め、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、関係条例・規則等のそれぞれの施行による区分により調整するものとする。

### 大野郡 5 町 2 村合併に関する条例・規則等の整備方針（案）

大野郡 5 町 2 村による新設合併が行われる場合、合併関係町村（三重町・清川村・緒方町・朝地町・大野町・千歳村・犬飼町）は、合併によって消滅するため、従来の 5 町 2 村の条例・規則も失効することになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行する必要がある。

したがって、新市の設置に伴う条例・規則の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、次のとおり整備する。

- 1 . 5 町 2 村同一の条例・規則等は原則として現行のとおりとする。
- 2 . 類似、相違しているもの及び、1 町村又は複数町村に制定されているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な処置を講ずるものとする。
- 3 . 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。なお、施行方法による区分は、以下のとおりとする。

合併と同時に新市職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの。

理由：大野郡 5 町 2 村の場合、新設合併であるため、新市の発足とともに合併関係 7 か町村の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなるため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させるため。

制定手続きによる分類

- ( 1 ) 条例・・・・・・・・・・・・・・・・制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し、施行する。（地方自治法第 1 7 9 条第 1 項）
- ( 2 ) 規則、要綱他・・・・・・・・制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第 1 5 条第 1 項）

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

- ( 1 ) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等）
- ( 2 ) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

- ( 1 ) 新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則として引き続き施行させる必要がある場合

参考（ H11.4.1 に合併した兵庫県篠山市の場合、条例 2 1 2 項目、規則 2 0 2 項目の専決処分を行った。 ）

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第13号

大野郡5町2村合併協議会

## 条例及び規則等の取扱い

### 【留意事項】

#### 原則

新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各町村の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合の条例・規則等も失効する。このため、新市において必要な条例・規則等は原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。

なお、条例、規則等の整備は、あくまで業務内容に伴うものでそれ自体が独立先行するものではないため、全国の先進事例では、合併協議で条例・規則等の整備の方針を定めておき、具体的には専門部会等で合併関係市町村間の事務調整票等を作成し新市町村の業務内容を明確にした上で、必要となる制定・改正作業を実施しています。

#### 制定施行の区分

合併期日からすぐに施行しなければならないもの

##### A 条例

新市の市長職務執行者（地方自治法施行令第1条の2）の専決処分（地方自治法第179条第1項）により、即時制定し施行するもの。

##### B 規則等

制定権者（新市の職務執行者）の職権（地方自治法第15条第1項）により制定し執行する。

合併後、逐次制定し施行させるもの

例）議案提出権が長にない条例、制定権のない規則

（議員にのみ提出権がある条例、規則については、その性質上合併後に召集される議会に提案されるまで制定することができない。）

例）新市発足当初には必要ないが逐次制定するもの等

#### 例外

新市において、条例・規則等が制定されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行することができる。（地方自治法施行令第3条）

（事務手続き）

暫定施行する条例等を告示し施行する。

旧町村の特定の条例又は規則を、

旧町村それぞれの区域に適用する場合と、

新市全域に摘要する場合がある。

### 【法的根拠】

#### 地方自治法

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

#### 地方自治法施行令

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行なう者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（条例・規則の暫定的施行）

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行なう者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

#### 先進事例

##### 一篠山市一

（1）4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。

（2）類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

（3）合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

##### 一さぬき市一

（2）類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

（3）合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

##### 一あさぎり町一

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。

##### 一東かがわ市一

3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。

##### 一佐伯市一

条例、規則等は、「条例、規則等の整備方針」により制定する。

条例規則等の制定は、各種事務事業の調整、確認内容により次の区分により整備する。

（1）新市職務執行者の専決処分により即時制定し、施行する必要があるもの。

（2）逐次制定し、施行させるもの。

（3）一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第14号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                 |
|-------|------------------|-----|-----------------|
| 大項目   | 14. 事務組織及び機構の取扱い | 中項目 | 1. 事務組織及び機構の取扱い |
| 小項目   | 1. 事務組織及び機構の取扱い  |     |                 |
| 調整の結果 |                  |     |                 |

| 調査                    | 大野郡5町2村の現況   |  |   |  |  |  |  | 調整の具体的内容  |
|-----------------------|--|--|---|--|--|--|--|---|
| 町村名                   | 三重町  | 清川村  | 緒方町   | 朝地町  | 大野町  | 千歳村  | 犬飼町  |   |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容 | <b>町長部局</b><br>・ 企画振興課<br>・ 総務課<br>・ 町民課<br>・ 税務課<br>・ 人権推進・同和対策室<br>・ 健康福祉課<br>・ 環境整備課<br>・ 農林振興課<br>・ 建設課<br>・ 水道課<br>・ 会計課<br><br>計 11  | <b>村長部局</b><br>・ 総務企画課<br>・ 税務住民課<br>・ 福祉保健課<br>・ 産業振興課<br>・ 建設課<br>・ 出納室<br><br>計 6   | <b>町長部局</b><br>・ 総務課<br>・ 税務住民生活課<br>・ 産業振興課<br>・ 建設課<br>( 出納室 )<br>条例以外<br>( 常楽荘・保育園・すこやか福センター )<br><br>計 4  | <b>町長部局</b><br>・ 総務課<br>・ 企画商工観光課<br>・ 住民課<br>・ 税務課<br>・ 農林課<br>・ 建設課<br>・ 保育園<br>・ 朝倉文夫記念館<br>・ 福祉施設課<br>・ 地籍調査室<br>( 出納室 )<br>計 10             | <b>町長部局</b><br>・ 総務企画課<br>・ 税務町民課<br>・ 福祉保健課<br>・ 産業振興課<br>・ 建設課<br>・ 同和対策室<br>・ 解放会館<br>・ 出納室<br><br>計 8  | <b>村長部局</b><br>・ 総務企画課<br>・ 税務課<br>・ 住民福祉課<br>・ 農林商工課<br>・ 建設課<br>・ 出納室<br><br>計 6   | <b>町長部局</b><br>・ 総務企画課<br>・ 税務課<br>・ 町民課<br>・ 福祉保健課<br>・ 農林商工課<br>・ 建設課<br>( 収入役室 )<br><br>計 6   | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>( 1 ) 新市における組織及び機構の調整方針(案)は次のとおりとする。<br>ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。<br><b>【新市行政組織・機構整備方針】(案)</b><br><b>総括方針</b><br>下記記載のとおり<br><br><b>個別方針</b><br>・ 合併協定項目第4号「新市の事務所の位置について」の決定事項をふまえ、現在の7町村の庁舎を有効活用した事務機構及び組織とする。<br>尚、具体的な事務機構及び組織の編成については、合併準備室(仮称)で行う。 |
|                       | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br><br>計 5<br><br>合計16<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>177名 ( 定数190名 )   | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br><br>計 5<br><br>合計11<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>68名 ( 定数69名 ) | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br>・ 公営企業 国保総合病院<br><br>計 6<br><br>合計10<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>249名 ( 定数271名 ) | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br><br>計 5<br><br>合計15<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>72名 ( 定数75名 ) | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br><br>計 5<br><br>合計13<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>100名 ( 定数105名 ) | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br><br>計 5<br><br>合計11<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>51名 ( 定数54名 ) | <b>上記以外</b><br>・ 議会事務局<br>・ 教育委員会事務局<br>・ 選挙管理委員会事務局<br>・ 監査委員事務局<br>・ 農業委員会事務局<br><br>計 5<br><br>合計11<br><br>職員数 ( H15.4.1現在 )<br>74名 ( 定数80名 ) |   |
|                       | <b>【新市行政組織・機構整備方針】(案)</b><br><b>総括方針</b><br>新市における行政組織・機構は次により整備するものとする。<br>新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限に生かすため、出来る限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。<br>このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。<br>新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構<br>市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することが出来る組織・機構<br>新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構<br>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構<br>地方分権に柔軟に対応できる組織・機構<br>新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構 |  |   |  |  |  |  |   |
|                       | <b>行政組織・機構関係法令</b><br>地方自治法<br>第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図ると共に、地方公共団体の健全な発達を補償することを目的とする。<br>第2条 地方公共団体は、常にその組織及び経営の合理化に努めると共に、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。  |  |   |  |  |  |  |   |

# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第14号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                 |     |                    |
|-------|------------------|-----|-----------------|-----|--------------------|
| 大項目   | 14. 事務組織及び機構の取扱い | 中項目 | 1. 事務組織及び機構の取扱い | 小項目 | 2. その他の附属機関の取扱い(1) |
| 調整の結果 |                  |     |                 |     |                    |

| 区分<br>内容              | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 |                  |                  |   |                       |                  |                   | 調整の具体的内容  |
|-----------------------|---------------------|------------------|------------------|---|-----------------------|------------------|-------------------|---|
|                       | 三重町                 | 清川村              | 緒方町              | 朝地町                                     | 大野町                   | 千歳村              | 犬飼町               |   |
| 附<br>属<br>機<br>関<br>名 | 特別職報酬等審議会           | 特別職報酬等審議会        |                  | 特別職報酬等審議会                               | 特別職報酬等審議会             | 特別職報酬等審議会        | 特別職報酬等審議会         | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>(2) その他の附属機関については<br>7町村とも設置されているものについては原則として統合する。<br>1町村のみに設置されているものについては、法令に基づくものや地域の特殊事情等を考慮し合併までに調整する。<br>複数町村に設置されているものについては、新市において速やかに調整する。<br>委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。 |
|                       | 表彰審議委員会             | 表彰審査会            | 表彰審議会            |   | 表彰審議会                 | 表彰審議会            | 表彰審議会             |   |
|                       | 公務災害補償認定委員会         | 公務災害補償認定委員会      | 公務災害補償等認定委員会     | 公務災害補償認定委員会                             | 公務災害補償認定委員会           | 公務災害補償認定委員会      | 公務災害補償認定委員会       |   |
|                       | 公文書公開審査会            | 公文書公開・個人情報保護審査会  | 公文書公開審査会         | 公文書公開審査会                                |                       | 情報公開審査会          | 公文書公開審査会          |   |
|                       | 行政改革懇談会             | 行政改革推進委員会        | 行政審議会            | 行政改革推進委員会                               | 行政改革推進委員会             | 行政改革推進委員会        | 行政改革推進委員会         |   |
|                       | 総合振興企画審議委員会         |                  |                  | 総合計画審議会                                 | 総合計画審議会               | 総合計画審議会          | 総合計画審議会           |   |
|                       | 工業導入審議会             |                  |                  |   | 工業導入審議会               |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | 国土利用計画審議会                               |                       |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | 大規模土地開発審議会                              |                       |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | 企業誘致推進委員会<br>やすらぎと活力のあるまちづくり拠点地区整備計画審議会 |                       |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  |   |                       |                  | リバーパーク滞在施設建設検討委員会 |   |
|                       |                     |                  |                  | やすらぎステーション建設委員会                         |                       |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | やすらぎ住宅団地審査委員会                           |                       |                  |                   |   |
|                       | 省資源・省エネルギー運動推進協議会   |                  |                  |   |                       |                  |                   |   |
|                       | 青少年問題協議会            | 青少年問題協議会         | 青少年問題協議会         |   |                       |                  | 青少年問題協議会          |   |
|                       |                     |                  |                  |   | まちづくり推進協議会            |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | 矢田ダム対策委員会                               | 矢田ダム対策委員会             |                  |                   |   |
|                       | 一村一品推進委員会           |                  |                  |   |                       |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | 愛の園生朝倉文夫記念公園運営委員会                       |                       |                  |                   |   |
|                       |                     | 交通安全対策協議会        | 交通安全対策協議会        |   | 交通安全対策会議<br>交通安全対策協議会 | 交通安全対策協議会        | 交通安全対策協議会         |   |
|                       | 特別土地保有税審議会          | 特別土地保有税審議会       |                  | 特別土地保有税審議会                              | 特別土地保有税審議会            |                  | 特別土地保有税審議会        |   |
|                       | 人権擁護推進審議会           |                  |                  |   |                       |                  |                   |   |
|                       | 地籍調査事業推進協議会         | 地籍調査事業推進協議会      |                  | 地籍調査事業推進協議会                             | 地籍調査事業推進協議会           | 地籍調査事業推進協議会      | 地籍調査事業推進協議会       |   |
|                       | 民生委員推薦委員会           | 民生委員推薦会          | 民生委員推薦委員会        | 民生委員推薦委員会                               | 民生委員推薦委員会             | 民生委員推薦委員会        | 民生委員推薦委員会         |   |
|                       | 国民健康保険運営委員会(協議会)    | 国民健康保険運営委員会(協議会) | 国民健康保険運営委員会(協議会) | 国民健康保険運営委員会(協議会)                        | 国民健康保険運営委員会(協議会)      | 国民健康保険運営委員会(協議会) | 国民健康保険運営委員会(協議会)  |   |
|                       | 介護保険運営協議会           | 介護保険運営協議会        | 介護保険運営協議会        |   |                       |                  | 介護保険運営協議会         |   |
|                       |                     |                  |                  | 大野町隣保館運営審議会                             |                       |                  |                   |   |
|                       |                     |                  |                  | 社会啓発推進協議会                               |                       |                  |                   |   |

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第14号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                 |     |                    |
|-------|------------------|-----|-----------------|-----|--------------------|
| 大項目   | 14. 事務組織及び機構の取扱い | 中項目 | 1. 事務組織及び機構の取扱い | 小項目 | 2. その他の附属機関の取扱い(2) |
| 調整の結果 |                  |     |                 |     |                    |

| 区分<br>内容              | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 |  |                       |                       |               |                       | 調整の具体的内容                           |
|-----------------------|---------------------|--|-----------------------|-----------------------|---------------|-----------------------|------------------------------------|
|                       | 三重町                 | 清川村  | 緒方町                   | 朝地町                   | 大野町           | 千歳村                   |                                    |
| 附<br>属<br>機<br>関<br>名 |                     |  | 在宅介護支援センター運営協議会       |                       |               |                       | 在宅介護支援センター運営協議会                    |
|                       |                     |  | 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 | 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 |               | 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 |                                    |
|                       |                     | 老人ホーム入所判定委員会<br>高野有主活福祉センター<br>(居住部門)入所判定委員会 | 老人ホーム入所判定委員会          |                       |               |                       | 老人ホーム入所判定委員会<br>高齢者生活福祉センター入所判定委員会 |
|                       |                     |  |                       | 憩いの村運営委員会・憩いの村入所判定委員会 |               |                       |                                    |
|                       | 児童館運営委員会            |  |                       | 児童館運営委員会              | 児童館運営委員会      |                       |                                    |
|                       | 健康のまちづくり審議委員会       | 健康づくり推進協議会                                   |                       |                       |               |                       |                                    |
|                       |                     |  |                       | 地域保健対策推進協議会           |               |                       | 地域保健推進協議会                          |
|                       |                     |  |                       |                       |               |                       | 保健福祉計画審議会                          |
|                       | 水道事業運営協議会           |  |                       |                       |               |                       |                                    |
|                       |                     |  |                       |                       |               |                       | 簡易水道料金改定諮問委員会                      |
|                       | 県立医療機関整備対策委員会       |  |                       |                       |               |                       |                                    |
|                       | 予防接種健康被害調査委員会       |  | 予防接種健康被害調査委員会         |                       |               |                       |                                    |
|                       | ゴミ減量化推進審議会          |  |                       |                       |               |                       |                                    |
|                       |                     | 空き缶等対策審議会                                    |                       |                       | 空き缶等対策委員会     |                       |                                    |
|                       |                     | 簡易水道運営委員会<br>農業集落排水処理施設運営協議会                 | 簡易水道委員会               |                       | 簡易水道委員会       | 簡易水道委員会               |                                    |
|                       |                     |  |                       |                       |               |                       | 環境保全対策審議会                          |
|                       |                     |  |                       |                       | 公共下水道運営委員会    |                       |                                    |
|                       | 環境保全審議会             | 自然環境保護審議会                                    |                       | 自然環境保護対策審議会           |               |                       |                                    |
|                       | 勤労者福祉施設運営協議会        |  |                       |                       |               |                       |                                    |
|                       |                     |  |                       |                       | 農用地高度利用促進協議会  | 農用地高度利用促進協議会          |                                    |
|                       |                     | 小作料策定協議会                                     | 小作料策定協議会              |                       | 小作料策定協議会      | 小作料策定協議会              |                                    |
|                       |                     |  |                       | 農業労働災害共済運営審査委員会       |               |                       |                                    |
|                       |                     |  |                       |                       |               | 農林業公社設立推進委員会          |                                    |
| 農業振興地域整備促進協議会         | 農業振興地域整備促進協議会       | 農業振興地域整備促進協議会                                | 農業振興地域整備促進協議会         | 農業振興地域整備促進協議会         | 農業振興地域整備促進協議会 | 農業振興地域整備促進協議会         |                                    |
|                       |                     |  |                       |                       |               | 地域営農推進協議会             |                                    |
|                       | 農林振興協議会             | 農業振興対策協議会                                    | 農業振興対策協議会             |                       |               |                       |                                    |

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第14号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                 |     |                    |
|-------|------------------|-----|-----------------|-----|--------------------|
| 大項目   | 14. 事務組織及び機構の取扱い | 中項目 | 1. 事務組織及び機構の取扱い | 小項目 | 2. その他の附属機関の取扱い(3) |
| 調整の結果 |                  |     |                 |     |                    |

| 区分<br>内容              | 大野郡5町2村の現況    |                |                           |                |                                  |                 | 調整の具体的内容    |
|-----------------------|---------------|----------------|---------------------------|----------------|----------------------------------|-----------------|-------------|
|                       | 三重町           | 清川村            | 緒方町                       | 朝地町            | 大野町                              | 千歳村             |             |
| 附<br>属<br>機<br>関<br>名 | 農村総合整備推進協議会   |                |                           |                | 農村総合整備推進協議会                      |                 |             |
|                       | 農業構造改善事業協議会   |                | 農業構造改善事業協議会               |                | 農業構造改善事業推進協議会                    |                 | 農業構造改善事業協議会 |
|                       | 農業振興運動協議会     |                |                           |                |                                  |                 | 農業振興運動協議会   |
|                       |               |                |                           |                | 生産調整推進対策協議会                      |                 |             |
|                       | 中山間地域活性化推進協議会 |                |                           |                |                                  |                 |             |
|                       |               |                | 小中農業経営確立対策推進協議会、水田農業指針協議会 |                |                                  | 水田農業経営確立対策推進協議会 |             |
|                       |               |                | 県営土地改良事業換地委員会             |                | 県営土地改良事業換地委員会                    |                 |             |
|                       |               |                |                           |                | 県営土地改良事業評価委員会<br>町営土地改良事業評価換地委員会 |                 |             |
|                       | しいたけ産業振興対策協議会 |                |                           |                |                                  |                 |             |
|                       | 林業構造改善事業協議会   |                |                           |                | 林業構造改善事業協議会                      |                 |             |
|                       |               |                |                           |                | 大野町中小企業者店舗新築改築公害防止施設融資金利子補給審査委員会 |                 |             |
|                       | 特別小口融資審査委員会   | 特別小口融資審査委員会    | 特別小口融資審査委員会               | 特別小口融資審査委員会    | 特別小口融資審査委員会                      | 特別小口融資審査委員会     | 特別小口融資審査委員会 |
|                       |               |                |                           |                | ふるさと体験村運営委員会                     |                 |             |
|                       |               |                |                           | 第3セクター等法人設立審議会 |                                  |                 |             |
|                       | 都市計画審議会       |                |                           |                |                                  |                 |             |
|                       | 旅館建築審査会       |                | 旅館建築審査会                   | 旅館建築審査会        | 旅館建築審査会                          |                 | 旅館建築審査会     |
|                       | 防災行政無線運営委員会   |                |                           |                |                                  |                 |             |
|                       |               |                | 水防協議会                     | 水防協議会          |                                  |                 | 水防協議会       |
|                       | 長期総合教育計画審議会   |                |                           |                |                                  |                 |             |
|                       | 心身障害児就学指導委員会  | 心身障害児適正就学指導委員会 |                           | 心身障害児就学指導委員会   |                                  | 心身障害児就学指導委員会    |             |
|                       |               |                | 教育問題検討委員会                 | 教育問題検討委員会      | 教育問題検討委員会                        |                 |             |
|                       |               |                | 小中学校建設委員会                 |                |                                  |                 |             |
|                       | 給食運営委員会       |                | 学校給食運営委員会                 | 学校給食運営委員会      | 学校給食運営委員会                        |                 |             |
| 社会教育委員会               | 社会教育委員会       |                | 社会教育委員会                   | 社会教育委員会        | 社会教育委員会                          | 社会教育委員会         |             |
| 公民館運営審議会              | 公民館運営審議会      | 公民館運営審議会       | 公民館運営審議会                  |                | 公民館運営審議会                         | 公民館運営審議会        |             |
| 生涯学習推進協議会             |               | 生涯教育推進会議       |                           |                |                                  |                 |             |
| 町立図書館協議会              |               |                |                           |                |                                  |                 |             |
| 集会所運営委員会              |               |                |                           |                |                                  |                 |             |

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第14号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                 |     |                    |
|-------|------------------|-----|-----------------|-----|--------------------|
| 大項目   | 14. 事務組織及び機構の取扱い | 中項目 | 1. 事務組織及び機構の取扱い | 小項目 | 2. その他の附属機関の取扱い(4) |
| 調整の結果 |                  |     |                 |     |                    |

| 区分<br>内容              | 大野郡5町2村の現況     |                                  |                     |                     |                       |                |                | 調整の具体的内容                     |
|-----------------------|----------------|----------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|----------------|----------------|------------------------------|
|                       | 三重町            | 清川村                              | 緒方町                 | 朝地町                 | 大野町                   | 千歳村            | 犬飼町            |                              |
| 附<br>属<br>機<br>関<br>名 | 体育指導委員会        | 体育指導委員会                          | 体育指導委員会             | 体育指導委員会             | 体育指導委員会               | 体育指導委員会        | 体育指導委員会        |                              |
|                       | 文化財保護委員会       |                                  | 文化財保護委員会            | 文化財保護委員会            |                       |                |                |                              |
|                       |                | 文化財調査委員会                         | 文化財調査委員会            |                     | 文化財調査委員会              | 文化財調査委員会       | 文化財調査委員会       |                              |
|                       |                |                                  |                     |                     |                       | 資料館及び美術館運営審議会  |                |                              |
|                       |                |                                  |                     |                     | 大野町ケーブルテレビ放送<br>運営委員会 |                |                |                              |
|                       |                |                                  |                     |                     | 大野町ケーブルテレビ放送<br>番組審議会 |                |                |                              |
|                       | 自然愛護審議会        |                                  |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       | 男女共同参画審議会      |                                  |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       | 人権・同和問題啓発推進協議会 | 人権・同和問題啓発推進協議会                   |                     |                     |                       | 人権・同和問題啓発推進協議会 | 人権・同和問題啓発推進協議会 | 人権・同和教育啓発推進協議会<br>人権・同和対策審議会 |
|                       | よい子の育つまちづくり審議会 |                                  |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       | 新市まちづくり委員会     | 新市まちづくり委員会                       | 新市まちづくり委員会          | 新市まちづくり委員会          | 新市まちづくり委員会            | 新市まちづくり委員会     | 新市まちづくり委員会     | 新市まちづくり委員会                   |
|                       | 学校給食共同調理場運営委員会 |                                  | 学校給食共同調理場運営委員会      |                     |                       |                |                |                              |
|                       | 公務災害補償審査委員会    |                                  |                     |                     | 公務災害補償審査委員会           | 公務災害補償審査委員会    | 公務災害補償審査委員会    |                              |
|                       |                |                                  | 情報公開及び個人情報保護<br>審査会 | 情報公開及び個人情報保護<br>審査会 | 情報公開及び個人情報保護<br>審査会   |                |                |                              |
|                       | 防災会議           |                                  |                     | 防災会議                | 防災会議                  | 防災会議           | 防災会議           | 防災会議                         |
|                       |                |                                  |                     |                     | 差別撤廃・人権擁護に関す<br>る審議会  |                |                |                              |
|                       |                |                                  | 行政審議会               |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                |                                  | さわやか通信運営審議会         |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                |                                  | ダム対策委員会             |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                |                                  | 地域用水機能増進事業対策<br>協議会 |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | ふるさと工芸体験館利用団<br>体協議会             |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | ふるさと創生審議会                        |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | ふるさと創生審議会、体験ので<br>きるまちづくり事業推進協議会 |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | 地域活性化推進協議会                       |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       | 奥嶽川鉱害対策委員会     | 奥嶽川公害対策委員会                       |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | 環境及び景観保全審議会                      |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | 環境及び景観問題対策協議会                    |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | 省資源対策協議会                         |                     |                     |                       |                |                |                              |
|                       |                | 特定地域生活廃水処理施設<br>運営委員会            |                     |                     |                       |                |                |                              |



# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第14号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                  |     |                 |     |                    |
|-------|------------------|-----|-----------------|-----|--------------------|
| 大項目   | 14. 事務組織及び機構の取扱い | 中項目 | 1. 事務組織及び機構の取扱い | 小項目 | 2. その他の附属機関の取扱い(5) |
| 調整の結果 |                  |     |                 |     |                    |

| 区分<br>内容              | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況 |                                    |   |     |                           |     |     | 調整の具体的内容                         |
|-----------------------|---------------------|------------------------------------|---|-----|---------------------------|-----|-----|----------------------------------|
|                       | 三重町                 | 清川村                                | 緒方町                                     | 朝地町 | 大野町                       | 千歳村 | 犬飼町 |                                  |
| 附<br>属<br>機<br>関<br>名 |                     |                                    | 農業集落排水事業推進協議会                           |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 農村下水道運営委員会                              |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | リサイクル推進委員会                              |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 子どもの健全育成委員会                             |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 食生活改善推進協議会                              |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 地域精神保健委員会                               |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 保健福祉委員会                                 |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 母子保健推進委員会                               |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 緒方町活性化推進協議会                             |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 産業振興基金運用委員会                             |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 自給飼料対策協議会<br>森林総合整備及び新間伐促<br>進対策事業推進協議会 |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 肉用牛生産振興対策協議会<br>農業用廃プラ適正処理推進<br>協議会     |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 林業振興協議会<br>原尻の滝ふれあいづくり運<br>営協議会         |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 離農跡地等継承円滑推進協議会                          |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 児童生徒減少問題検討委員会                           |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 心身障害児適正就学指導委員会                          |     |                           |     |     | 心身障害児適正就学指導委員会                   |
|                       |                     |                                    | 民族資料館運営委員会                              |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    |   |     |                           |     |     | 庁舎建設検討委員会<br>リバーパーク整備事業推進<br>協議会 |
|                       |                     | 人材育成交流事業審査会                        |   |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    | 総合振興企画諮問委員会<br>高齢者住宅整備資金貸付審<br>査委員会     |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     | 御嶽山自然公園管理中大ビ<br>ンター及び展望浴場運営委<br>員会 |   |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     | 農業労働力調整協議会                         |   |     |                           |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    |   |     | 大野町地域ケア会議                 |     |     |                                  |
|                       |                     |                                    |   |     | 大分県新規就農促進対策事<br>業推進大野町協議会 |     |     |                                  |



# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

## 事務組織及び機構の取扱い

### ア 整備方針

新市町村の事務処理組織及び機構の設置は、新市町村の市町村長職務執行者が行うこととなりますが、その準備については、合併関係市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市町村の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当です。

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があります。また、編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い円滑に事務引継ぎができるよう、措置が必要です。

なお、全国の先進事例では、合併協議で新町の事務組織及び機構についての整備方針を定めておき、具体的には専門部会等で新市町村の業務内容を明確にした上で、具体的な組織及び機構について検討していることが多いようです。

### イ 本庁組織

地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めることとなります。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課の組織との間に均衡を失しないようにする必要があります。

### ウ 出先機関

合併にあたって、これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当です。支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」ことと定められています。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の市役所（町村役場）を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要です。

### エ 附属機関

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、特に編入合併の場合、附属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当です。

## 事務組織及び機構の案づくりに際しての留意事項

合併期日に、組織条例、条例定数を専決処分で施行させなければならないため、「新市の組織条例案」、「定数条例案」を旧町村で決定しておく必要がある。

本来、組織条例は、首長の政治姿勢を如実に反映させる最も重要な条例の1つであるが、7町村長とも合併期日の前日をもって失職するため、判断すべき主体が不在の中で決定しなければならないこと。

組織及び条例定数は、合併という特殊な状況下でなければ、新市長の判断に委ねるのが通常である。

しかしながら、合併期日に市長職務執行者が、関連条例を専決処分することとなるため、旧7町村のうちに一定の判断をしておく必要がある。（協定書協定項目であるとともに、議会議決でもある。）

## 支所体制の基本的な考え方

事務組織と機構の整備に合わせ、本所と支所の体制（業務・権能・職員配置）を決定する必要がある。

特に支所体制については、合併時の混乱による住民サービスの低下などを招くことのないよう、できるだけ充実した体制とする必要がある。

上記に関連して、本所の増改築の必要が生じた場合、これを合併前に行うのか、あるいは合併後に行うのかの意思決定が必要になる。

合併前 特別交付税措置

合併後 特例債充当

## 根拠法令

### 地方自治法

（事務所の設置又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。

（支所・地方事務所等の設置及び区域）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な他に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあたっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支所若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

第158条 1～6（略）

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に均衡を失しないように定めなければならない。

（地方公共団体の法人格及び事務）

第2条 1～13（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

## 先進事例

**篠山市（H11.4.1合併）** 関係4町村 旧4庁舎を本所と支所3とした。

- 1 新市の組織及び機構については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- 2 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

**さぬき市（H14.4.1合併）**

- 1 現在の津田町、大川市、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効利用した組織及び機構とする。
- 2 新市の組織・機構については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

**あさぎり町（H15.4.1合併）**

- 1 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- 2 新町の組織・機構については、「新町における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

**南アルプス市（支所・出先機関の取扱い）**

- 1 支所・出先機関の取扱いについては、現役場庁舎を支所として活用し、出先機関は現行のとおりとする。

**東かがわ市（H15.4.1合併）**

- 1 当面3町の役場庁舎は分庁舎として有効利用するとともに、現引田町役場庁舎および大内町役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- 2 現白鳥町5名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。
- 3 事務機構及び組織は、効率的で住民にわかりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所に総合窓口を設ける。
- 4 附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。
- 5 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。

**周南市（H15.2.21合併）**

新市における組織及び機構の調整方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。（事項に続く）

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第14号

大野郡5町2村合併協議会

## 1 総括方針

新市移行後も住民サービスの低下を来たさないように十分配慮した組織機構

市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構

市民の声を適正に反映することができる組織機構

簡素で効率的な組織機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構

地方分権に柔軟に対応できる組織機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

## 2 個別整備方針

新市の組織は、本庁と支所とし、合併時において3市2町の現行庁舎を有効活用する。

本庁が現在の3市2町のいずれかの事務所と決定された場合、その組織機構を改編し、本庁組織とし、それ以外の4箇所の事務所の位置に、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を総合支所として設置する。

本庁は、市全体にかかる政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域内の市域に関する事務を所掌する。総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、新市建設計画に予定されている地域別整備方針の実現を任務とする。

合併前の3市2町の支所、出張所、出張所、出張所は現行のまま存続する。

### 佐伯市（H17.3.31合併予定）

新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織及び機構の整備方針」により合併までに整備する。新市においては、引き続き常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図る。

「新市における事務組織及び機構の整備方針」

(1) 新市の組織は、本庁、支所及び出張所とし、合併時は、合併市町村の現行庁舎を利用する。

(2) 新市の事務所は、現佐伯市の庁舎を本庁組織とし、それ以外の現行庁舎を支所及び出張所とする。

(3) 本庁は、新市全般にかかる政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

(4) 支所は、合併前の市町村の区域を所管区域とし、新市以降後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構とする。そのため、本庁に統合する事務を除き、住民サービスを提供する行政機関であるとともに、地域振興の拠点と位置づける。出張所は、合併前の支所の機能を存続する。

### 【附属機関に関する法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4

（第1項～第2項省略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

（職務・組織・設置）

第202条の3

1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について、調停、審査又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

### 宇佐市（H17.3.31合併予定）

新市の事務機構及び組織は、次の整備方針に基づき整備する。

合併協定項目第4号「新市の事務所の位置について」の決定事項を踏まえ、現在の3市町の庁舎を有効活用した事務機構及び組織とする。

関係法令に基づくとともに、住民サービスを低下させないよう十分配慮した事務機構及び組織とする。

新市建設計画及び各種行政課題に迅速かつ的確な対応ができる事務機構及び組織とする。

簡素で効率的な市民がわかりやすい事務機構及び組織とする。

### 新市の事務所に関する具体的な検討について（第2回合併協議会 15.3.26提案済み）

(1) 新市の事務所は、地域住民の利便性、交通事情及び他の官公署との関係等を考慮しつつ、三重町に置く。

(2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。

(3) 新市の事務所について、本庁方式、分庁方式及び総合支所方式のいずれかを決定する。

#### 本庁方式

現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、暫定的な本庁方式を採用する。（暫定期間は新市誕生から5年程度）

議場、会議室等、必要な施設を仮設する。

新庁舎の具体的な建設位置を調査・検討する。（事務所の方式及び職員数によって規模が決定される。）

新庁舎建設のための用地買収、設計委託等

新庁舎の建設

（暫定的な本庁方式）

本庁機能を全て備えることができる新庁舎の建設までの間、首長部局6部（企画、総務、民生、福祉、産業、建設）及び教育委員会の管理部門や議会、農業委員会等の最小限度の組織・機構で本庁機能を形成する。したがって、暫定期間は総合支所方式とほぼ同一となる。

は小委員会を設置して、具体的、専門的に調査・検討する。

～ は合併協議会で協議、決定し、 について合併までに施設整備を行う。

#### 分庁方式

どこの町村役場庁舎にどの部局を割り当てるかを検討する。

……役場庁舎の規模と部局の職員数を勘案して

必要に応じて分庁舎（役場庁舎）を改修する。

議場、会議室等を含め、本庁舎（現三重町役場）を改修する。（当面、仮設可）

は小委員会を設置して、具体的、専門的に調査・検討する。

～ は合併協議会で協議、決定し、合併までに施設整備を行う。

#### 総合支所方式

議場、会議室等を含め、本庁舎（現三重町役場）を改修する。（当面、仮設可）

小委員会を設置する必要なし。

～ は合併協議会で協議、決定し、合併までに施設整備を行う。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第14号

大野郡5町2村合併協議会

## 新市の事務所の方式比較

| 方式     | 内容   | メリット                            | デメリット  |
|--------|--|---------------------------------|--|
| 本庁方式   | 合併関係町村の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は支所又は出張所とする。 | 事務所の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。         | 新庁舎を建設すれば、長期間にわたり、莫大な経費がかかる。                     |
| 分庁方式   | 合併関係町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。                | 既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。        | 各業務を分散させた場合、住民への周知が必要であり、管理上は非効率である。             |
| 総合支所方式 | 管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。     | 住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。 | 人件費の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。 |

## 【新市における事務組織及び機構編成フローチャート】



## 【関連事項】

### 電算システム

本所、支所の業務の決定を受け電算システムのプログラムの作成

### 本所、支所

収容人数等の問題を検討

# 行政組織表

平成15年4月1日現在

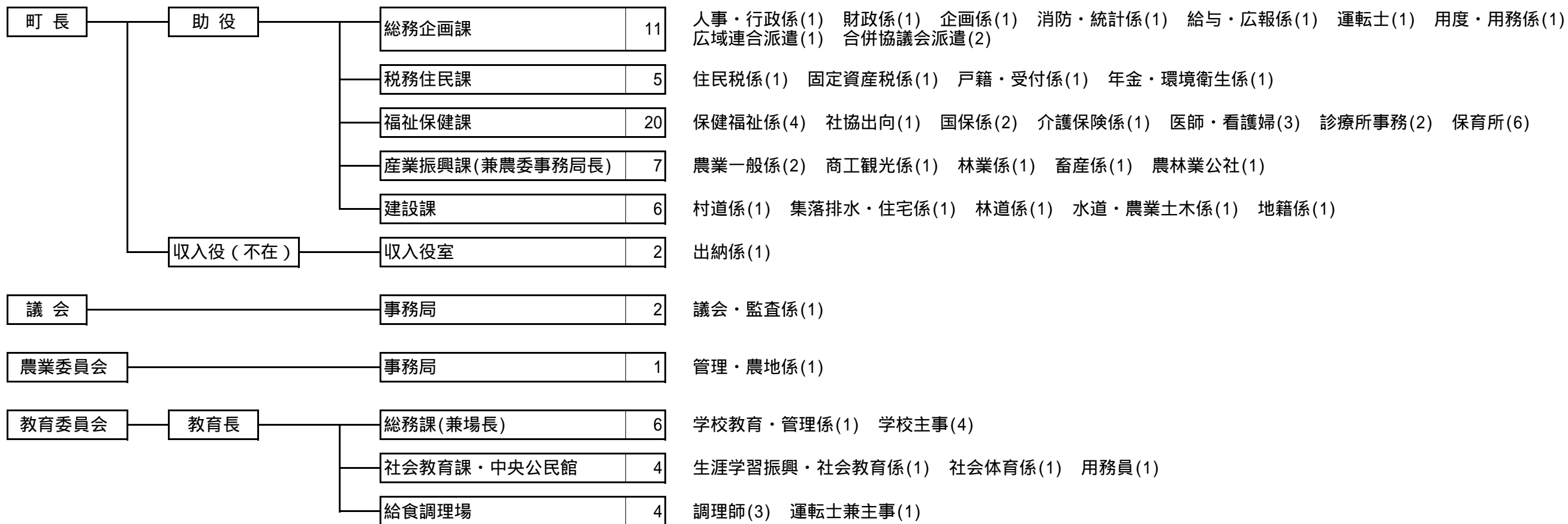
|     |     |      |      |      |      |
|-----|-----|------|------|------|------|
| 町村名 | 三重町 | 職員定数 | 190人 | 現職員数 | 177人 |
|-----|-----|------|------|------|------|



# 行政組織表

平成15年4月1日現在

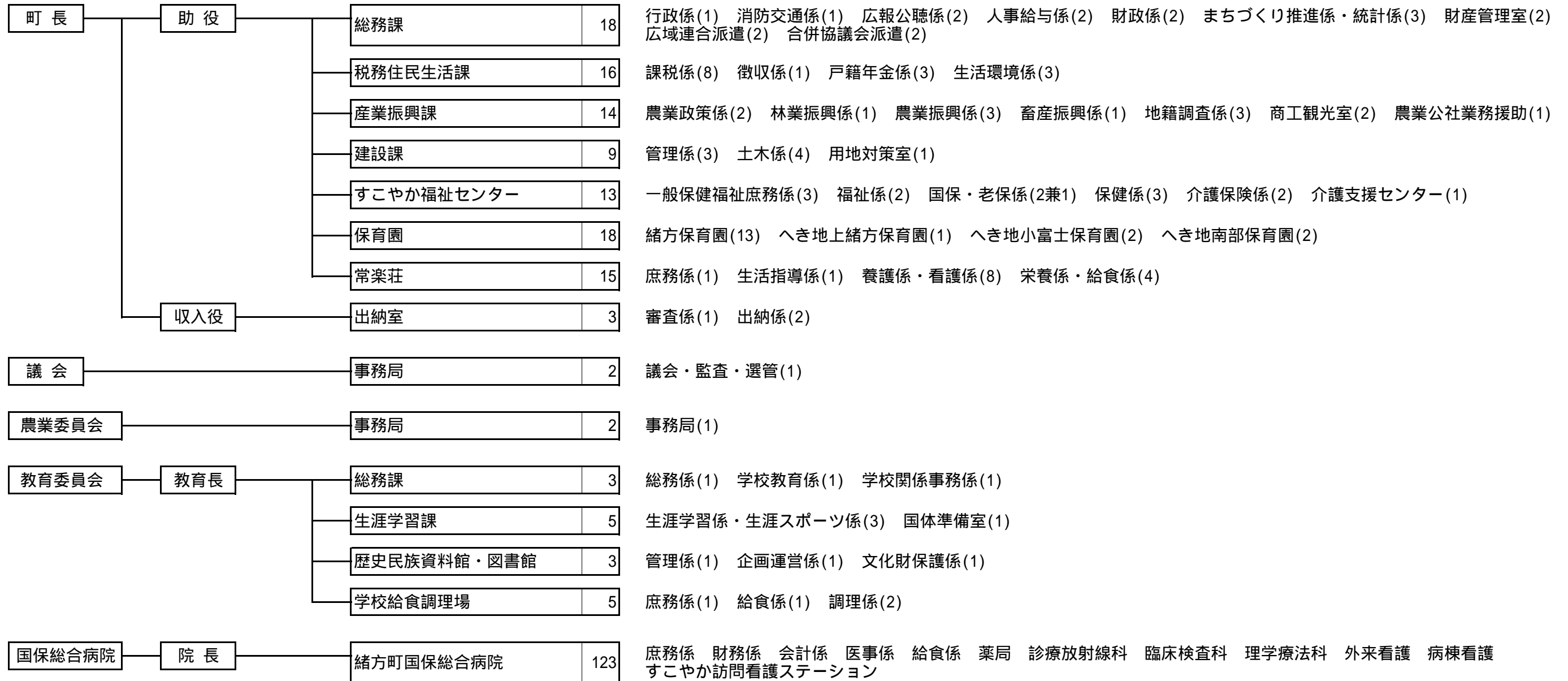
|     |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|
| 町村名 | 清川村 | 職員定数 | 69人 | 現職員数 | 68人 |
|-----|-----|------|-----|------|-----|



# 行政組織表

平成15年4月1日現在

|     |     |      |      |      |      |
|-----|-----|------|------|------|------|
| 町村名 | 緒方町 | 職員定数 | 271人 | 現職員数 | 249人 |
|-----|-----|------|------|------|------|

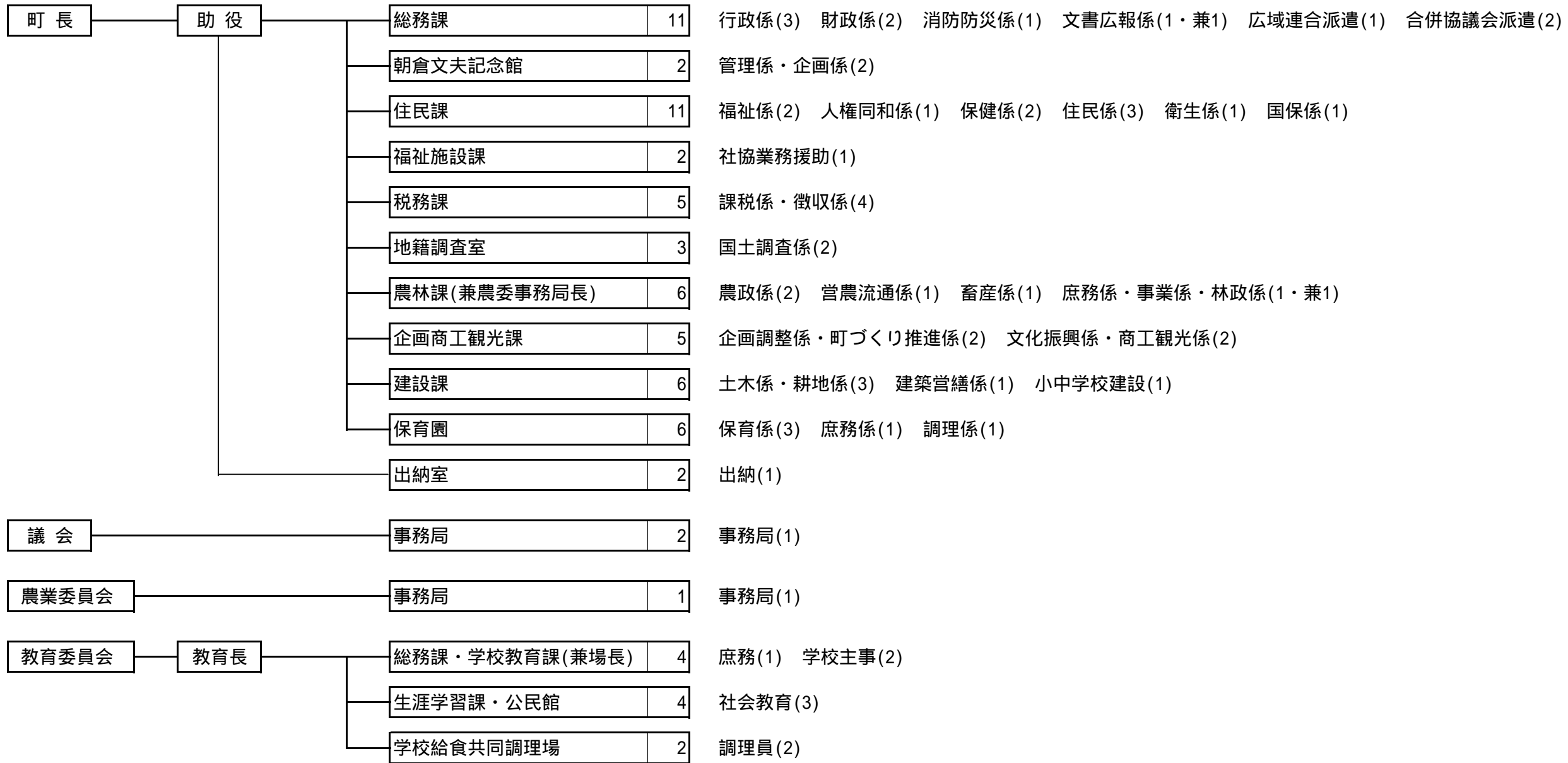




# 行政組織表

平成15年4月16日現在

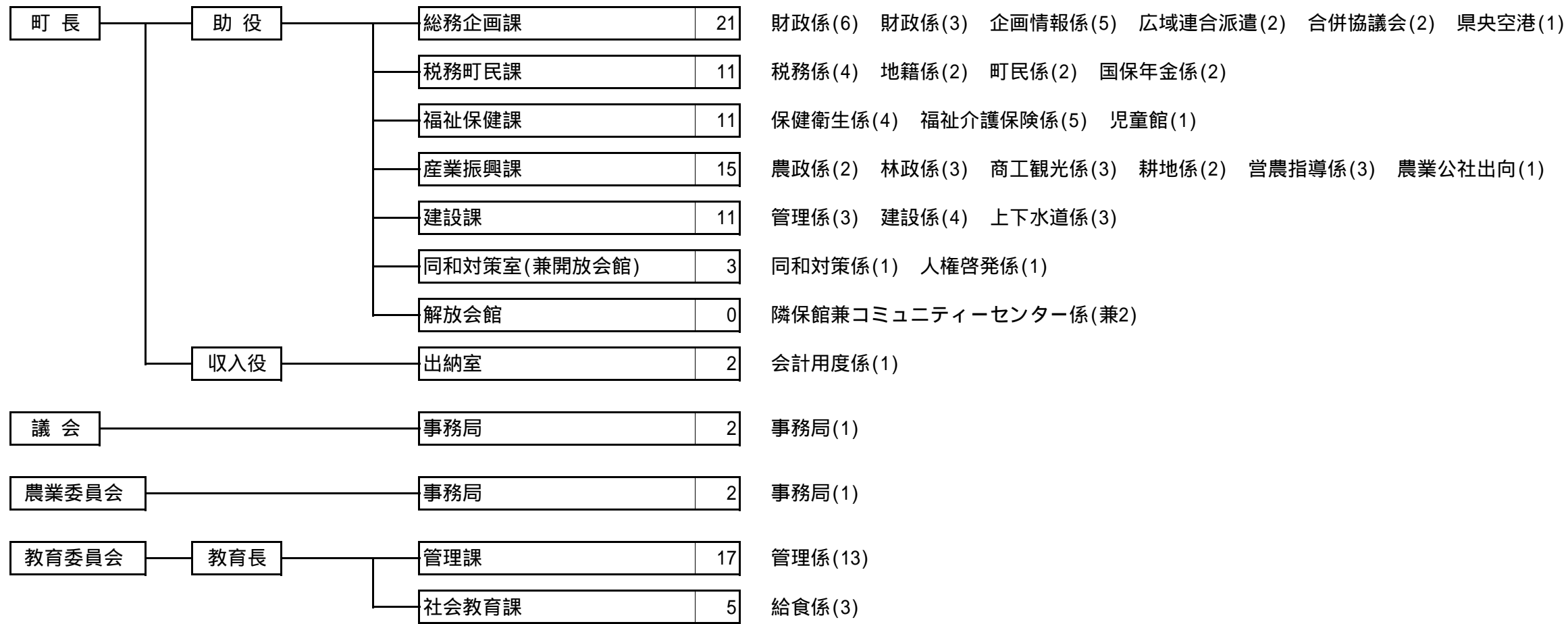
|     |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|
| 町村名 | 朝地町 | 職員定数 | 75人 | 現職員数 | 72人 |
|-----|-----|------|-----|------|-----|



# 行政組織表

平成15年4月1日現在

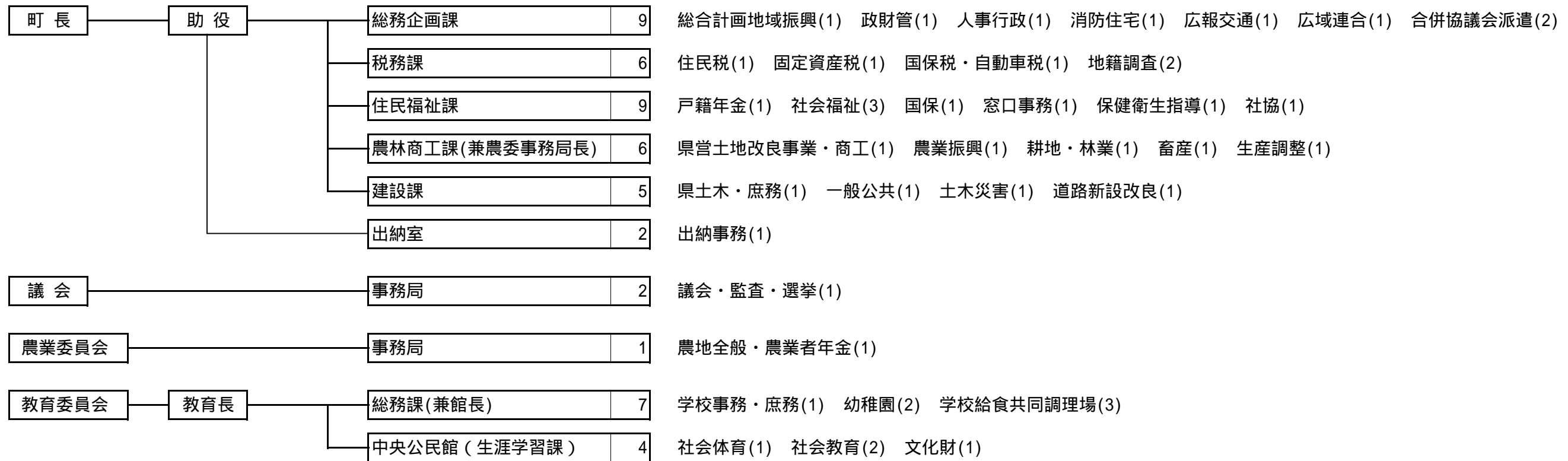
|     |     |      |      |      |      |
|-----|-----|------|------|------|------|
| 町村名 | 大野町 | 職員定数 | 105人 | 現職員数 | 100人 |
|-----|-----|------|------|------|------|



# 行政組織表

平成15年4月1日現在

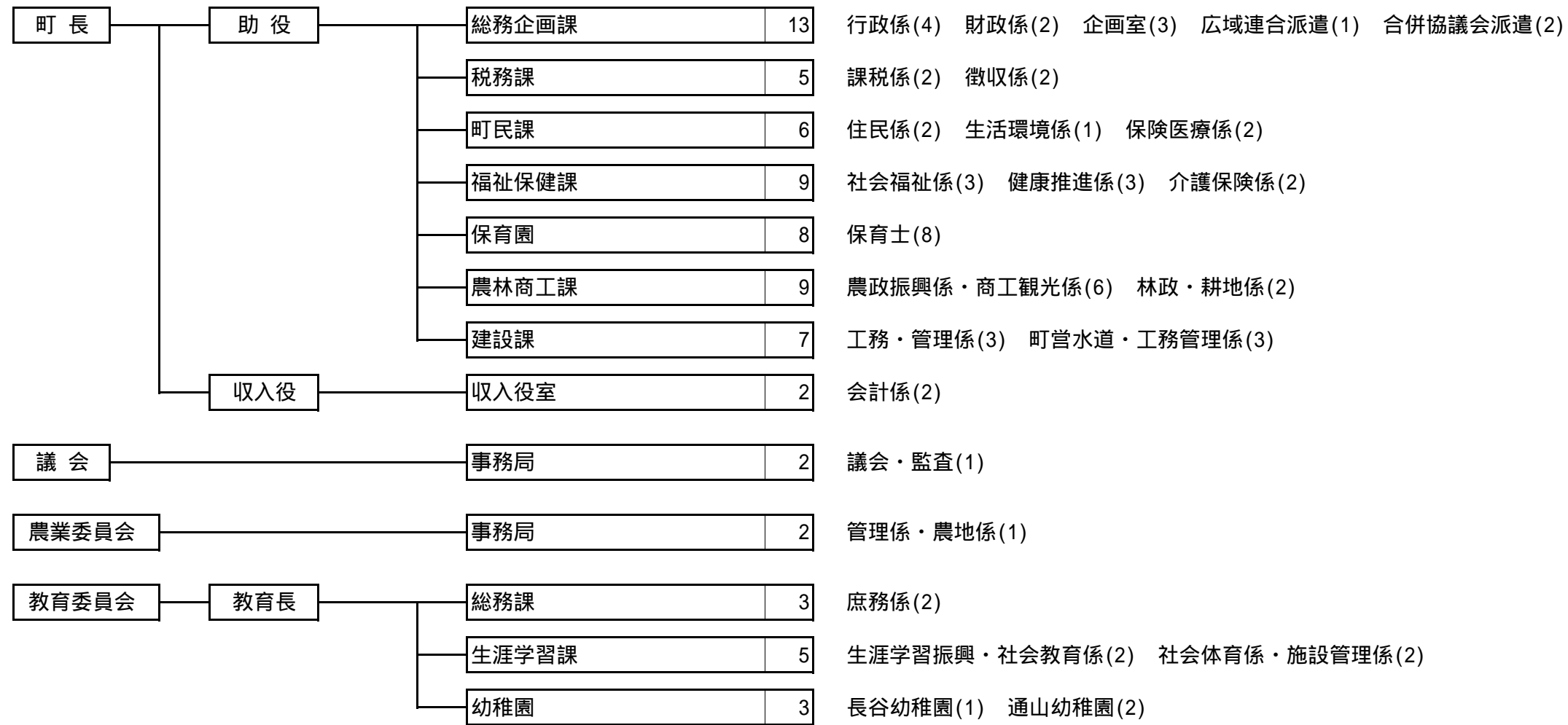
|     |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|
| 町村名 | 千歳村 | 職員定数 | 54人 | 現職員数 | 51人 |
|-----|-----|------|-----|------|-----|



# 行政組織表

平成15年4月1日現在

|     |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|
| 町村名 | 犬飼町 | 職員定数 | 80人 | 現職員数 | 74人 |
|-----|-----|------|-----|------|-----|





# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第15号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                      |     |                |     |                  |
|-------|----------------------|-----|----------------|-----|------------------|
| 大項目   | 15. 一部事務組合等の取扱い(その1) | 中項目 | 1. 一部事務組合等の取扱い | 小項目 | 1. 大分県町村職員退職手当組合 |
| 協議の結果 |                      |     |                |     |                  |

| 区分                    | 大野郡5町2村の現況   |       |       |       |       |       |       | 調整の具体的内容   |
|-----------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
|                       | 三重町  | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町   |  |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容 | 1 組合を組織する地方公共団体<br>下記別表に掲げる町村及び市町村の一部事務組合  | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>大分県町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。<br><br>(参考)<br>市においては、退手組合がないが現在市を含む合併団体については加入の依頼をしている。(退手組合事務局談) |
|                       | 2 組合の共同処理する事務<br>加入町村の常勤の職員に対する退職手当に関する事務  | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ |  |
|                       | 3 事務所の位置<br>大分市府内町3丁目5番7号<br>大分県町村会館内に置く   | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ |  |
|                       | 4 組合の議員の定数(12人)<br><br>(1) 組合町村の長で組織する大分県町村会の理事 6人<br>(2) 組合町村の議長で組織する大分県町村議会議長会の常任委員 6人 | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ |  |
|                       | 5 議員の任期<br>県町村会の理事並びに県町村議会議長会の常任委員の任期<br>ただし、補欠議員の任期は前任者の残任期間とする                         | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ |  |

**別表 大分県町村職員退職手当組合構成町村一覧**

| 区 分     | 町 村 名  |
|---------|--|
| 西国東郡    | 大田村 真玉町 香々地町   |
| 東国東郡    | 姫島村 国見町 国東町 武蔵町 安岐町  |
| 速見郡     | 日出町 山香町  |
| 大分郡     | 野津原町 挾間町 庄内町 湯布院町  |
| 北海部郡    | 佐賀関町   |
| 南海部郡    | 上浦町 弥生町 本匠村 直川村 米水津村 鶴見町 蒲江町 宇目町   |
| 大野郡     | 野津町 三重町 清川村 緒方町 大野町 朝地町 犬飼町 千歳村  |
| 直入郡     | 荻町 久住町 直入町   |
| 玖珠郡     | 玖珠町 九重町  |
| 日田郡     | 前津江村 中津江村 大山町 上津江村 天瀬町   |
| 下毛郡     | 三光村 本耶馬溪町 耶馬溪町 山国町   |
| 宇佐郡     | 院内町 安心院町   |
| 一部事務組合等 | 上津江村中津江村中学校組合、大分県消防補償等組合、大分県町村職員退職手当組合、宇佐清掃事業組合、大野郡清掃組合、玖珠老人養護組合、大野郡東部消防組合、大分郡環境衛生組合、大分県町村交通災害共済組合、大分地域消防組合、鶴見・米水津清掃組合、大分地区農業共済組合、大分県市町村会館管理組合、東国東広域連合 |

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第15号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |                      |      |               |     |               |
|-------|----------------------|------|---------------|-----|---------------|
| 大項目   | 15. 一部事務組合等の取扱い(その1) | 関係項目 | 1. 大分県消防補償等組合 | 小項目 | 2. 大分県消防補償等組合 |
| 協議の結果 |                      |      |               |     |               |

| 区分                    | 大野郡5町2村の現況   |       |       |       |       |       | 調整の具体的内容 |  |
|-----------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|----------|--|
|                       | 三重町  | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   |          | 犬飼町  |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容 | 1 組合を組織する地方公共団体<br>下記別表に掲げる市町村、市町村の一部事務組合及び広域連合  | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ    | <b>【専門部会・幹事会案】</b><br>大分県消防補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。 |
|                       | 2 目的<br>(1)消防組織法第15条の7の規定による非常勤消防団員に係る損害補償<br>(2)消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償<br>(3)水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償<br>(4)水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償<br>(5)災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償<br>(6)消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金<br>(7)功勞のあつた消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給 | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ    |  |
|                       | 3 事務所の位置<br>大分市大手町2丁目3番12号<br>大分県市町村会館内に置く   | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ    |  |
|                       | 4 議会の定数<br>議員の定数は12人とし、郡町村会長の職にあるものをもってあてる   | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ    |  |
|                       | 5 議員の任期<br>議員の任期は、それぞれの郡町村会長の任期による   | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ | 左記に同じ    |  |

**別表 大分県消防補償等組合一覧**

| 区 分       | 構成町村名                            |
|-----------|----------------------------------|
| 西国東郡      | 大田村 真玉町 香々地町                     |
| 東国東郡      | 国見町 姫島村 国東町 武蔵町 安岐町              |
| 速見郡       | 日出町 山香町                          |
| 大分郡       | 野津原町 挾間町 庄内町 湯布院町                |
| 北海部郡      | 佐賀関町                             |
| 南海部郡      | 上浦町 弥生町 本匠村 宇目町 直川村 鶴見町 米水津村 蒲江町 |
| 大野郡       | 野津町 三重町 清川村 緒方町 朝地町 大野町 千歳村 犬飼町  |
| 直入郡       | 荻町 久住町 直入町                       |
| 玖珠郡       | 九重町 玖珠町                          |
| 日田郡       | 前津江村 中津江村 上津江村 大山町 天瀬町           |
| 下毛郡       | 三光村 本耶馬溪町 耶馬溪町 山国町               |
| 宇佐郡       | 院内町 安心院町                         |
| 宇佐市       |                                  |
| 大野郡東部消防組合 |                                  |
| 宇佐地域消防組合  |                                  |
| 大分地域消防組合  |                                  |
| 竹田広域消防組合  |                                  |
| 東国東広域連合   |                                  |







# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第15号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

|       |   |     |                |     |          |
|-------|---|-----|----------------|-----|----------|
| 大項目   | 15. 一部事務組合等の取扱い(その1)  | 中項目 | 1. 一部事務組合等の取扱い | 小項目 | 5. 公平委員会 |
| 協議の結果 | <p><b>【公平委員会の役割】</b></p> <p>町村職員の勤務条件についての措置請求に関すること。</p> <p>町村職員がその勤務条件に関し、公平委員会に対し、当局により適当な措置を執られるべきことを要求してきた場合、それを審査・判定し、当局に対し必要な勧告を行います。</p> <p>町村職員に対する不利益処分の不服申し立てに関すること。</p> <p>任命権者から受けた不利益処分について不服がある町村職員が、公平委員会に対し不服申し立てをしたとき、案件を審査し、採決します。</p> <p>職員団体の登録に関すること。</p> <p>一定の要件を満たした職員団体を、登録します。</p> |     |                |     |          |

| 区分  | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況   |  |  |  |  |  |  | 具体的な調整の内容   |
|---|---|--|--|--|--|--|--|---|
|   | 三重町   | 清川村  | 緒方町  | 朝地町  | 大野町  | 千歳村  | 犬飼町  |   |
| 町<br>村<br>別<br>内<br>容   | 名称：<br>「三重町と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」                                 | 名称：「清川村と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」              | 名称：「緒方町と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」              | 名称：「朝地町と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」              | 名称：「大野町と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」              | 名称：「千歳村と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」              | 名称：「犬飼町と大分県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」              | <p><b>【専門部会・幹事会案】</b></p> <p>公平委員会については、新市において設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。</p> <p>(参考)</p> <p>大分県内の市については、独自で公平委員会を設置している。</p> |
|   | 1. 事務委託の内容<br>地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、三重町は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を大分県に委託する。 | 三重町に同じ   | 三重町に同じ   | 三重町に同じ   | 三重町に同じ   | 三重町に同じ   | 三重町に同じ   |   |
|   | 2. 経費<br>委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は三重町が負担するものとする。               | 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は清川村が負担するものとする。 | 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は緒方町が負担するものとする。 | 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は朝地町が負担するものとする。 | 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は大野町が負担するものとする。 | 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は千歳村が負担するものとする。 | 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大分県が支弁し、その費用は犬飼町が負担するものとする。 |   |
| <p>[参考]</p> <p>地方公務員法第7条第4項<br/>議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>地方公務員法 第8条第2項<br/>(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。<br/>(2) 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決又は決定をすること。<br/>(3) 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務</p> <p>地方自治法 第180条の5<br/>執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。</p> <p>(1) 教育委員会<br/>(2) 選挙管理委員会<br/>(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会<br/>(4) 監査委員</p> |   |  |  |  |  |  |  |   |

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第15号

大野郡5町2村合併協議会

## 【一部事務組合の取扱い】

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法284条）については、構成団体に変動が生じるため、一部事務組合又は広域連合を存続させるか、存続させるなら規約をどう改正するかについて関係地方公共団体と協議する必要があります。

尚、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。  
(「市町村合併ハンドブック」より)

## 具体的事例

### 構成市町村間で合併する場合

合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、当該組合等は構成市町村とともに消滅することとなり、当該組合等が有する財産等は、通常新市町村に引き継がれることとなります。

### 組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

新設合併の場合は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続きが必要になります。この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続きのみで終了しますが引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続きが必要になります。

また、引き続き組合等で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要します。場合によっては、新市町村のうち従来の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられます。

### 組合等の再編、統合、その他

合併を契機として、組合等の再編、統合等を行うことが考えられます。この場合の財産処分については、構成市町村のみならず合併関係市町村においても十分協議する必要があります。

なお、職員の退職手当組合、議員・消防団員等の公務災害補償組合、交通災害等共済組合等が町村を資格として全町村で構成されている場合、構成団体同士が合併して市になったときの取扱いについては、財産処分等につき協議が必要になります。

## 【根拠法令】

地方自治法

第284条（組合の種類及び設置）

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により、規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

第286条（組織、事務及び規約の変更）

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第288条（解散）

一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第289条（財産処分）

第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

第290条（議会の議決を要する協議）

第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方自治体の議会の議決を経なければならない。

第252条の2（協議会の設置）

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

第252条の6（協議会の組織の変更及び廃止）

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

## 【先進事例】

【篠山市】（一部事務組合等の取扱い、広域行政事務組合の取扱い）

一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって廃し、新町において現行の事務委託契約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。

4町は、合併の日の前日をもって、当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。

一般職の職員は新町の職員として身分を引き継ぐ。

【さぬき市】

大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。

公平委員会事務に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。

【あさぎり町】

一部事務組合等については、5か町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

事務の委託については、5か町村は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の規約内容により締結する。但し、委託事務の処理に間隙が生じる場合は、その期間、新町ににおいて、公平委員会設置条例を制定する。

【南アルプス市】

6町村内で構成している一部事務組合（白根町八田村学校給食組合、峡西広域行政事務組合、野呂川水道事業団）については解散し、新市の事業部門に編入する。

6町村以外の公共団体と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。なお、中巨魔地区広域事務組合、三郡衛生組合の共同処理内容は現行のまま新市に移行する。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第15号

大野郡5町2村合併協議会

## 【東かがわ市】

引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。白鳥町土地開発公社については、新市において東かがわ市土地開発公社として存続するものとする。

大内町振興整備株式会社については、出資金は新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

公平委員会事務については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。

香川県消防補償等組合、香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

香川県東部清掃施設組合、白鳥町外四ヶ町組合は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

白鳥町大内町共有山林組合、兼弘谷共有林組合は合併の前日までに解散する。

大川地区広域行政振興整備事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

財団法人サンビレッジしろとりについては、出捐金を新市に引き継ぎ、管理、運営は現行のとおりとする。

## 【佐伯市】

(1) 佐伯地域広域市町村圏事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

合併の前日に解散し、共同処理事務は、すべて新市に引き継ぐ。

所有する財産、債務は、すべて新市に引き継ぐ。

職員はすべて、新市の職員として引き継ぐ。

合併時身分を保有する職員は、現給を保障する。

(2) 大分県町村交通災害共済組合は、新市において引き続き加入する。

(3) 大分県消防補償等組合は、脱退及び加入について合併までに決定する。

(4) 大分県市町村会館管理組合は、新市において引き続き加入する。

(5) 大分県町村職員退職手当組合は、脱退し、佐伯市の例による。

(6) 佐伯市及び佐伯地域広域市町村圏事務組合公平委員会は、共同設置を解消し、新市において設置する。

(7) 町村と大分県との間の公平委員会の事務の委託は、事務委託を解消し、新市において設置する。

(8) 南都西部清掃組合及び鶴見米水津清掃組合は、合併の前日に解散し、共同処理業務及び構成町村に属する財産、債務は、すべて新市に引き継ぐ。

## 【宇佐市】

1. 宇佐清掃事業組合及び宇佐地域消防組合は、合併までに広域再編を目指して関係市町村等と協議の上調整する。

2. 宇佐山郷衛生事業組合は、合併の前日をもって解散し、その事業及び財産は、すべて新市に引き継ぐ。

3. その他、3市町が加入する一部事務組合等については、合併までに調整する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 24 号

大野郡5町2村合併協議会

|           |                      |       |                     |
|-----------|----------------------|-------|---------------------|
| 大 項 目     | 24. 国民健康保険事業の取扱いについて | 中 項 目 | 1. 国民健康保険事業の取扱いについて |
| 協 議 の 結 果 |                      |       |                     |

| 小 項 目  | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況   |         |         |         |         |         |         | 調 整 の 具 体 的 内 容  |
|--|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
|  | 三 重 町   | 清 川 村   | 緒 方 町   | 朝 地 町   | 大 野 町   | 千 歳 村   | 犬 飼 町   |  |
| <b>概 要</b><br>(国民健康保険団体連合会、資料より)<br>平成13年度決算状況 |   |         |         |         |         |         |         | <p><b>【専門部会・幹事会案】</b></p> <p>税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。<br/>また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。</p> <p>軽減制度については、現行のとおりとする。<br/>(均等割、世帯割の7割、5割、2割)</p> <p>納期については、新市において10期を基本に統一する。ただし、本算定実施時期については、7月とする。</p> <p>保険給付事業については、現行のとおりとする。</p> <p>葬祭費については、新市において統一する。</p> <p>財政調整基金については、新市に3年間の保険給付費(老人保健拠出金及び介護納付金を含む)の平均額の5%以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に務めることとする。</p> <p>高額療養費貸付については、現行のとおりとする。</p> <p>保険証の交付月については、合併時に統一する。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> |
| 世帯数  | 3,374   | 632     | 1,645   | 856     | 1,313   | 462     | 808     |  |
| 被保険者数(人)                                       | 6,547   | 1,265   | 3,213   | 1,759   | 2,896   | 957     | 1,649   |  |
| 一人当たり一般会計繰入金(円)<br>(基盤安定繰入金を除く)                | 15,835  | 7,305   | 9,230   | 7,911   | 7,631   | 3,487   | 8,345   |  |
| 一人当たり療養給付費費用額(円)一般                             | 286,549   | 265,166 | 267,836 | 252,192 | 227,072 | 198,751 | 259,499 |  |
| 一人当たり老人保健医療費拠出金(円)                             | 239,143   | 204,696 | 173,133 | 171,919 | 204,351 | 186,689 | 250,871 |  |
| 一世帯当たり保険税(現年度調定額)(円)                           | 100,797   | 114,335 | 104,649 | 98,123  | 121,421 | 120,740 | 108,211 |  |
| 一人当たり保険税(現年度調定額)(円)                            | 70,283  | 59,511  | 53,579  | 51,502  | 60,754  | 71,300  | 62,849  |  |
| 収納率(現年分)                                       | 93.2%   | 99.9%   | 99.5%   | 97.5%   | 98.4%   | 98.1%   | 98.1%   |  |
| <b>1 納税義務者</b>                                 | 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。<br>国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合には、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。<br>(国民健康保険法第5条及び第6条) |         |         |         |         |         |         |  |
| <b>2 税 率</b>                                   |   |         |         |         |         |         |         |  |
| 基礎課税額  |   |         |         |         |         |         |         |  |
| (所得割) %  | 7.50%   | 8.60%   | 6.84%   | 6.69%   | 7.40%   | 7.38%   | 7.10%   |  |
| (資産割) %  | 46.85%  | 53.37%  | 41.28%  | 30.00%  | 41.00%  | 45.07%  | 46.05%  |  |
| (均等割額一人当り) 円                                   | 24,000  | 23,150  | 19,100  | 17,000  | 20,000  | 21,000  | 22,500  |  |
| (平等割額1世帯当り) 円                                  | 20,500  | 23,360  | 20,800  | 20,000  | 20,500  | 18,500  | 23,800  |  |
| 介護納付金  |   |         |         |         |         |         |         |  |
| (所得割) %  | 1.25%   | 1.01%   | 1.15%   | 0.80%   | 0.90%   | 1.24%   | 1.10%   |  |
| (資産割) %  | 8.90%   | 12.03%  | 11.00%  | 8.50%   | 8.00%   | 11.26%  | 7.70%   |  |
| (均等割額一人当り) 円                                   | 6,300   | 6,100   | 6,100   | 5,800   | 6,100   | 7,100   | 6,300   |  |
| (平等割額1世帯当り) 円                                  | 3,600   | 3,600   | 3,500   | 3,500   | 3,700   | 4,200   | 4,700   |  |
| <b>3 課税限度額</b>                                 |   |         |         |         |         |         |         |  |
| 基礎課税額(円)                                       | 530,000   | 530,000 | 530,000 | 530,000 | 530,000 | 530,000 | 530,000 |  |
| 介護納付金(円)                                       | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  |  |
| <b>4 保険税の減額</b>                                | 1、法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者  |         |         |         |         |         |         |  |
| 7割減税   |   |         |         |         |         |         |         |  |
| 被保険者均等割額(円)                                    | 16,800  | 16,205  | 13,370  | 11,900  | 14,000  | 14,700  | 15,750  |  |
| 世帯別平等割額(円)                                     | 14,350  | 16,352  | 14,560  | 14,000  | 14,350  | 12,950  | 16,660  |  |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 24 号

大野郡5町2村合併協議会

|           |                      |       |                     |
|-----------|----------------------|-------|---------------------|
| 大 項 目     | 24. 国民健康保険事業の取扱いについて | 中 項 目 | 1. 国民健康保険事業の取扱いについて |
| 協 議 の 結 果 |                      |       |                     |

| 小 項 目   | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況   |  |  |  |  |  |  | 調 整 の 具 体 的 内 容 |
|---|---|--|--|--|--|--|--|-----------------|
|   | 三 重 町   | 清 川 村  | 緒 方 町  | 朝 地 町  | 大 野 町  | 千 歳 村  | 犬 飼 町  |                 |
| 5 割減税<br>被保険者均等割額 (円)<br>世帯別平等割額 (円)  | 2,法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者<br>12,000<br>10,250 | 左記に同じ<br>24万5千円<br>11,575<br>11,680                  | 左記に同じ<br>24万5千円<br>9,550<br>10,400                   | 左記に同じ<br>24万5千円<br>8,500<br>10,000                   | 左記に同じ<br>24万5千円<br>10,000<br>10,250                  | 左記に同じ<br>24万5千円<br>10,500<br>9,250                   | 左記に同じ<br>24万5千円<br>11,250<br>11,900                  |                 |
| 2 割減税<br>被保険者均等割額 (円)<br>世帯別平等割額 (円)<br>(地方税法第703条の5第1項)                      | 3,法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者<br>4,800<br>4,100     | 左記に同じ<br>35万円<br>4,630<br>4,672                      | 左記に同じ<br>35万円<br>3,820<br>4,160                      | 左記に同じ<br>35万円<br>3,400<br>4,000                      | 左記に同じ<br>35万円<br>4,000<br>4,100                      | 左記に同じ<br>35万円<br>4,200<br>3,700                      | 左記に同じ<br>35万円<br>4,500<br>4,760                      |                 |
| 5 納 期<br>本算定月   | (10期) 本算定6月<br>6月・7月・8月・9月・10月<br>11月・12月・1月・2月・3月  | (12期) 本算定8月<br>4月～3月の毎月                              | (10期) 本算定7月<br>5月・6月・7月・8月・9月<br>10月・11月・12月・1月・2月   | (8期) 本算定8月<br>6月・7月・8月<br>9月・10月・11月・12月・1月          | (12期) 本算定7月<br>4月～3月の毎月                              | (12期) 本算定7月<br>4月～3月の毎月                              | (6期) 本算定7月<br>5月・7月・9月・11月・1月・3月                     |                 |
| 6, 給付内容<br>療養の給付<br>一 般<br>退職者本人 個人負担<br>被保険者入院<br>外 来                        | 3割<br>3割<br>3割<br>3割  | 3割<br>3割<br>3割<br>3割                                 | 3割<br>3割<br>3割<br>3割                                 | 3割<br>3割<br>3割<br>3割                                 | 3割<br>3割<br>3割<br>3割                                 | 3割<br>3割<br>3割<br>3割                                 | 3割<br>3割<br>3割<br>3割                                 |                 |
| 高額療養費   | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。  | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。 | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。 | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。 | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。 | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。 | 一部負担金が72,300円(ただし町村)民税非課税世帯については40,200円を超えた額が支給されます。 |                 |
| 助産費   | 一件30万円  | 一件30万円   | 一件30万円   | 一件30万円   | 一件30万円   | 一件30万円   | 一件30万円   |                 |
| 葬祭費   | 一件2万円   | 一件1万円  | 一件2万円  | 一件2万円  | 一件2万円  | 一件2万円  | 一件2万円  |                 |
| 7 基金等保有額<br>(千円)  | 258,703   | 93,000<br>(清川村診療所分を含む)                               | 310,722  | 66,801   | 113,249  | 60,143   | 141,772  |                 |
| 8 高額療養費貸付<br>貸付限度額<br>利 率   | 10分の9以内<br>無利子  | 10分の9以内<br>無利子                                       | 10分の9以内<br>無利子                                       | 10分の9以内<br>無利子                                       | 10分の9以内<br>無利子                                       | 10分の9以内<br>無利子                                       | 10分の9以内<br>無利子                                       |                 |
| 9 健康保険証の交付  | 世帯毎に交付、10月交付  | 世帯毎に交付、4月交付  | 世帯毎に交付、10月交付   | 世帯毎に交付、4月交付  | 世帯毎に交付、4月交付  | 世帯毎に交付、4月交付  | 世帯毎に交付、4月交付  |                 |
| 10 国民健康保険運営<br>協議会<br>被保険者を代表する<br>委員数<br>健康保険医又は薬剤<br>師を代表する委員数<br>公益を代表する委員 | 3人<br>3人<br>3人<br>計9人   | 2人<br>1人<br>2人<br>計5人                                | 3人<br>3人<br>3人<br>計9人                                | 2人<br>2人<br>2人<br>計6人                                | 3人<br>3人<br>3人<br>計9人                                | 2人<br>2人<br>2人<br>計6人                                | 3人<br>3人<br>3人<br>計9人                                |                 |

協議事項に係る参考資料

大野郡5町2村合併協議会

留意事項

国民健康保険は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料率、納期等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要がある。

この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新市町村の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。たとえば、合併市町村が税方式を採用した場合には、合併特例法第10条の規定による不均一課税を採ることができ、保険料方式を採用した場合においても同様な措置を採ることができる。

一方、合併時には負担が低い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に引き上げざるを得なかった事例がある。このようなケースは今後とも増加することが考えられるため、住民に対しては合併に伴う引き上げでないことを十分説明する必要がある。

（「合併協議会の運営の手引き」より）

【例】

熊本市

（住民の負担が低い）熊本市の制度に統一。

西東京市

- （1）賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- （2）保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- （3）納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

潮来市

牛堀町の国民健康保険事業に関しては、原則として潮来町の制度に統一。ただし、無受診世帯表彰については、牛堀町の制度を適用することとした。

国民健康保険のあらまし

国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度（憲法25）の一環として行われる社会保険の一つであり、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としている。（法1）

したがって、私保険と異なり、一定要件を備える者は強制的に加入させられることとなること、各人の能力に応じた負担を負うが、給付は保険料に必ずしも対応しないこと、国あるいは地方公共団体が必要に応じて財政的負担を負うことが特徴とされている。

国民健康保険事業の運営は、後述のように原則として市町村に委ねられている。

1 医療保険制度

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う医療保険である。（法2）

国民健康保険は、被用者保険に加入していない一般住民を対象とした保険制度であり、この被用者保険と国民健康保険によって、すべての国民がいずれかの医療保険に加入することとなる。

現在、国民健康保険には総人口の約35%の約4,430万人が加入しており、医療保険制度のなかで重要な地位を占めている。

2 保険者

国民健康保険の経営主体である保険者は、市町村と国民健康保険組合とされている。（法3、）

- （1）市町村は、法律上の義務として国民健康保険を実施することとされている。これは、地域保険とすることによって、市町村毎の医療機関の分布状況、経済力の格差に応じ、受診の機会、負担力等に不均衡があること、及び地域の連帯感を惹起し、地域に即応した経営を行うためと解されている。

大分県の保険者数  
市町村 58

- （2）国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者300人以上で組織することができ、市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って、主たる事務所の所在地の知事の認可を受けて設立できるものである。（法14）

組合は、法人とされている。（法14）  
大分県所在保険者数 2（大分県歯科医師国民健康保険組合、大分県医師国民健康保険組合）

3 被保険者

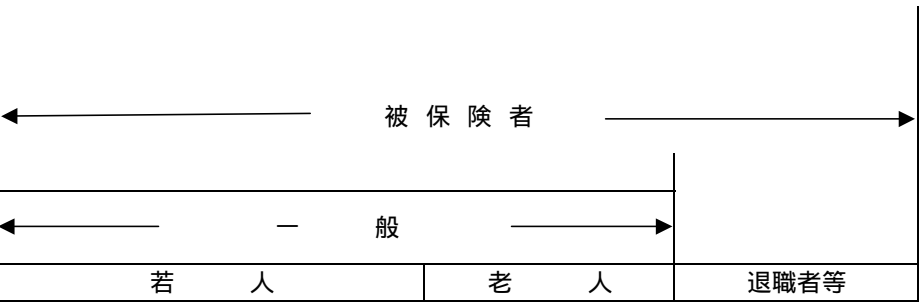
市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。（法5）

市町村の行う国民健康保険の被保険者は市町村の区域に住所を有する者で、一定の適用除外の規定（法6）に該当しない限り、本人の意志に関係なく、その市町村が行う国保の被保険者の資格を取得する。（法19）

なお、昭和59年10月の法改正により、退職者医療制度（原則として、被用者年金の老齢又は退職年金を受給し、在職期間が20年以上あるか又は40歳以降の被用者年金加入期間が10年以上あって、年金を受給している者を対象とする制度）が創設されたため、市町村国保の被保険者は、退職被保険者とその他の一般の者との区分されることとなった。また、昭和58年の老人保健法の施行により、原則として70歳以上の老人は、国保の資格を有するが、給付は老人保健法による老人医療の給付を受けるものとされた。

・被保険者の種別

- 老人 被保険者のうち老人保健医療対象者の略称
- 退職者等 被保険者のうち国民健康保険法第8条の2に定める者の略称
- 一般 被保険者のうち退職者等を除いた者の略称
- 若人 一般被保険者のうち老人を除いた者の略称



# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第24号

大野郡5町2村合併協議会

## 先進事例 国民健康保険関係

### 東かがわ市（平成15年4月1日合併）

- 1 保険給付事業の一部負担金及び出産育児負担金については、3町に相違がないため現行のとおりとし、葬祭費、については、40,000円とする。
- 2 保健事業については、新市において調整する。
- 3 事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

### 篠山市（平成14年4月1日合併）

- 1 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- 2 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- 3 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。
- 4 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付奨励金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- 5 督促手数料については、篠山市の例による。
- 6 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- 7 保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については、篠山市の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

### さぬき市（平成14年4月1日合併）

- 1 保険税は、国民健康保健事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- 2 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- 3 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。
- 4 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- 5 納期前納付報奨金は廃止で統一する。
- 6 国保運営協議会は、新市において、新たに設置する。
- 7 保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- 8 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- 9 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 10 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。

### 対馬市（平成16年3月1日合併予定）

- 1 税率、納期・・・合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧町の例による。
- 2 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課・・・現行のとおりとする。
- 3 軽減割合・・・現行のとおりとする。
- 4 督促手数料・・・現行のとおりとする。

- 5 保険給付事業・・・合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧町の例による。
- 6 国保運営協議会・・・新市において新たに設置する。
- 7 財政調整基金・・・すべて新市に引き継ぐ。
- 8 高額療養費資金貸付制度・・・新市においても実施する。なお、基金は新市において新たに設置するものとし、貸付額については、現行のとおりとする。
- 9 その他の事務事業・・・新市において調整する。

### あさぎり町（平成15年4月1日合併）

- 1 標準基礎課税総額については、免田町、岡原村、須恵村の例による。
- 2 税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して合併時に調整する。
- 3 納期については、6期（4月・6月・8月・10月・12月・2月）とする。
- 4 減額については、現行のとおりとする。  
（均等割、世帯割の70%、50%、20%）（地方税法第703条の5）（国民健康保険法第77条）  
= 保険料の減免等
- 5 財政調整基金については、新町の国保会計の安定した運営を図るため、各町村の合併前3ヶ年平均の保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）の3ヶ月分程度の額を持ち寄る。

### 佐伯市（平成17年3月3日合併予定）

- 1 標準基礎課税額、介護納付金課税額については、佐伯市、弥生町の例による。
- 2 税率については、合併直前の医療費の動向を考慮して合併時に調整する。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- 3 納期については、10期とする。
- 4 減額については、現行のとおりとする。
- 5 財政調整基金については、合併直前直近3カ年間の医療費平均額の5%程度を持ち寄ることを努力目標とする。

### 宇佐両院地域市町合併協議会

- ・賦課方式、賦課割合、保険税率については、新市の国民健康保険運営協議会で検討し、統一を図る。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り現行のとおりとする。



# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第 24号

大野郡5町2村合併協議会

## 国民健康保険事業に関する財政運営

国民健康保険事業に関する財政運営は、特別会計を設け、その運営実績を明確にすることとされている。国民健康保険法の特別会計に関する規定は、勘定区分（事業勘定及び直営診療施設勘定）、歳入及び歳出区分の設定にとどまっております。その他の財政運営はすべて市町村の財務の運営に関する一般規定の定めるところによる。

財務とは、予算、収入、支出、決算、財産等の管理作用であり、実体的には財価の増減変化、移動を記録、計算、整理及び分析する法律上の事実行為である。

| 項 目                      | 説 明 ・ 参 考 ・ 事 例 等  |
|--------------------------|--|
| 1 国民健康保険特別会計の設置          | <p>&lt;法10・地自法209&gt;</p> <p>国民健康保険事業は、市町村の一般行政事務が市町村税等の一般財源によってまかなわれるのに対し、保険料（税）、その他の特定の収入を財源とし、これを保険給付その他の特定の支出に充てる独立性を有するものであることから政令の定めるところにより、一般会計と区分した特別会計を設けなければならないとされている。地自法第209条の規定により、特別会計は条例により設置することとされているが、法第10条により特別会計の設置が義務づけられているので条例で定める必要はない。</p> <p>&lt;行実昭27, 4, 8・昭28, 4, 13&gt;</p> <p>また、特別会計、一般会計間の支払資金の融通は、必要がある場合、長限りで専行できると解され、手続きは収入役と長が協議して行うことが適当であろうとされている。</p> |
| (1) 国民健康保険事業勘定及び直営診療施設勘定 | <p>&lt;令2&gt;</p> <p>療養の給付を行うため病院若しくは診療所又は薬局を設置する市町村は、国民健康保険に関する特別会計を事業勘定及び直営診療施設勘定に区分して計上しなければならないとされている。（病院は地方公営企業法第2条により企業会計）</p> <p>&lt;地自法217ただし書&gt;</p> <p>なお、特別会計は、予備費を計上しないことができるとされているが、国民健康保険事業においては、予測し難い支出の増加に備えるため、予備費は必ず計上することとされている。</p>   |
| (2) 弾力条項                 | <p>&lt;地自法218&gt;</p> <p>市町村長は、特別会計において条例で定めるものについて業務量の増加により業務に直接必要な経費に不足が生じた場合、当該業務量増加により増加する収入金額を当該不足経費に充てることとされている。これは企業会計のように当該年度間に収入、支出の均衡が保てる場合に適用できるもので、国民健康保険特別会計にはなじまないものと解されている。</p>   |
| 2 国民健康保険事業に関する財務の運営      | <p>国保事業に関する財務の運営は、法・令・規則に定めるもののほか、地自法、地税法、地財法及びこれらに基づく命令に定める市町村の財務運営に関する諸規定によって行われる。</p>   |

## 国民健康保険事業計画の策定

国民健康保険事業計画は、その使命と性格に鑑み、保険給付を適正に行い、これを賄うに足りる保険料（税）を公平に賦課徴収することを主眼とし、地域における特性をふまえ、必要度、実施能力、財政能力に応じた保健事業計画及び被保険者教育を中心とした広報計画を含め策定する。

また、保険料（税）の収納率向上のための措置、診療報酬明細書の点検調査事務向上のために必要な措置を講ずる。

予算は、事業計画に基づいて編成されるもので、支出の大部分を占める保険給付費について医療費の動向を十分把握する等、各事業の実施に必要な経費を確実に計上し、これに見合う公平で適正な負担の原則に基づく保険料（税）を確保する健全予算を編成する。

### 保険料（税）算定の基本的考え方

国民健康保険の保険者である市町村は、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料（税）を徴収しなければならない（国保法（法）第76条）とされ、また、ここでいう「国保事業に要する費用」には、老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含むものとされている。

国保は、保険料（税）収入と国庫支出金により、その事業に要する費用を賄うことを原則とした制度であり、被保険者に一定程度の保険料（税）の負担を求めることが必要である。また、国保が相互扶助の精神に立脚する社会保険制度である以上、保険料（税）について、被保険者の負担の公平を確保すべきことは当然である。

平成12年度からの介護保険制度施行後において、各世帯に賦課される保険料（税）の賦課額は、被保険者全体を対象として算定した医療給付費分の賦課額（基礎賦課額）と、被保険者のうち介護保険第2号被保険者（ ）につき算定した介護納付金分の賦課額（介護納付金賦課額）の合計額となる（国保法施行令（国保令）第29条の5第1項～第4項、地方税法第703条の4）が、これらの算定・賦課の前提となる、当該市町村の医療給付費分の賦課総額（基礎賦課総額）及び介護納付金分賦課総額（介護納付金賦課総額）をどう見込み、これを各被保険者にどのように按分して負担を求めていくか、ということが、国保の保険料（税）算定の基本的な内容といえることができる。

（ ）介護保険第2号被保険者：介護保険制度において「第2号被保険者」と定義している、各医療保険に加入している40歳以上65歳未満の者（介護保険法第9条第2号）

### 適正な保険料（税）水準の在り方

国保は、保険料（税）収入と国庫支出金により保険給付費等の費用を賄うことを原則とした制度である。

したがって、保険料（税）の水準は、基本的には

各保険者の医療費の水準

各保険者の老人医療費の水準等を基礎として算定・賦課される老人保健拠出金

全国の介護費用の総額及び各保険者に属する介護保険第2号被保険者数に応じて賦課される介護納付金の額に応じて決まることになる。

人口構成の高齢化等に伴い1人当たり医療費が伸び、医療費総額も伸びていること、介護保険の定着、介護サービスの利用の拡大に伴い、介護費用も増加することを背景に、保険料（税）水準が、医療費の伸びなどに応じて上昇していくのはむしろ当然といえるところである。保険料（税）負担が過大にならないよう努力することは保険者として当然の義務であるものの、保険料（税）の適正化はあくまで医療費の安定化を通じて達成すべきものであり、安易な一般会計繰入や基金取り崩しに頼るべきではない。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 24号

大野郡5町2村合併協議会

## 適正な保険料（税）水準の在り方（つづき）

必要な保険料（税）収入の確保を図ることは保険者にとって当然の責務であり、保険料（税）の算定に当たっては、医療費の水準や介護納付金の額に見合った保険料（税）水準の設定を行うことを基本とすることが必要といえる。

## 公平な保険料（税）負担の在り方

国保が相互扶助の精神に立脚する社会保険制度である以上、負担の公平を確保すべきことは当然である。

適正な保険料（税）賦課の条件としては、賦課される保険料（税）の総額が保険給付費等の支出を賄うのに十分な水準であることのほか、各被保険者ができる限り公平に保険料（税）を負担していることが必要である。

## 応能・応益原則について

国保の保険料（税）においては、応能原則（負担能力に応じた負担）と応益原則（受益に応じた負担）が取り入れられており、この二つの原則を組み合わせ、応能負担と応益負担に相当する項目に、賦課総額を配分することが必要となる。この配分方式としては、国保令及び地方税法に、以下のような方法及び各方法ごとの標準割合が示されている。

|     |           |          |
|-----|-----------|----------|
| 四方式 | 所得割総額     | 40 / 100 |
|     | 資産割総額     | 10 / 100 |
|     | 被保険者均等割総額 | 35 / 100 |
|     | 世帯別平等割総額  | 15 / 100 |
| 三方式 | 所得割総額     | 50 / 100 |
|     | 被保険者均等割総額 | 35 / 100 |
|     | 世帯別平等割総額  | 15 / 100 |
| 二方式 | 所得割総額     | 50 / 100 |
|     | 被保険者均等割総額 | 50 / 100 |

所得割及び資産割は、所得や固定資産の保有という負担能力に着目したものであり、被保険者均等割及び世帯別平等割は、受益に着目したものであるが、上表から明らかとなっており、応能分と応益分の割合は、各方式いずれも50：50となっている。

いずれの方式を採用するか、また、配分の割合をどうするかは、市町村ごとに選択することが可能である。また、医療給付費分に係る基礎賦課額における方式・配分割合と、介護納付金賦課額における方式・配分割合とを異なるものとすることも可能である。

## 国保税の本算定時の見直し

保険料（税）は、通常年1回の決定であり、所得把握が終了し、決定の行われる本算定時には、本予算作成時と諸般の事情が異なっているため、必ず見直しを行い、必要がある場合は予算補正を行う。見直しに当たって検討すべき主な事項は次のとおりである。

医療費について、予算編成後の動向をふまえ、予算編成時と同様の検討を加える。医療費改定の動きがあればその修正も行う。

世帯数、被保険者数の変動を確かめて必要な修正を行う。

保険料（税）の所得割の算定に用いる所得額が把握できたことにより、調整交付金の額を把握する。

予算編成時に把握できなかった剰余金、赤字額及び国庫支出金の追加交付返還額等が、把握されるのでこれらを計上する。

以上によって得た修正をもとに賦課総額を確定し、保険料（税）率を決定し、各世帯に賦課するとともに、適切な予算補正を行う。

# 協議事項に係る参考資料

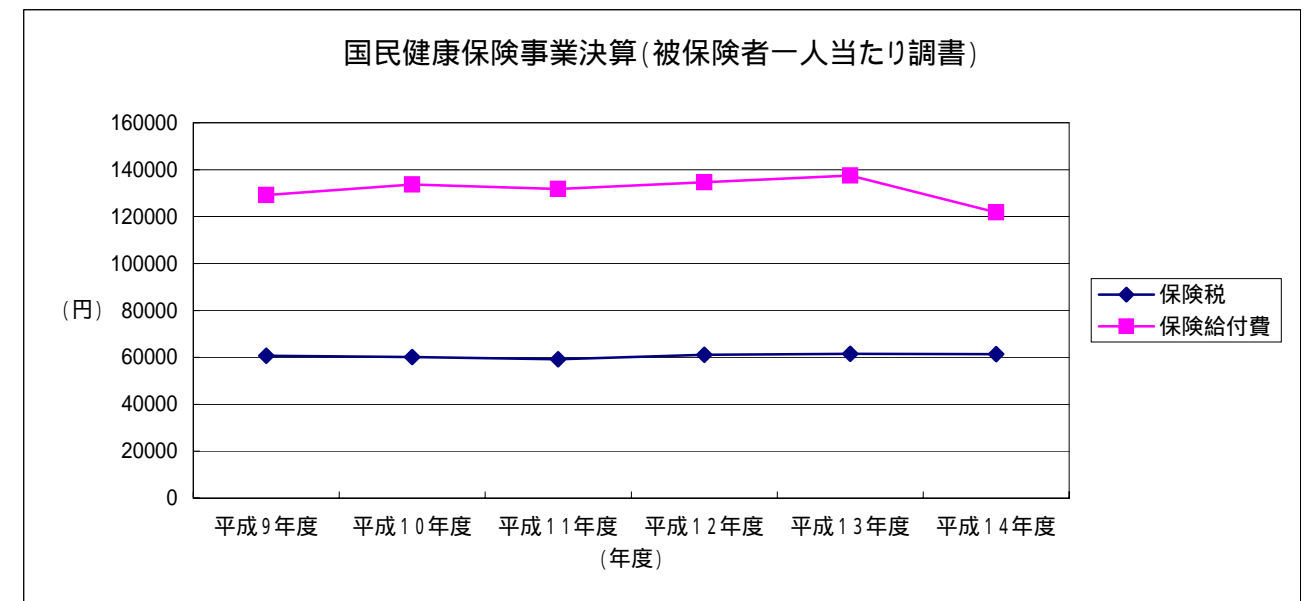
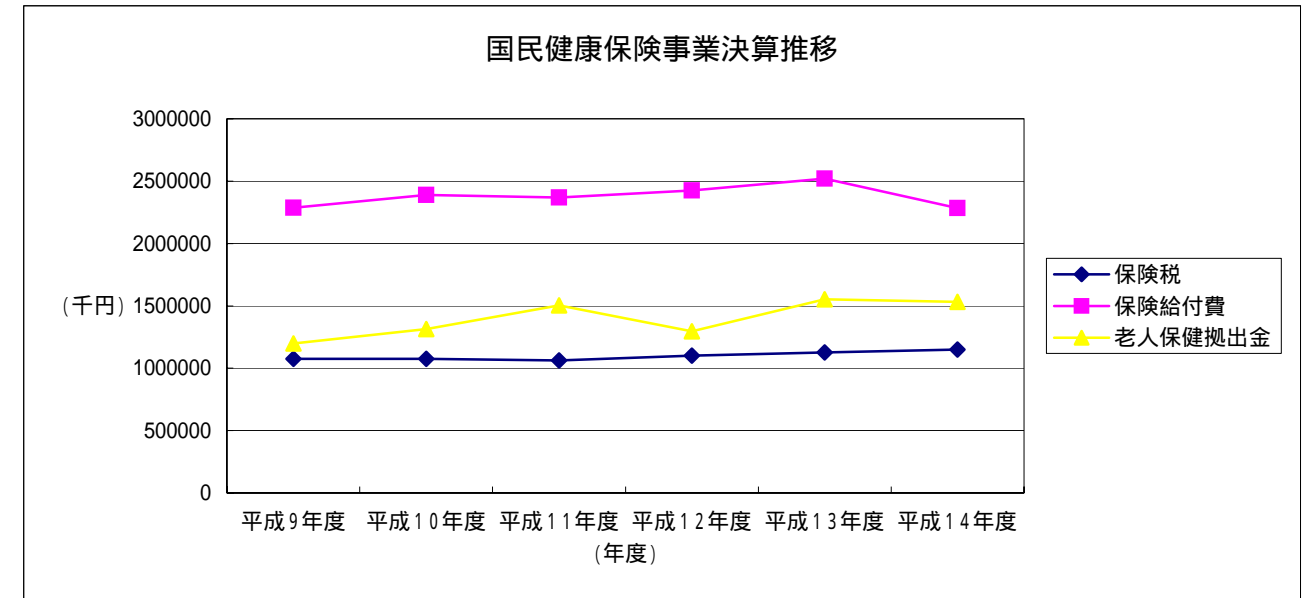
協定項目 第 24 号

大野郡5町2村合併協議会

国民健康保険事業会計決算状況

(単位：千円)

| 年度     | 項目      | 三重町       | 清川村     | 緒方町     | 朝地町     | 大野町     | 千歳村     | 犬飼町     | 合計        |
|--------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 平成9年度  | 被保険者数   | 6,225     | 1,247   | 3,125   | 1,753   | 2,909   | 904     | 1,528   | 17,691    |
|        | 保険税     | 407,651   | 71,001  | 174,549 | 103,585 | 155,976 | 61,936  | 99,614  | 1,074,312 |
|        | 保険給付費   | 945,011   | 169,974 | 368,528 | 200,494 | 332,227 | 87,392  | 182,557 | 2,286,183 |
|        | 老人保健拠出金 | 371,108   | 110,590 | 233,267 | 141,622 | 169,433 | 72,855  | 100,506 | 1,199,381 |
| 平成10年度 | 被保険者数   | 6,341     | 1,256   | 3,127   | 1,770   | 2,900   | 919     | 1,559   | 17,872    |
|        | 保険税     | 417,863   | 72,189  | 166,544 | 99,362  | 161,194 | 58,253  | 100,738 | 1,076,143 |
|        | 保険給付費   | 984,203   | 175,086 | 384,717 | 246,270 | 346,189 | 72,971  | 179,603 | 2,389,039 |
|        | 老人保健拠出金 | 456,981   | 106,058 | 249,325 | 154,198 | 176,049 | 66,655  | 104,646 | 1,313,912 |
| 平成11年度 | 被保険者数   | 6,328     | 1,243   | 3,171   | 1,794   | 2,884   | 943     | 1,608   | 17,971    |
|        | 保険税     | 418,752   | 69,922  | 166,129 | 100,147 | 152,199 | 58,309  | 97,834  | 1,063,292 |
|        | 保険給付費   | 974,456   | 179,858 | 378,805 | 206,597 | 342,987 | 89,193  | 196,691 | 2,368,587 |
|        | 老人保健拠出金 | 540,549   | 140,452 | 244,455 | 165,209 | 205,176 | 89,768  | 119,313 | 1,504,922 |
| 平成12年度 | 被保険者数   | 6,410     | 1,237   | 3,167   | 1,761   | 2,885   | 931     | 1,618   | 18,009    |
|        | 保険税     | 435,394   | 69,861  | 166,190 | 95,540  | 168,156 | 66,715  | 98,993  | 1,100,849 |
|        | 保険給付費   | 996,071   | 155,472 | 388,435 | 227,620 | 348,386 | 85,706  | 222,661 | 2,424,351 |
|        | 老人保健拠出金 | 475,176   | 99,345  | 212,301 | 132,446 | 171,516 | 71,865  | 134,322 | 1,296,971 |
| 平成13年度 | 被保険者数   | 6,587     | 1,281   | 3,189   | 1,756   | 2,891   | 955     | 1,674   | 18,333    |
|        | 保険税     | 445,973   | 75,281  | 171,399 | 91,228  | 173,581 | 67,666  | 102,724 | 1,127,852 |
|        | 保険給付費   | 1,066,651 | 162,496 | 391,949 | 240,388 | 311,753 | 93,003  | 253,588 | 2,519,828 |
|        | 老人保健拠出金 | 566,769   | 111,150 | 254,678 | 129,283 | 257,074 | 73,929  | 159,303 | 1,552,186 |
| 平成14年度 | 被保険者数   | 6,806     | 1,263   | 3,238   | 1,776   | 3,013   | 962     | 1,685   | 18,743    |
|        | 保険税     | 457,217   | 74,953  | 174,833 | 92,758  | 177,182 | 70,112  | 103,549 | 1,150,604 |
|        | 保険給付費   | 952,164   | 145,005 | 366,671 | 226,493 | 281,733 | 108,769 | 202,778 | 2,283,613 |
|        | 老人保健拠出金 | 517,056   | 106,086 | 279,636 | 142,170 | 298,716 | 65,759  | 121,982 | 1,531,405 |
| 6年間の平均 | 被保険者数   | 6,450     | 1,255   | 3,170   | 1,768   | 2,914   | 936     | 1,612   | 18,103    |
|        | 保険税     | 430,475   | 72,201  | 169,941 | 97,103  | 164,715 | 63,832  | 100,575 | 1,098,842 |
|        | 保険給付費   | 986,426   | 164,649 | 379,851 | 224,644 | 327,213 | 89,506  | 206,313 | 2,378,600 |
|        | 老人保健拠出金 | 487,940   | 112,280 | 245,610 | 144,155 | 212,994 | 73,472  | 123,345 | 1,399,796 |



国民健康保険事業会計決算状況(被保険者1人当たり調書) (単位：円)

|       | 平成9年度   | 平成10年度  | 平成11年度  | 平成12年度  | 平成13年度  | 平成14年度  |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保険税   | 60,726  | 60,214  | 59,167  | 61,128  | 61,520  | 61,388  |
| 保険給付費 | 129,229 | 133,675 | 131,801 | 134,619 | 137,448 | 121,838 |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 24 号

大野郡5町2村合併協議会

平成14年度国民健康保険事業会計決算の状況

1、事業勘定（歳入）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 保険税       | 国庫支出金     | 療養給付費<br>等負担金 | 財政調整<br>交付金 | その他の<br>補助金 | 療養給付費交付金 | 共同事業交付金 | 他会計繰入金  | 基金繰入金  | 繰越金     | その他の収入 | 歳入合計      |
|-----------|-----------|-----------|---------------|-------------|-------------|----------|---------|---------|--------|---------|--------|-----------|
|           |           |           |               |             |             |          |         |         |        |         |        |           |
| 清川村       | 74,953    | 153,206   | 85,554        | 67,372      | 280         | 20,790   | 4,227   | 32,372  |        | 24,226  | 929    | 310,703   |
| 緒方町       | 174,833   | 344,442   | 206,441       | 137,873     | 128         | 102,517  | 9,557   | 91,081  |        | 42,124  | 831    | 765,385   |
| 朝地町       | 92,758    | 177,892   | 116,621       | 61,271      | 0           | 68,229   | 3,434   | 44,979  | 30,000 | 4,416   | 1,534  | 423,242   |
| 大野町       | 177,182   | 299,539   | 201,473       | 97,938      | 128         | 63,000   | 5,696   | 80,920  | 0      | 62,882  | 101    | 689,320   |
| 千歳村       | 70,112    | 72,902    | 50,927        | 21,975      | 0           | 28,439   | 2,442   | 19,049  |        | 19,708  | 1,068  | 213,720   |
| 犬飼町       | 103,549   | 167,375   | 107,398       | 59,977      | 0           | 46,626   | 5,065   | 44,194  |        | 5,853   | 540    | 373,202   |
| 町村計       | 1,150,604 | 1,888,039 | 1,218,311     | 669,014     | 714         | 591,897  | 45,497  | 472,777 | 39,890 | 313,447 | 6,358  | 4,508,509 |

2、事業勘定（歳出）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 総務費     | うち<br>一般管理費 | うち<br>賦課徴収費 | 保険給付費     | 老人保健<br>拠出金 | 介護給付費納付金 | 共同事業拠出金 | 保険事業費  | 拠出金    | 基金積立金 | 公債費 | その他の支出 | 歳出合計      |
|-----------|---------|-------------|-------------|-----------|-------------|----------|---------|--------|--------|-------|-----|--------|-----------|
|           |         |             |             |           |             |          |         |        |        |       |     |        |           |
| 清川村       | 12,575  | 5,961       | 3,532       | 145,005   | 106,086     | 7,937    | 2,770   | 1,842  | 5,454  |       | 53  | 5,938  | 287,660   |
| 緒方町       | 36,113  | 32,204      | 2,244       | 366,671   | 279,636     | 23,272   | 5,669   | 12,559 | 6,546  |       |     | 2,496  | 732,962   |
| 朝地町       | 21,458  | 8,562       | 9,471       | 226,493   | 142,170     | 14,129   | 3,119   | 4,580  | 1,068  |       |     | 510    | 413,527   |
| 大野町       | 32,671  | 22,437      | 9,232       | 281,733   | 298,716     | 21,759   | 5,690   | 3,613  |        |       |     | 2,517  | 646,699   |
| 千歳村       | 12,268  | 11,273      | 453         | 108,769   | 65,759      | 7,583    | 1,418   | 2,767  |        | 54    |     | 263    | 198,881   |
| 犬飼町       | 17,178  | 6,591       | 7,829       | 202,778   | 121,982     | 14,591   | 3,065   | 6,528  |        | 3     |     | 6,425  | 372,550   |
| 町村計       | 177,572 | 112,727     | 39,655      | 2,283,613 | 1,531,405   | 149,816  | 35,383  | 43,389 | 13,068 | 198   |     | 42,429 | 4,276,926 |

平成14年度国民健康保険事業会計決算の状況

1、直診勘定（歳入）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 診療収入   | 国庫支出金 | 県支出金 | 他会計<br>繰入金 | 普通会計から |        | 基金繰入金 | 繰越金   | 地方債 | その他の収入 | 歳入合計   |
|-----------|--------|-------|------|------------|--------|--------|-------|-------|-----|--------|--------|
|           |        |       |      |            | 普通会計から | 事業勘定から |       |       |     |        |        |
| 清川村       | 62,508 | 0     | 0    | 18,983     | 11,873 | 5,454  | 840   | 7,097 | 0   | 3,498  | 92,926 |

2、直診勘定（歳出）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 総務費 | 医薬費 | 施設整備費 | 基金積立金 | 公債費 | 元利償還金 | 一時借入金<br>利子 | その他の支出 | 歳出合計 |
|-----------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------------|--------|------|
|           |     |     |       |       |     |       |             |        |      |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 24 号

大野郡5町2村合併協議会

平成13年度国民健康保険事業会計決算の状況

1、事業勘定（歳入）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 保険税       | 国庫支出金     | 療養給付費<br>等負担金 | 財政調整<br>交付金 | その他の<br>補助金 | 療養給付費交付金 | 共同事業交付金 | 他会計繰入金  | 基金繰入金   | 繰越金     |  | その他の収入 | 歳入合計      |
|-----------|-----------|-----------|---------------|-------------|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|--|--------|-----------|
|           |           |           |               |             |             |          |         |         |         |         |  |        |           |
| 三重町       | 445,973   | 806,668   | 527,722       | 278,745     | 201         | 290,302  | 32,010  | 178,167 | 73,565  | 131,106 |  | 9,770  | 1,967,561 |
| 清川村       | 75,281    | 158,544   | 89,851        | 68,693      | 0           | 32,002   | 4,208   | 37,005  |         | 31,175  |  | 2,040  | 340,255   |
| 緒方町       | 171,399   | 361,137   | 214,665       | 145,032     | 1,440       | 98,778   | 8,762   | 90,966  |         | 60,466  |  | 6,545  | 798,053   |
| 朝地町       | 91,228    | 172,957   | 107,746       | 65,211      | 0           | 70,805   | 5,032   | 41,355  | 25,000  | 11,804  |  | 2,571  | 420,752   |
| 大野町       | 173,581   | 300,586   | 208,397       | 92,062      | 127         | 53,177   | 5,620   | 73,030  | 5,000   | 83,380  |  | 3,790  | 698,164   |
| 千歳村       | 67,666    | 88,953    | 56,692        | 32,261      | 0           | 16,164   | 2,542   | 23,660  |         | 14,971  |  | 1,692  | 215,648   |
| 犬飼町       | 102,724   | 215,304   | 142,320       | 72,984      | 0           | 81,090   | 8,542   | 42,473  |         | 6,377   |  | 1,949  | 458,459   |
| 町村計       | 1,127,852 | 2,104,149 | 1,347,393     | 754,988     | 1,768       | 642,318  | 66,716  | 486,656 | 103,565 | 339,279 |  | 28,357 | 4,898,892 |

2、事業勘定（歳出）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 総務費     | うち<br>一般管理費 | うち<br>賦課徴収費 | 保険給付費     | 老人保健<br>拠出金 | 介護給付費納付金 | 共同事業拠出金 | 保険事業費  | 拠出金    | 基金積立金 | 公債費 | その他の支出 | 歳出合計      |
|-----------|---------|-------------|-------------|-----------|-------------|----------|---------|--------|--------|-------|-----|--------|-----------|
|           |         |             |             |           |             |          |         |        |        |       |     |        |           |
| 三重町       | 57,090  | 33,850      | 7,365       | 1,066,651 | 566,769     | 65,077   | 11,264  | 12,350 |        | 1,151 | 281 | 32,690 | 1,813,323 |
| 清川村       | 17,542  | 6,234       | 6,882       | 162,496   | 111,150     | 11,187   | 2,327   | 4,299  | 5,189  |       |     | 1,839  | 316,029   |
| 緒方町       | 36,076  | 32,037      | 2,354       | 391,949   | 254,678     | 28,696   | 4,685   | 13,512 | 17,795 |       |     | 8,538  | 755,929   |
| 朝地町       | 17,904  | 10,179      | 4,398       | 240,388   | 129,283     | 15,532   | 2,536   | 5,661  | 1,213  |       |     | 3,818  | 416,335   |
| 大野町       | 24,440  | 18,246      | 5,162       | 311,753   | 257,074     | 26,718   | 4,688   | 6,739  |        |       |     | 3,868  | 635,280   |
| 千歳村       | 13,980  | 7,080       | 6,405       | 93,003    | 73,929      | 8,722    | 1,168   | 3,031  |        | 174   |     | 1,933  | 195,940   |
| 犬飼町       | 16,360  | 5,908       | 7,740       | 253,588   | 159,303     | 14,235   | 2,353   | 5,719  |        | 622   |     | 426    | 452,606   |
| 町村計       | 183,392 | 113,534     | 40,306      | 2,519,828 | 1,552,186   | 170,167  | 29,021  | 51,311 | 24,197 | 1,947 | 281 | 53,112 | 4,585,442 |

平成13年度国民健康保険事業会計決算の状況

1、直診勘定（歳入）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 診療収入   | 国庫支出金 | 県支出金 | 他会計<br>繰入金 | 普通会計から |        | 基金繰入金 | 繰越金   | 地方債 | その他の収入 |  | 歳入合計    |
|-----------|--------|-------|------|------------|--------|--------|-------|-------|-----|--------|--|---------|
|           |        |       |      |            | 普通会計から | 事業勘定から |       |       |     |        |  |         |
| 清川村       | 74,244 | 0     | 0    | 16,331     | 9,555  | 6,776  | 0     | 7,731 | 0   | 3,298  |  | 101,604 |

2、直診勘定（歳出）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 総務費    | 医薬費    | 施設整備費 | 基金積立金 | 公債費 | 元利償還金 |             | 一時借入金<br>利子 | その他の支出 | 歳出合計   |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-----|-------|-------------|-------------|--------|--------|
|           |        |        |       |       |     | 元利償還金 | 一時借入金<br>利子 |             |        |        |
| 清川村       | 54,029 | 39,876 | 0     | 0     | 602 | 602   | 0           | 0           | 0      | 94,507 |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 24 号

大野郡5町2村合併協議会

平成12年度国民健康保険事業会計決算の状況

1、事業勘定（歳入）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 保険税       | 国庫支出金     | 療養給付費<br>等負担金 | 財政調整<br>交付金 | その他の<br>補助金 | 療養給付費交付金 | 共同事業交付金 | 他会計繰入金  | 基金繰入金 | 繰越金     | その他の収入 | 歳入合計      |
|-----------|-----------|-----------|---------------|-------------|-------------|----------|---------|---------|-------|---------|--------|-----------|
|           |           |           |               |             |             |          |         |         |       |         |        |           |
| 清川村       | 69,861    | 168,884   | 92,442        | 74,643      | 1,799       | 19,824   | 5,974   | 41,866  |       | 24,880  | 3,036  | 334,325   |
| 緒方町       | 166,190   | 330,867   | 186,293       | 144,139     | 435         | 111,354  | 7,336   | 81,894  |       | 50,939  | 7,201  | 755,781   |
| 朝地町       | 95,540    | 180,972   | 117,317       | 63,489      | 166         | 70,350   | 11,253  | 41,744  | 2,000 | 9,579   | 2,930  | 414,368   |
| 大野町       | 168,156   | 268,581   | 175,542       | 92,746      | 293         | 75,119   | 9,207   | 82,786  |       | 62,345  | 5,869  | 672,063   |
| 千歳村       | 66,715    | 82,148    | 53,473        | 28,516      | 159         | 14,239   | 1,265   | 22,475  |       | 13,245  | 1,022  | 201,109   |
| 犬飼町       | 98,993    | 164,041   | 111,238       | 52,529      | 274         | 52,466   | 4,465   | 43,194  |       | 31,910  | 2,547  | 397,616   |
| 町村計       | 1,100,849 | 1,890,684 | 1,181,046     | 699,384     | 10,254      | 667,385  | 54,074  | 504,187 | 7,000 | 279,866 | 33,252 | 4,537,297 |

2、事業勘定（歳出）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 総務費     | うち<br>一般管理費 | うち<br>賦課徴収費 | 保険給付費     | 老人保健<br>拠出金 | 共同事業拠出金 | 保険事業費  | 拠出金    | 基金積立金 | 公債費 | その他の支出 | 歳出合計      |
|-----------|---------|-------------|-------------|-----------|-------------|---------|--------|--------|-------|-----|--------|-----------|
|           |         |             |             |           |             |         |        |        |       |     |        |           |
| 清川村       | 25,733  | 5,472       | 5,792       | 155,472   | 99,345      | 2,229   | 3,324  | 6,580  |       |     |        | 292,683   |
| 緒方町       | 33,007  | 28,773      | 2,580       | 388,435   | 212,301     | 4,812   | 13,819 | 14,388 |       |     | 2,587  | 669,349   |
| 朝地町       | 18,122  | 9,884       | 4,776       | 227,620   | 132,446     | 2,545   | 1,182  | 1,486  |       |     | 2,999  | 386,400   |
| 大野町       | 23,853  | 17,562      | 4,851       | 348,386   | 171,516     | 4,703   | 15,411 |        |       |     | 92     | 563,961   |
| 千歳村       | 13,104  | 6,914       | 5,625       | 85,706    | 71,865      | 1,240   | 2,889  |        | 198   |     | 3,213  | 178,215   |
| 犬飼町       | 15,744  | 5,616       | 7,491       | 222,661   | 134,322     | 2,257   | 4,103  |        | 529   |     | 230    | 379,846   |
| 町村計       | 186,038 | 106,978     | 38,304      | 2,424,351 | 1,296,971   | 28,690  | 50,675 | 22,454 | 2,436 | 0   | 29,914 | 4,041,529 |

平成12年度国民健康保険事業会計決算の状況

1、直診勘定（歳入）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 診療収入   | 国庫支出金 | 県支出金 | 他会計<br>繰入金 | 普通会計から |        | 基金繰入金 | 繰越金   | 地方債 | その他の収入 | 歳入合計    |
|-----------|--------|-------|------|------------|--------|--------|-------|-------|-----|--------|---------|
|           |        |       |      |            | 普通会計から | 事業勘定から |       |       |     |        |         |
| 清川村       | 76,905 | 0     | 0    | 15,109     | 8,529  | 6,580  | 0     | 7,888 | 0   | 3,461  | 103,363 |

2、直診勘定（歳出）

（単位：千円）

| 区分<br>町村名 | 総務費    | 医薬費    | 施設整備費 | 基金積立金 | 公債費 | 元利償還金 |             | 一時借入金<br>利子 | その他の支出 | 歳出合計   |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-----|-------|-------------|-------------|--------|--------|
|           |        |        |       |       |     | 元利償還金 | 一時借入金<br>利子 |             |        |        |
| 清川村       | 54,706 | 40,324 | 0     | 0     | 602 | 602   | 0           | 0           | 0      | 95,632 |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第24号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村の国保財政調整基金の保有額等の調

(単位：千円)

|   |              | 三重町       | 清川村     | 緒方町     | 朝地町     | 大野町     | 千歳村     | 犬飼町     | 合計        |
|---|--------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 平成15年度末財政調整基金の保有予定額 ( a )                                   |              | 258,703   | 90,000  | 110,722 | 66,801  | 113,249 | 60,143  | 141,772 | 841,390   |
| 保険給付費 ( 老人保健<br>拠出金と介護納付金を<br>含む )                          | 平成12年度       | 1,482,151 | 257,046 | 605,548 | 326,611 | 524,605 | 158,811 | 359,240 | 3,714,012 |
|   | 平成13年度       | 1,698,497 | 284,833 | 675,323 | 385,203 | 595,545 | 175,654 | 427,126 | 4,242,181 |
|   | 平成14年度       | 1,529,765 | 259,028 | 669,579 | 382,792 | 602,208 | 182,111 | 339,351 | 3,964,834 |
|   | 3年間の平均 ( b ) | 1,570,138 | 266,969 | 650,150 | 364,869 | 574,119 | 172,192 | 375,239 | 3,973,676 |
| 保険給付費の3年間の<br>平均 ( b ) の相当額を<br>持ち寄る場合と保有予<br>定額 ( a ) との比較 | 5%           | 78,507    | 13,348  | 32,508  | 18,243  | 28,706  | 8,610   | 18,762  | 198,684   |
|   | 10%          | 157,014   | 26,697  | 65,015  | 36,487  | 57,412  | 17,219  | 37,524  | 397,368   |
|   | 25%          | 382,441   | 64,757  | 167,395 | 95,698  | 150,552 | 45,528  | 84,838  | 991,209   |
|   |              | x         |         | x       | x       | x       |         |         | x         |

## 基金の保有額等

基金の保有額については、過去3年間の保険給付費 ( 老人保健拠出金及び介護納付金を含む ) の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てるよう、厚生労働省の保険者の予算編成に係る通知により示されているところである。国保財政の一層の健全化を図るという観点からは、この水準を相当上回る基金の確保を目標とすることが望ましい。

また、医療費の増加傾向が続く中、将来の明確な財政見通しが無いまま、基金の取り崩しにより安易な保険料 ( 税 ) を引き下げることが適当でない。

しかしながら、相当の基金 ( 保険給付費等の平均年額の25%以上が一つの目安 ) を有しており、安定した財政運営を維持している保険者において、保険者の判断により、大幅な保険料 ( 税 ) 率の引き上げを緩和する等保険料 ( 税 ) の水準について、適切な見直しを行う、あるいは、賦課割合の平準化及び限度額引き上げを実施する際の激変緩和を図る、等のために基金を取り崩すことについては、一般的に、当該保険者の国保財政に著しい影響を及ぼす可能性は小さいものと考えられる。

また、安易な一般会計繰入が行われれば、国保の被保険者以外の住民の税金によって国保事業の費用が賄われることになる。これは、被保険者の相互扶助により成り立つ国保制度の基本に反することであり、適当でない。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 24 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

## 根拠法令

### 地方税法

(国民健康保険税)

第703条の4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。))の分賦金とする。次項において同じ。)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第8条の2に規定する被保険者(以下本節において「退職被保険者等」という。)以外の国民健康保険の被保険者(以下本節において「一般被保険者」という。)に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額)とする。

1. 当該年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額
2. 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額
  - イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の見込額
  - ロ 当該年度分の国民健康保険法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額
- 4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額 | 所得割総額<br>資産割総額<br>被保険者均等割総額<br>世帯別平等割総額 | 100分の40<br>100分の10<br>100分の35<br>100分の15 |
| 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額       | 所得割総額<br>被保険者均等割総額<br>世帯別平等割総額          | 100分の50<br>100分の35<br>100分の15            |
| 所得割総額及び被保険者均等割総額                | 所得割総額<br>被保険者均等割総額                      | 100分の50<br>100分の50                       |

- 5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち一般被保険者に係る基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。
- 6 前項の所得割額は、第4項の所得割総額を第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第13項及び第21項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)にあん分して算定する。
- 7 前項の場合における第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。
- 8 前2項の規定によつて第5項の所得割額を算定することが著しく困難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前2項の規定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第14項及び第22項において「各種控除後の総所得金額等」という。)又は市町村民税の所得割(退職所得に係る所得割を除く。第706条の2第1項において同じ。)の額(第14項及び第22項において「市町村民税所得割額」という。)にあん分して算定することができる。

9 第5項の資産割額は、第4項の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

10 第5項の被保険者均等割額は、第4項の被保険者均等割総額を一般被保険者の数にあん分して算定する。

11 第5項の世帯別平等割額は、第4項の世帯別平等割総額を一般被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。

12 国民健康保険税の納税義務者に対する基礎課税額のうち退職被保険者等に係る基礎課税額は、当該市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての第4項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額)とする。

13 前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第4項の所得割総額を当該市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

14 第8項の規定に基づいて第5項の所得割額の算定を行つている市町村においては、前項の規定にかかわらず、第12項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額に、第4項の所得割総額を当該市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

15 第12項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、第4項の資産割総額を当該市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

16 第12項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、第10項又は第11項の規定により算定した額と同額とする。

17 第5項又は第12項の基礎課税額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第5項の基礎課税額と第12項の基礎課税額との合算額)は、53万円を超えることができない。

18 国民健康保険税のうち標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該額のうち当該市町村の分残金の額)とする。

19 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額 | 所得割総額<br>資産割総額<br>被保険者均等割総額<br>世帯別平等割総額 | 100分の40<br>100分の10<br>100分の35<br>100分の15 |
| 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額       | 所得割総額<br>被保険者均等割総額<br>世帯別平等割総額          | 100分の50<br>100分の35<br>100分の15            |
| 所得割総額及び被保険者均等割総額                | 所得割総額<br>被保険者均等割総額                      | 100分の50<br>100分の50                       |

20 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

21 前項の所得割額は、第19項の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。

22 第8項の規定に基づいて第5項の所得割額の算定を行つている市町村においては、第20項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、介護納付金課税被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。

23 第20項の資産割額は、第19項の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

24 第21項の被保険者均等割額は、第19項の被保険者均等割総額を介護納付金課税被保険者の数にあん分して算定する。

25 第20項の世帯別平等割額は、第19項の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。



## 根 拠 法 令

26 第20項の介護納付金課税額は、8万円を超えることができない。

27 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第1項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。この場合において、第5項の規定の適用については、同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」とあるのは「その世帯に属する一般被保険者（世帯主を除く。）」と、「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは（世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等）とし、第12項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、第17項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは、「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第20項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第3号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは、「その世帯に属する介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）（世帯主を除く。）」とする。

《改正》平14法102

（国民健康保険税の減額）

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 前条第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合（当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないとして認めるときを除く。）においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

**国民健康保険法**

（保険料の減免等）

第77条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（条例又は規約への委任）

第81条 この章に規定するもののほか、賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

**市町村の合併の特例に関する法律**

（地方税の不均一課税）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の31第1項第1号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が30万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

**地方税法**

第314条の2 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号の一に掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

1 前年中に災害又は盗難若しくは横領（以下本号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第313条第10項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の全額（当該支出をした場合を含む。）において、当該損失の全額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下本号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその題える金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が5万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）

当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の10分の1に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円を超える場合

損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合

5万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

2 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払つた医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）を超える所得割の納税義務者その超える金額（その全額が200万円を超える場合には、200万円）

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 25号

大野郡5町2村合併協議会

|           |               |       |                  |
|-----------|---------------|-------|------------------|
| 大 項 目     | 25.介護保険事業の取扱い | 中 項 目 | 1.介護保険事業の取扱いについて |
| 協 議 の 結 果 |               |       |                  |

| 小 項 目   | 大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況  |  |  |  |  |  |  | 調 整 の 具 体 的 内 容  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   | 三 重 町  | 清 川 村  | 緒 方 町  | 朝 地 町  | 大 野 町  | 千 歳 村  | 犬 飼 町  |  |
| 平成15年11月末現在<br>1, 介護保険第1号被<br>保険者数 (人)<br>(住民基本台帳総人口)<br>(第1号被保険者割合)                                | 4,825<br>18,319<br>26.34%  | 1,081<br>2,656<br>40.70%   | 2,754<br>6,658<br>41.36%   | 1,417<br>3,536<br>40.07%   | 2,288<br>5,649<br>40.50%   | 816<br>2,547<br>32.03%   | 1,398<br>4,540<br>30.79%   | 【専門部会・幹事会案】<br><br>第1号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、第2期介護保険事業計画期間の保険料は、従前のおりとする。<br><br>普通徴収の納期については、国税の納期と同一とする。<br><br>介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、第2期介護保険事業計画期間については旧町村の計画を調整し運用する。<br><br>介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。 |
| 2, 介護保険条例<br>施行令第38条<br>保険料年額(第1号被保険者)<br>第1号 円<br>第2号<br>第3号(基準額)<br>第4号<br>第5号<br>参 考<br>平成14年基準額 | 23,600<br>35,300<br>47,100<br>58,900<br>70,700<br>39,700   | 23,880<br>35,820<br>47,760<br>59,700<br>71,640<br>38,236   | 22,000<br>33,000<br>44,000<br>55,000<br>66,000<br>39,300   | 22,400<br>33,600<br>44,700<br>55,900<br>67,100<br>36,200   | 21,198<br>31,797<br>42,396<br>52,995<br>63,594<br>39,060   | 26,500<br>39,700<br>53,000<br>66,200<br>79,500<br>36,200   | 22,200<br>33,300<br>44,400<br>55,500<br>66,600<br>36,100   |  |
| 3, 保険料の端数整理   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   | 100円未満の端数はすべて最初の納期に係る分割金額に合算   |  |
| 4, 延滞金  | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   | 納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)の割合を乗じて計算した金額   |  |
| 5, 督促手数料  | 督促状1通につき<br>100円   | 督促状1通につき<br>100円   | 督促状1通につき<br>100円   | 督促状1通につき<br>100円   | 督促状1通につき<br>100円   | 督促状1通につき<br>100円   | 督促状1通につき<br>100円   |  |
| 6, 納付方法   | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>口座振替制度導入、個人納付有<br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 | 特別徴収：支給されている年金から、年金支払時に天引きする方法<br>普通徴収：町村が発行した納付書により納付する方法<br><br>第1号被保険者<br>年金年額18万以上、特別徴収<br>年金年額18万未満、普通徴収<br>第2号被保険者<br>医療保険料と一括徴収 |  |
| 7, 納 期<br>賦課期日4月1日  | (10期)<br>6月・7月・8月・9月・10月<br>11月・12月・1月・2月・3月   | (12期)<br>4月～3月の毎月  | (10期)<br>5月・6月・7月・8月・9月<br>10月・11月・12月・1月・2月   | (8期)<br>6月・7月・8月<br>9月・10月・11月・12月・1月  | (12期)<br>4月～3月の毎月  | (12期)<br>4月～3月の毎月  | (6期)<br>5月・7月・9月・11月・<br>1月・3月   |  |
| 8, 組織体制   | 健康福祉課<br>賦課・徴収は税務課   | 福祉保健課<br>賦課・徴収上記に同じ  | すこやか福祉センター<br>賦課・徴収は税務民生課  | 住民課<br>賦課・徴収は税務課   | 福祉保健課<br>賦課・徴収は税務住民課   | 住民福祉課<br>賦課・徴収上記に同じ  | 福祉保健課<br>賦課・徴収上記に同じ  |  |
| 9, 介護保険施設<br>入所者数<br>平成15年9月末現在   | 老人福祉施設 89名<br>老人保健施設 98名<br>療養型医療施設 20名  | 老人福祉施設 17名<br>老人保健施設 25名<br>療養型医療施設 5名   | 老人福祉施設 59名<br>老人保健施設 42名<br>療養型医療施設 8名   | 老人福祉施設 30名<br>老人保健施設 20名<br>療養型医療施設 7名   | 老人福祉施設 46名<br>老人保健施設 39名<br>療養型医療施設 3名   | 老人福祉施設 12名<br>老人保健施設 18名<br>療養型医療施設 3名   | 老人福祉施設 25名<br>老人保健施設 30名<br>療養型医療施設 2名   |  |
| 10, 介護保険事業<br>委員会等  | 介護保険運営協議会  | 介護保険運営協議会  | 介護保険運営協議会<br>保健福祉推進、介護保険事業計画<br>策定委員会  | 老人保健福祉計画及び会議保険<br>事業計画策定委員会  | 老人保健福祉計画及び会議保険<br>事業計画策定委員会  | 老人保健福祉計画及び会議保険<br>事業計画策定委員会  | 犬飼町保健福祉計画協議会   |  |



# 協議事項に係る参考資料

協定項目第25号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### 介護保険事業関係

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要がある。

#### 【例】

西東京市

- (1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
- (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。

## 先進事例

### 東かがわ市（H15.4.1 合併）

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 2 要介護認定・要支援認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。
- 3 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 4 保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 5 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 6 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 7 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに、3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 8 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- 9 第1号被保険者の普通徴収納期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- 10 会計等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 11 介護保険制度関連の他制度にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- 12 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

### 南宇和合併協議会（H16.10.1 合併予定）

介護保険業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。但し、被保険者証有効期限は、6年とする。保険料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度より新たな保険料を定めるものとする。

### 江田島市（H16.3.1 合併予定）

- 1 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- 2 要介護認定・要支援認定にかかわる事務については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- 3 保険給付にかかわる事務については、4町に相違がないので現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 4 市町村介護保険計画の策定にかかわる事務については、新しい介護保険計画を新市で作成できるよう調整する。

### さぬき市（H14.4.1合併）

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

## 最近の事例

福島県東白川郡棚倉町他（H16.3.1）人口31,000人程度

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、新計画策定までは、旧町村の計画を運用する。
- 3 保険給付の内容については、各町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 第1号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、合併年度の残存期間の保険料は、従前のとおりとする。
- 5 利用者負担減免事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

### 佐伯市（平成17年3月3日合併予定）

・介護保険事業については、新市において一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図る。

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、介護保険法の第2期保険料期間を適用し合併年度及び翌年度については、旧市町村の例による。  
合併の翌年度において介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し第3期保険料期間から新保険料を設定する。
- 2 納期については、10期とする。
- 3 保険給付に係る事務については、現行のとおりとする。

### 宇佐両院地域市町合併協議会

介護保険料の取扱いについて

- 1, 第1号被保険者の保険料については、合併年度を含む事業運営期間（平成17年度まで）及びその次の事業運営期間（平成18年度から平成20年度まで）は、現行のとおりとする。
- 2, 平成21年度からの保険料については、新市で介護保険事業計画に基づき算定し、統一を図る。

## 協議事項に係る参考資料

## 介護保険の目的

高齢化の進行とともに、加齢に起因する病気等により、要介護者が増大し続けこれまでのシステムでは介護問題に適切な対応ができなくなっていました。

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する、利用者にとって利用しやすいしくみとしたものです。

介護問題は、切実なものとして誰にでも起こり得ることがらであり、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。

## 1、介護保険のめざすもの

介護保険制度は、従来は老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用しやすく公平で効率的な社会的支援システムとして構築したものです。

- (1) 利用者本位の制度として、自らの選択にもとづいたサービス利用が可能です。
- (2) 介護に関する福祉サービスと医療サービスが、総合的・一体的に提供されます。
- (3) 公的機関のほか、多様な民間事業者の参入促進が図られ、効率的で良質なサービス提供が期待できます。
- (4) 社会的入院等の医療費の非効率的な使用を是正する条件が整備されていきます。

社会保険方式の意味

介護保険制度については、老後の生活が誰の責任の下に営まれるものかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付（サービス）の関係が明確な社会保険方式が採用されています。

## 2、介護サービスの原則（法1～2条）

介護サービスは加齢による病気等で介護や日常生活の支援が必要となった人について、その人が持つ心身の能力を活かし自立した日常生活を営めるように、保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に提供されます。サービスの提供は、介護が必要な状態の軽減と悪化の防止、介護が必要な状態になってしまうことの予防という観点から行われ、医療との連携が重視されています。

介護や日常生活の支援が必要な人は、心身の状況や生活環境に応じて自ら選択したサービスを、多様な事業者や施設から総合的・効率的にうけます。サービスの内容や水準は、できる限り、自分の住まいで、能力に応じた自立した生活ができるように配慮することとされています。

## 3、国民の努力と義務（法4条）

国民は、介護が必要な状態となることを予防するために健康の保持増進に努めるとともに、介護が必要な状態となった場合には介護サービスを利用して、自立した生活のため、能力を維持し、向上させるようにします。

また、介護保険が国民共通の問題を社会全体で解決していくしくみであることから、共同連帯の理念にもとづき、国民は費用を公平に負担する義務を負っています。

法施行後の検討と見直し（法附則2～5条）

法律の施行後5年を目途として、制度全般について検討が加えられ、その結果にもとづき必要な見直し等の措置がとられます。

この検討は、保健医療・福祉サービス提供体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等をふまえ、障害者福祉施策や医療保険制度等との整合性、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者や保険給付をうけられる人の範囲、保険給付の内容・水準、保険料や納付金の負担のあり方を含め、制度全般について行われます。

## 政府での検討

法施行後において、政府では次のような検討が行われます。これらの制度全般についての検討の場合を含め、制度の見直しを検討するに当たっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分に考慮することとされています。

- (1) 法施行後、保険給付費に要する費用の動向、保険料負担の状況等をみて、必要があれば在宅サービス、施設サービス等に要する費用に占める介護給付等の割合を検討し、所要の措置を講ずる。
- (2) 法施行後10年が経過した場合、事業者及び施設に関する規定の施行の状況を検討し必要な措置を講ずる。

## 介護保険制度の全体像（概要）

保険者 市町村（複数市町村による広域的な取り組みも行われる）

## 被保険者及び保険料

被保険者 第1号被保険者 = 65歳以上の住民 市町村が定める所得段階別の定額保険料を負担 / 年金からの特別徴収（天引き）または市町村の普通徴収

被保険者 第2号被保険者 = 40歳以上65歳未満の医療保険加入者 全国平均の1人当たり負担額にもとづき医療保険で定める額 / 医療保険の保険料と一括して徴収

## 要介護認定

介護サービスをうけるためには、市町村に申請して要介護認定をうけることが必要（第2号被保険者は、特定疾病が原因の場合に限り認定） / 認定は要支援・要介護1～5の6段階

審査・判定には全国一律の基準が用いられる

## 保険給付（介護サービス）

在宅サービス 訪問介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与等介護支援専門員（ケアマネージャー）がケアマネジメントを行い、複数のサービスを組み合わせて提供

施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床等のある医療機関）

利用者負担は原則1割（施設サービスでは食費の負担あり）

## サービス提供者

在宅サービス サービス種類ごとに都道府県の指定をうけた事業所、ケアプラン作成等のケアマネジメントは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当

施設サービス 都道府県知事の指定・許可をうけた 介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護療養型医療施設

## 費用負担（利用者負担を除く）

保険料（給付費の50%） 第1号被保険者の保険料 = 17%分

介護給付費交付金 = 33%分（第2号被保険者の保険料相当分）

公費負担（給付費の50%） 国 = 25%、都道府県・市町村 = 各12.5%

## 介護保険事業計画

市町村ごとに、5年間のサービス必要量と供給量等に関する計画を策定し、サービス基盤を整備（3年ごとに見直し）し、保険料算定の基礎等となる

## 市町村の運営を支援する体制

医療保険者 介護給付費納付金（第2号被保険者の保険料）の納付 / 健全・円滑な事業運営への協力

年金保険者 第1号被保険者の保険料の年金からの天引き・納入

国民健康保険団体連合会 介護給付費の審査・支払事務 / 保険者事務共同処理等

社会保険診療報酬支払基金 医療保険者からの介護給付費納付金の徴収 / 市町村への介護給付費交付金の交付

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 25 号

大野郡5町2村合併協議会

## 平成14年度介護保険事業会計決算の状況

### 1、保険事業勘定(歳入)

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | 保険料     | 国庫支出金   | 介護給付費<br>負担金 | 調 整<br>交付金 | 事務費<br>交付金 | その他の<br>補助金 | 支払基金交付金   | 県支出金    | 他会計繰入金  | 基金繰入金  | 繰越金    | 財政安定化<br>基金貸付金 | その他の収入 | 歳入合計      |
|-----------|---------|---------|--------------|------------|------------|-------------|-----------|---------|---------|--------|--------|----------------|--------|-----------|
| 三重町       | 174,103 | 344,718 | 251,229      | 83,610     | 9,194      | 685         | 413,830   | 157,147 | 180,087 | 32,697 | 28,629 | 0              | 118    | 1,331,329 |
| 清川村       | 36,620  | 69,802  | 49,296       | 17,922     | 2,011      | 573         | 83,310    | 32,191  | 43,772  | 1,172  | 7,091  | 0              | 0      | 273,958   |
| 緒方町       | 97,739  | 182,947 | 126,652      | 51,413     | 4,432      | 450         | 214,858   | 81,072  | 95,785  | 1,054  | 4,652  | 0              | 21     | 678,128   |
| 朝地町       | 46,671  | 92,522  | 64,793       | 25,286     | 2,106      | 337         | 110,450   | 41,821  | 57,294  | 189    | 6,270  | 1,679          | 18     | 356,914   |
| 大野町       | 80,466  | 151,094 | 106,162      | 40,163     | 4,284      | 485         | 180,053   | 69,164  | 90,406  | 9,331  | 11,545 | 0              | 1      | 592,060   |
| 千歳村       | 27,495  | 60,881  | 43,296       | 15,329     | 1,684      | 572         | 71,895    | 28,204  | 37,675  | 0      | 8,375  | 6,626          | 0      | 241,151   |
| 犬飼町       | 46,496  | 91,700  | 66,336       | 22,182     | 2,537      | 645         | 111,302   | 41,859  | 55,647  | 2,370  | 4,186  | 5,400          | 3      | 358,963   |
| 町村計       | 509,590 | 993,664 | 707,764      | 255,905    | 26,248     | 3,747       | 1,185,698 | 451,458 | 560,666 | 46,813 | 70,748 | 13,705         | 161    | 3,832,503 |

### 2、保険事業勘定(歳出)

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | 総務費     | 保険給付費     | 財政安定化<br>基金拠出金 | 繰出金    | 基金積立金 | 公債費 | その他の支出 | 歳出合計      |
|-----------|---------|-----------|----------------|--------|-------|-----|--------|-----------|
| 三重町       | 35,475  | 1,231,133 | 5,666          | 27,762 | 72    | 15  | 470    | 1,300,593 |
| 清川村       | 13,894  | 254,814   | 1,179          | 0      | 1,000 | 0   | 5      | 270,892   |
| 緒方町       | 13,710  | 635,240   | 3,104          | 0      | 3,013 | 0   | 1,671  | 656,738   |
| 朝地町       | 18,241  | 320,654   | 1,411          | 711    | 0     | 0   | 2,757  | 343,774   |
| 大野町       | 26,031  | 536,811   | 2,654          | 0      | 430   | 0   | 1,683  | 567,609   |
| 千歳村       | 12,579  | 217,215   | 885            | 2      | 0     | 0   | 5,410  | 236,091   |
| 犬飼町       | 17,764  | 331,128   | 1,540          | 0      | 643   | 0   | 2,841  | 353,916   |
| 町村計       | 137,694 | 3,526,995 | 16,439         | 28,475 | 5,158 | 15  | 14,837 | 3,729,613 |

### 平成14年度サービス事業勘定

#### 歳 入

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | サービス収入 | 分担金負担金 | 他会計繰入金 | 歳入合計   |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 犬飼町       | 19,792 | 530    | 0      | 20,322 |

#### 歳 出

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | サービス事業費 | 総務費   | 繰出金 | 歳出合計   |
|-----------|---------|-------|-----|--------|
| 犬飼町       | 14,072  | 6,250 | 0   | 20,322 |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 25 号

大野郡5町2村合併協議会

## 平成13年度介護保険事業会計決算の状況

### 1、保険事業勘定(歳入)

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | 保険料     | 国庫支出金   | 介護給付費<br>負担金 | 調 整<br>交付金 | 事務費<br>交付金 | その他の<br>補助金 | 支払基金交付金   | 県支出金    | 他会計繰入金  | 基金繰入金   | 繰越金     | 財政安定化<br>基金貸付金 | その他の収入 | 歳入合計      |
|-----------|---------|---------|--------------|------------|------------|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|----------------|--------|-----------|
| 三重町       | 127,966 | 292,595 | 211,177      | 72,628     | 8,790      | 0           | 349,717   | 134,171 | 188,192 | 59,181  | 55,415  | 0              | 65     | 1,207,302 |
| 清川村       | 27,357  | 65,620  | 46,298       | 16,886     | 2,106      | 330         | 76,686    | 29,224  | 37,844  | 10,194  | 13,893  | 0              | 76     | 260,894   |
| 緒方町       | 72,444  | 178,196 | 125,828      | 48,178     | 4,190      | 0           | 206,885   | 78,642  | 90,431  | 23,681  | 22,399  | 0              | 789    | 673,467   |
| 朝地町       | 34,702  | 92,884  | 66,538       | 23,628     | 2,350      | 368         | 108,750   | 41,586  | 55,996  | 15,377  | 23,010  | 0              | 32     | 372,337   |
| 大野町       | 59,985  | 136,097 | 97,967       | 33,004     | 5,126      | 0           | 160,083   | 61,535  | 73,850  | 20,702  | 38,319  | 0              | 194    | 550,765   |
| 千歳村       | 20,372  | 61,001  | 44,626       | 13,745     | 1,797      | 833         | 70,732    | 27,891  | 36,389  | 5,614   | 6,117   | 10,504         | 12     | 238,632   |
| 犬飼町       | 34,672  | 84,916  | 62,031       | 20,116     | 2,749      | 20          | 102,959   | 38,799  | 52,683  | 14,685  | 5,760   | 0              | 188    | 334,662   |
| 町村計       | 377,498 | 911,309 | 654,465      | 228,185    | 27,108     | 1,551       | 1,075,812 | 411,848 | 535,385 | 149,434 | 164,913 | 10,504         | 1,356  | 3,638,059 |

### 2、保険事業勘定(歳出)

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | 総務費     | 保険給付費     | 財政安定化<br>基金拠出金 | 繰出金   | 基金積立金  | 公債費 | その他の支出  | 歳出合計      |
|-----------|---------|-----------|----------------|-------|--------|-----|---------|-----------|
| 三重町       | 38,262  | 1,070,284 | 5,666          | 371   | 19     | 30  | 64,041  | 1,178,673 |
| 清川村       | 12,624  | 233,791   | 1,179          | 384   | 0      | 0   | 5,825   | 253,803   |
| 緒方町       | 12,094  | 626,271   | 3,105          | 0     | 57     | 0   | 22,398  | 663,925   |
| 朝地町       | 17,516  | 326,952   | 1,411          | 2,869 | 4,523  | 0   | 12,796  | 366,067   |
| 大野町       | 26,186  | 486,638   | 2,654          | 0     | 6,030  | 0   | 17,712  | 539,220   |
| 千歳村       | 13,343  | 210,735   | 885            | 659   | 12     | 0   | 4,623   | 230,257   |
| 犬飼町       | 17,137  | 305,696   | 1,540          | 0     | 4,668  | 0   | 1,435   | 330,476   |
| 町村計       | 137,162 | 3,260,367 | 16,440         | 4,283 | 15,309 | 30  | 128,830 | 3,562,421 |

### 平成13年度サービス事業勘定

#### 歳 入

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | サービス収入 | 分担金負担金 | 他会計繰入金 | 歳入合計   |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 犬飼町       | 18,799 | 564    | 2,141  | 21,504 |

#### 歳 出

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | サービス事業費 | 総務費   | 繰出金 | 歳出合計   |
|-----------|---------|-------|-----|--------|
| 犬飼町       | 15,108  | 6,396 | 0   | 21,504 |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 25 号

大野郡5町2村合併協議会

## 平成12年度介護保険事業会計決算の状況 1、保険事業勘定(歳入)

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | 保険料     | 国庫支出金   | 介護給付費<br>負担金 | 調 整<br>交付金 | 事務費<br>交付金 | その他の<br>補助金 | 支払基金交付金 | 県支出金    | 他会計繰入金  | 基金繰入金   | 繰越金 | 財政安定化<br>基金貸付金 | その他の収入 | 歳入合計      |
|-----------|---------|---------|--------------|------------|------------|-------------|---------|---------|---------|---------|-----|----------------|--------|-----------|
| 三重町       | 42,039  | 267,489 | 199,122      | 58,852     | 8,413      | 1,102       | 322,827 | 121,014 | 146,989 | 135,296 | 0   | 0              | 285    | 1,035,939 |
| 清川村       | 9,055   | 57,876  | 40,839       | 14,686     | 1,826      | 525         | 68,161  | 24,808  | 38,237  | 29,904  | 0   | 0              | 9      | 228,050   |
| 緒方町       | 24,023  | 150,074 | 105,112      | 39,503     | 4,604      | 855         | 179,061 | 63,811  | 73,781  | 72,431  | 0   | 0              | 75     | 563,256   |
| 朝地町       | 11,625  | 72,479  | 51,034       | 17,993     | 2,665      | 787         | 90,408  | 31,402  | 48,248  | 36,040  | 0   | 0              | 29     | 290,231   |
| 大野町       | 19,882  | 107,624 | 78,273       | 25,478     | 3,873      | 0           | 128,301 | 45,914  | 63,838  | 64,021  | 0   | 0              | 170    | 429,750   |
| 千歳村       | 6,844   | 51,485  | 38,440       | 11,349     | 1,612      | 84          | 63,142  | 23,484  | 35,920  | 24,936  | 0   | 0              | 5      | 205,816   |
| 犬飼町       | 11,576  | 72,770  | 53,048       | 16,588     | 2,279      | 855         | 84,377  | 32,228  | 47,160  | 38,130  | 0   | 0              | 2      | 286,243   |
| 町村計       | 125,044 | 779,797 | 565,868      | 184,449    | 25,272     | 4,208       | 936,277 | 342,661 | 454,173 | 400,758 | 0   | 0              | 575    | 3,039,285 |

## 2、保険事業勘定(歳出)

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | 総務費     | 保険給付費     | 財政安定化<br>基金拠出金 | 繰出金 | 基金積立金  | 公債費 | その他の支出 | 歳出合計      |
|-----------|---------|-----------|----------------|-----|--------|-----|--------|-----------|
| 三重町       | 48,462  | 884,127   | 5,666          | 0   | 42,269 | 0   | 0      | 980,524   |
| 清川村       | 17,576  | 195,394   | 1,179          | 0   | 8      | 0   | 0      | 214,157   |
| 緒方町       | 20,602  | 497,108   | 3,105          | 0   | 20,042 | 0   | 0      | 540,857   |
| 朝地町       | 21,426  | 244,362   | 1,411          | 0   | 22     | 0   | 0      | 267,221   |
| 大野町       | 25,124  | 358,493   | 2,654          | 0   | 5,160  | 0   | 0      | 391,431   |
| 千歳村       | 14,927  | 183,881   | 885            | 0   | 6      | 0   | 0      | 199,699   |
| 犬飼町       | 19,879  | 258,064   | 1,540          | 0   | 1,000  | 0   | 0      | 280,483   |
| 町村計       | 167,996 | 2,621,429 | 16,440         | 0   | 68,507 | 0   | 0      | 2,874,372 |

## 平成12年度サービス事業勘定 歳 入

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | サービス収入 | 分担金負担金 | 他会計繰入金 | 歳入合計   |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 犬飼町       | 17,710 | 380    | 4,778  | 22,868 |

## 歳 出

(単位:千円)

| 区分<br>町村名 | サービス事業費 | 総務費 | 繰出金   | 歳出合計   |
|-----------|---------|-----|-------|--------|
| 犬飼町       | 17,204  | 0   | 5,664 | 22,868 |



根 拠 法 令

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（被保険者）  
 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

（資格取得の時期）  
 第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

- 一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。
- 二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。
- 三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となったとき。
- 四 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が六十五歳に達したとき。

（資格喪失の時期）  
 第十一条 第九条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。

- 2 第二号被保険者は、医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。

（届出等）  
 第十二条 第一号被保険者は、厚生省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。

- 2 第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。
- 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めすることができる。
- 4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証を返還しなければならない。
- 5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十五条までの規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があったものとみなす。
- 6 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（介護保険施設に入所中の被保険者の特例）  
 第十三条 介護保険施設に入所することにより当該介護保険施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であって、当該介護保険施設に入所した際他の市町村（当該介護保険施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の介護保険施設に継続して入所している被保険者であって、現に入所している介護保険施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所する直前に入所していた介護保険施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

- 2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。
  - 一 継続して入所している二以上の介護保険施設のそれぞれに入所することによりそれぞれの介護保険施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であって、当該二以上の介護保険施設のうち最初の介護保険施設に入所した際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所している二以上の介護保険施設のうち一の介護保険施設から継続して他の介護保険施設に入所すること（以下この号において「継続入所」という。）により当該一の介護保険施設の所在する場所以外の場所から当該他の介護保険施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内

- 3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（市町村介護保険事業計画）  
 第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - 二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
  - 三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - 四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは遅滞なくこれを都道府県知事に提出しなければならない。

（保険料）  
 第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

- 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

- 4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

（賦課期日）  
 第三十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

( 保険料の徴収の方法 )

第百三十一条 第百二十九条の保険料の徴収については、第百三十五条の規定により特別徴収（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法若しくは 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（以下「老齢退職年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

( 普通徴収に係る保険料の納付義務 )

第百三十二条 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

( 普通徴収に係る保険料の納期 )

第百三十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

( 滞納処分 )

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

( 条例等への委任 )

第百四十六条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従って条例で定める。

市町村と介護保険事業計画

介護保険の保険者は市町村と特別区（以下「市町村」）で制度運営を主体として行い、国、都道府県、医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う構造となっています。  
国と都道府県は、財政負担を行うほか、市町村の制度運営を支援します。サービス提供体制の整備についても、市町村が「介護保険事業計画」で定めるサービス目標の達成を支援します。

1 実施主体は市町村

介護保険に取り組むのに最もふさわしい主体として、地域住民に身近な行政主体である市町村が保険者となり、きめこまかな対応をすることになっています。

市町村は、住民の要介護認定の申請をうけつけ、認定を行い、保険給付としての費用の支払い等を直接・間接に行います。また、特別会計として費用の見込みをたて、必要な費用を第1号被保険者から保険料として徴収します。

介護保険の事務は地方自治法（2条8項）の自治事務にあたります。なお、市町村は介護保険法にもとづき、第1号保険料をはじめとした法の委任事項や、保険給付上乘せ・保健福祉事業等の地域の実情に応じた事項を条例で定めます。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 市町村・特別区<br>( 制度の運営主体 ) | 介護保険事業の実施（要介護認定、保険給付、第1号被保険者の保険料の賦課・徴収等）<br>介護サービスの基盤整備<br>費用の負担（介護給付費の公費負担12.5%） |
|------------------------|---|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>国</p> <p>制度全体の枠組みの設定<br/>要介護認定、保険給付、事業者・施設等の基準の設定<br/>制度の適正な運営のための保険者、事業者・施設等に対する報告徴収等<br/>市町村の安定的な財政運営のための各種支援<br/>費用の負担（介護給付費の国庫負担25%、財政安定化基金に対する負担等）</p> | <p>都道府県</p> <p>保険者、事業者・施設等の適正な事業運営のための指導<br/>財政安定化基金の設置、要介護認定の審査判定業務の市町村からの受託等の保険者支援<br/>介護サービスの基盤整備（施設整備、マンパワーの確保）<br/>審査請求の処理<br/>費用の負担（介護給付費の公費負担12.5%、財政安定化基金に対する負担）</p> | <p>医療保険者</p> <p>所属する第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の負担を医療保険料として徴収し支払い基金に納付</p> | <p>年金保険者</p> <p>年金支払いに際して第1号被保険者（65歳以上）の保険料を徴収（天引き）し市町村に納入</p> |
|--|--|--|--|

2 介護保険事業計画

介護サービスの基盤を整備し充実させていくために、国は「基本方針」（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）を定めています。その基本指針に即して、市町村はサービスの確保・円滑な提供等についての「市町村介護保険事業計画」を、都道府県は円滑な実施の支援について老人保健福祉圏域を単位として「都道府県介護保険事業支援計画」を策定します。

3年ごとに5年を1期として策定

介護保険事業（支援）計画は、5年を1期として策定、3年ごとに見直しが行われます。（この3年間の計画が市町村での保険料算定の基礎となります）。

第1期計画は平成12年度から実施され、平成15年度からは第2期計画がはじまります。第2期計画は、平成14年度中に作成する必要があり、現在、国（基本指針の見直し）・都道府県・市町村で準備が進められています。

市町村介護保険事業計画への被保険者の意見の反映

市町村は、市町村介護保険事業計画の策定や変更の場合、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっています。具体的には、市町村の実情に応じ、学識経験者や保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参加による計画策定委員会の設置、被保険者代表を交えた公聴会や説明会の実施等の に準じた体制の整備等の方策がとられています。



# 協議事項に係る参考資料

協定項目第30号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### 衛生事業

し尿の収集と処理については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、制度の調整や統一には十分配慮する必要がある。

## 先進事例

### 東かがわ市(平成15年4月1日合併)

- ・し尿処理手数料については、合併時に次のとおり統一する。基本料については、90%未満1件につき200円とする。  
加算料については、ホース延長40mを越えると、1本につき150円、無臭トイレについては、200円とする。
- ・葬祭用具の貸出については廃止し、新市において運営方法を含め検討する。
- ・霊柩車の貸出については、合併時に廃止する。
- ・斎場使用料については、別に定める。

### さぬき市(平成14年4月1日合併)

- ・し尿処理業務については、処理は現行のとおり、収集手数料18%につき210円とし、収集等は収集業者等を交えた協議のうえ統一を図る。
- ・狂犬病予防業務及び公害業務は、現行のとおりとする。
- ・火葬業務については、大川中部斎場、三木・長尾葬祭組合葬祭場で調整を図る。なお、必要が生じた場合は、新市において検討する。
- ・墓地業務については、町有墓地を新市に引き継ぐこととする。

### 佐伯市(平成17年3月3日合併予定)

火葬場等の取扱い

- ・佐伯市、上浦町、弥生町、鶴見町、米水津村及び蒲江町の火葬料金は、佐伯市の例により調整する。  
本匠村、宇目町及び直川村の火葬料金は、当分の間、現行どおりとし、合併後調整し統一する。
- ・墓地・納骨堂は、現行どおりとする。

### 臼杵市・野津町合併協議会(平成17年1月1日合併予定)

1. ごみ処理、し尿処理、火葬については、基本的に現行どおりとする。
2. 墓地管理、狂犬病予防については、合併時までに調整する。
3. ごみ減量対策については、臼杵市の例による。
4. その他の環境衛生事業については、合併後に調整する。

## 大野広域連合 し尿処理事業

(野津町・三重町・清川村・緒方町・朝地町・大野町・千歳村・犬飼町)

### 1, し尿処理の概要

所在地 大野郡千歳村大字柴山2199番地

施設名 大野広域連合白鹿浄化センター

施設規模

1日当たりの処理量 50KL/日

(現有施設供用開始 昭和49年9月)

新施設 供用開始 平成15年4月

所在地 大野郡千歳村大字柴山2199番地

施設名 大野広域連合汚泥再生処理センター

施設規模 し尿 27KL/日

浄化槽汚泥 53KL/日

生ごみ 1t/日

処理方式 高負荷脱膜分離窒素処理方式

### 2, し尿処理の状況(平成14年度)

| 区分         | 三重町    | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町   | 合計     |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 処理計画人口(人)  | 18,222 | 2,657 | 6,653 | 3,556 | 5,696 | 2,569 | 4,572 | 43,925 |
| 処理人口(人)    | 3,834  | 693   | 875   | 1,004 | 1,319 | 444   | 1,260 | 9,429  |
| 年間総排出量(kℓ) | 9,311  | 1,358 | 3,400 | 1,817 | 2,911 | 1,313 | 2,336 | 22,446 |
| 年間総収集量(kℓ) | 1,959  | 354   | 447   | 513   | 674   | 227   | 644   | 4,818  |
| 非水洗化人口(人)  | 4,304  | 956   | 902   | 1,771 | 2,952 | 1,613 | 2,543 | 15,041 |
| 計画収集人口(人)  | 3,834  | 693   | 875   | 1,004 | 1,319 | 444   | 1,260 | 9,429  |
| 自家処理人口(人)  | 470    | 263   | 27    | 767   | 1,633 | 1,169 | 1,283 | 5,612  |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第30号

大野郡5町2村合併協議会

年度別し尿処理推移

(大野広域連合清掃センター)

(単位：k l)

| 町 村 | 年 度   | 平成10年度    | 平成11年度    | 平成12年度    | 平成13年度    | 平成14年度    | 対平成10年度<br>増減率(%) | 対平成11年度<br>増減率(%) | 対平成12年度<br>増減率(%) | 対平成13年度<br>増減率(%) |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 三重町 | 生し尿   | 2,481.08  | 2,378.87  | 2,249.99  | 2,171.44  | 1,958.56  | -21.06            | -17.67            | -12.95            | -9.80             |
|     | 浄化槽汚泥 | 5,696.06  | 6,029.71  | 6,635.95  | 6,784.46  | 6,912.15  | 21.35             | 14.63             | 4.16              | 1.88              |
|     | 計     | 8,177.14  | 8,408.58  | 8,885.94  | 8,955.90  | 8,870.71  | 8.48              | 5.50              | -0.17             | -0.95             |
| 清川村 | 生し尿   | 403.85    | 391.13    | 347.15    | 423.14    | 354.09    | -12.32            | -9.47             | 2.00              | -16.32            |
|     | 浄化槽汚泥 | 476.39    | 438.55    | 539.97    | 624.96    | 595.58    | 25.02             | 35.81             | 10.30             | -4.70             |
|     | 計     | 880.24    | 829.68    | 887.12    | 1,048.10  | 949.67    | 7.89              | 14.46             | 7.05              | -9.39             |
| 緒方町 | 生し尿   | 617.22    | 610.39    | 549.54    | 486.64    | 446.78    | -27.61            | -26.80            | -18.70            | -8.19             |
|     | 浄化槽汚泥 | 826.34    | 840.10    | 862.21    | 989.25    | 1,034.21  | 25.16             | 23.11             | 19.95             | 4.54              |
|     | 計     | 1,443.56  | 1,450.49  | 1,411.75  | 1,475.89  | 1,480.99  | 2.59              | 2.10              | 4.90              | 0.35              |
| 朝地町 | 生し尿   | 669.02    | 649.08    | 614.89    | 555.87    | 512.54    | -23.39            | -21.04            | -16.65            | -7.79             |
|     | 浄化槽汚泥 | 1,261.15  | 617.87    | 707.44    | 850.03    | 813.17    | -35.52            | 31.61             | 14.95             | -4.34             |
|     | 計     | 1,930.17  | 1,266.95  | 1,322.33  | 1,405.90  | 1,325.71  | -31.32            | 4.64              | 0.26              | -5.70             |
| 大野町 | 生し尿   | 847.91    | 899.19    | 822.31    | 710.88    | 674.14    | -20.49            | -25.03            | -18.02            | -5.17             |
|     | 浄化槽汚泥 | 1,079.03  | 1,105.96  | 1,268.28  | 1,248.84  | 1,316.05  | 21.97             | 19.00             | 3.77              | 5.38              |
|     | 計     | 1,926.94  | 2,005.15  | 2,090.59  | 1,959.72  | 1,990.19  | 3.28              | -0.75             | -4.80             | 1.55              |
| 千歳村 | 生し尿   | 219.35    | 224.99    | 208.42    | 207.17    | 227.17    | 3.57              | 0.97              | 9.00              | 9.65              |
|     | 浄化槽汚泥 | 714.82    | 716.80    | 819.22    | 818.28    | 829.44    | 16.03             | 15.71             | 1.25              | 1.36              |
|     | 計     | 934.17    | 941.79    | 1,027.64  | 1,025.45  | 1,056.61  | 13.11             | 12.19             | 2.82              | 3.04              |
| 犬飼町 | 生し尿   | 816.88    | 765.70    | 701.24    | 670.07    | 644.00    | -21.16            | -15.89            | -8.16             | -3.89             |
|     | 浄化槽汚泥 | 1,197.58  | 1,229.79  | 1,261.26  | 1,328.25  | 1,293.66  | 8.02              | 5.19              | 2.57              | -2.60             |
|     | 計     | 2,014.46  | 1,995.49  | 1,962.50  | 1,998.32  | 1,937.66  | -3.81             | -2.90             | -1.27             | -3.04             |
| 合 計 | 生し尿   | 6,055.31  | 5,919.35  | 5,493.54  | 5,225.21  | 4,817.28  | -20.45            | -18.62            | -12.31            | -7.81             |
|     | 浄化槽汚泥 | 11,251.37 | 10,978.78 | 12,094.33 | 12,644.07 | 12,794.26 | 13.71             | 16.54             | 5.79              | 1.19              |
|     | 合計    | 17,306.68 | 16,898.13 | 17,587.87 | 17,869.28 | 17,611.54 | 1.76              | 4.22              | 0.13              | -1.44             |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第30号

大野郡5町2村合併協議会

## 葬祭場設置運営管理並びに使用料条例(三重町)

第1条 三重町外四カ町村葬斎場を、本町に設置する。  
名称 三重町外四カ町村葬斎場という。  
場所 三重町大字菅生字柳井瀬431の56番地

第2条 三重町外四カ町村葬斎場(以下「葬斎場」という。 )は、三重町外四カ町村葬斎場設置及び運営管理に関する協定書にもとづき、効果的な利用を図るため他の構成団体からの委託を受け、三重町が運営管理に当たる。

第3条 町長は、適当な者を葬斎場の業務員に指定する。  
2 指定を受けた業務員は、町長の指示に従ってその業務を行わなければならない。  
3 町長の指定しない者は、火葬の業務を行ってはならない。

第4条 葬斎場は、火葬を願い出た町民及びその他の者に対し、使用許可と同時に別表に定める使用料を徴して使用させる。  
2 既納の使用料は、還付しない。

第5条 町長は、法令の規定により、火葬を要する者及び貧困、その他特別の理由により、その必要があると認めるものに対しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第6条 業務員又は葬斎場使用願出者が葬斎場使用に当って葬斎場の施設又は建物を毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

第7条 その他必要な事項は、町長が関係町村長と協議して別に定める。

## 葬祭場設置運営管理及び使用料条例(清川村)

(設置)

第1条 清川村は、葬斎場を三重町内に設置する。  
名称 三重町外四カ町村葬斎場  
場所 三重町大字菅生字柳井瀬431の56番地

(運営管理)

第2条 葬斎場は、三重町外四カ町村葬斎場設置及び運営管理に関する協定書(以下「協定書」という。 )に基づき効果的な利用を図るため、三重町に運営管理を委託するものとする。

(使用料)

第3条 葬斎場は、火葬を願い出した村民及びその他の者に対して、使用許可と同時に別表に定める使用料を徴して使用させる。  
2 既納の使用料は、還付しない。

(使用料の免除)

第4条 清川村長は、法令の規定により火葬を要する者、貧困その他特別の理由により、その必要があると認めるものに対しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 その他必要な事項は、構成団体と協議のうえ別に定める。

## 葬祭場設置運営管理及び使用料条例(千歳村)

第1条 千歳村は、葬斎場を三重町内に設置する。  
名称 三重町外四カ町村葬斎場  
場所 三重町大字菅生字柳井瀬431の56番地

第2条 葬斎場は、三重町外四カ町村葬斎場設置及び運営管理に関する協定書(以下「協定書」という。 )にもとづき効果的な利用を図るため、三重町に運営管理を委託するものとする。

第3条 葬斎場は、火葬を願い出した町村民及びその他の者に対し、使用許可と同時に別表に定める使用料を徴して使用させる。  
2 既納の使用料は、還付しない。

第4条 千歳村長は、法令の規定により火葬を要する者及び貧困その他特別な理由によりその必要があると認めるものに対しては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第5条 その他必要な事項は、構成団体と協議のうえ別に定める。

## 葬祭場設置運営管理条例(犬飼町)

第1条 犬飼町は、葬斎場を三重町内に設置する。  
名称 三重町外4カ町村葬斎場  
場所 三重町大字菅生字柳井瀬431の56番地

第2条 葬斎場は、三重町外4カ町村葬斎場設置及び運営管理に関する協定書(以下「協定書」という。 )に基づき、効果的な利用を図るため、三重町に運営管理を委託するものとする。

第3条 葬斎場は、火葬を願い出た町民及びその他の者に対し、使用許可と同時に犬飼町使用料及び手数料条例に定めるところにより、使用料を徴して使用させる。  
2 既納の使用料は、還付しない。

第4条 削除

第5条 その他必要な事項は、構成団体と協議のうえ別に定める。

## 竹田直入広域連合と緒方町との間の火葬事業に関する事務の委託に関する規約(緒方町)

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法第252号の14の規定に基づき、竹田直入広域連合(以下「広域連合」という。 )は、緒方町の火葬場の経営に関する事務(以下「委託事務」という。 )の管理及び執行の委託を緒方町から受ける。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、広域連合条例及び規則その他の規定(以下「条例等」という。 )の定めるところによる。

(経費の負担及び執行の方法)

第3条 委託業務の管理及び執行に要する経費は、緒方町の負担とし、緒方町はあらかじめこれを広域連合に納付するものとする。  
2 前項の経費の額及び納付の時期は、広域連合長が緒方町長(以下「町長」という。 )と協議して定める。この場合において、広域連合長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を町長に送付しなければならない。

第4条 広域連合長が、火葬場の経営を行うため施設を設置及び維持管理する場合は、緒方町はその建設に必要な経費の一部を負担するものとし、その額等については広域連合長と町長が別途協議のうえ決定するものとする。

第5条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、すべて広域連合の収入とする。

第7条 広域連合長は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、広域連合長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第8条 広域連合長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第9条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、町長と年2回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第10条 委託事務の管理及び執行については、適用される条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、広域連合はあらかじめ緒方町に通知しなければならない。

(財産の処分)

第11条 広域連合は、第4条により緒方町がその設置に係る経費を負担した施設を廃止し又は処分しようとするときは、あらかじめ町長と協議するものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、広域連合と緒方町が協議して定める。

## 竹田直入広域連合と朝地町との間の火葬事業に関する事務の委託に関する規約(朝地町)

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法第252号の14の規定に基づき、竹田直入広域連合(以下「広域連合」という。 )は、朝地町の火葬場の経営に関する事務(以下「委託事務」という。 )の管理及び執行の委託を朝地町から受ける。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、広域連合条例及び規則その他の規定(以下「条例等」という。 )の定めるところによる。

(経費の負担及び執行の方法)

第3条 委託業務の管理及び執行に要する経費は、朝地町の負担とし、朝地町はあらかじめこれを広域連合に納付するものとする。  
2 前項の経費の額及び納付の時期は、広域連合長が朝地町長(以下「町長」という。 )と協議して定める。この場合において、広域連合長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を町長に送付しなければならない。

第4条 広域連合長が、火葬場の経営を行うため施設を設置、維持管理する場合、朝地町はそれに必要な経費の一部を負担するものとし、その額等については広域連合長と町長が別途協議のうえ決定するものとする。

第5条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、すべて広域連合の収入とする。

第7条 広域連合長は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において広域連合長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第8条 広域連合長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第9条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、町長と年2回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第10条 委託事務の管理及び執行について、適用される条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、広域連合はあらかじめ朝地町に通知しなければならない。

(財産の処分)

第11条 広域連合は、第4条により朝地町がその設置に係る経費を負担した施設を廃止し又は処分しようとするときは、あらかじめ町長と協議するものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務について必要な事項は、広域連合と朝地町が協議して定める。

## 大野町火葬場条例(大野町)

(目的)

第1条 この条例は、大野町火葬場(以下「火葬場」という。 )の使用料の金額及びその徴収等に関し必要な事項を定める。

(使用の申請及び許可)

第2条 火葬場を使用しようとするものは、町長に申請してその許可を受けなければならない。

第3条 火葬場は、町内に住居を有するもの及びその他特に許可を受けたものが使用することができる。

(使用料及びその徴収方法)

第4条 使用料は別表のとおりとする。  
2 使用料は、第2条に規定する申請のつど徴収する。

(使用料の減免等)

第5条 町長は、現に生活保護法の適用を受けている者又は特別な事由があると認める者に対してはその使用料を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 40 号

大野郡5町2村合併協議会

|       |                   |     |                  |
|-------|-------------------|-----|------------------|
| 大項目   | 40.環境対策事業の取扱いについて | 中項目 | 1.環境対策事業の取扱いについて |
| 協議の結果 |                   |     |                  |

| 小項目            | 大野郡5町2村の現況  |   |  |   |   |   |   | 調整の具体的内容   |
|----------------|---|---|--|---|---|---|---|--|
|                | 三重町   | 清川村   | 緒方町  | 朝地町   | 大野町   | 千歳村   | 犬飼町   |  |
| 1 協議会及び委員会     | 衛生委員<br>委員 71名 任期2年<br>報酬 年：14,700円                         | 環境衛生委員<br>委員 12名 任期2年<br>報酬 年：30,000円<br>(平成16年度に報酬見直し予定) | リサイクル推進委員<br>委員 37名 任期1年<br>報酬 会議、日当のみ                     | 有価ごみリサイクル推進委員<br>委員 68名 任期2年<br>委員報酬 年：5,000円 | 環境衛生委員<br>委員 74名 任期3年<br>委員報酬 年：10,000円       | 環境衛生委員<br>委員 20名 任期1年<br>報酬、年：平等割10,000円<br>戸数割 1戸当り 230円 | 環境衛生委員<br>委員 47名 任期1年<br>報酬、年：均等割10,000円<br>戸数割 1戸当り 200円 | 【専門部会案】(平成15年12月15日調整)<br><br>ごみの分別・収集については、現行のとおりとする。<br><br>環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併までに調整する。ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。     |
|                | ゴミ減量化推進審議会<br>委員 15名 任期2年<br>報酬 日：4,600円                    | 空き缶対策審議会<br>委員 15名 任期2年<br>報酬 日：4,600円                    |  |   | 空き缶対策等対策審議会<br>委員 20名以内 任期2年<br>委員報酬 日：4,700円 |   |   |  |
|                | ・環境監視員<br>・環境保全審議会<br>・自然愛護審議会<br>・省資源省エネルギー運動推進協議会         | ・自然環境保護対策審議会  | ・環境及び景観保全審議会<br>・環境及び景観問題対策委員会<br>・省資源対策協議会                | ・環境美化推進委員<br>・自然環境保護対策審議会                     |   |   | ・環境保全対策審議会  |  |
|                |   | 奥嶽川鉱害対策委員会  | 奥嶽川鉱害対策委員会   |   |   |   |   | 【幹事会案】(平成15年12月18日調整)<br><br>ごみの分別・収集については、基本的に現行のとおりとする。<br><br>環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併時までに調整する。ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。 |
| 2 ごみの分別・収集     | 別紙資料<br>広域連合事業  | 別紙資料  | 別紙資料   | 別紙資料  | 別紙資料  | 別紙資料  |   |  |
| 3 ごみの収集に関する制度等 | カラスなどからごみ袋を防護するためのネットの給付。                                   |   |  | 環境美化並びに有価ごみ再資源化推進条例                           |   |   |   |  |
| 4 その他の環境制度     | 防疫用機器の無償貸出及び油剤の給付。  |   |  |   | 防疫用機器の無償貸出                                    |   |   |  |
|                |   |   | 集落排水人口増による処理場からの汚泥大量発生のため脱水(肥料化)して無料配布。                    |   |   |   |   |  |
|                |   | 毎年6月に清川村環境美化の日としての「村民総参加によるごみ一掃運動」                        | 毎年8月の第1日曜日を、緒方町環境美化の日として美化一斉行動<br><br>河川清掃を土木建築業者に委託 年1回8月 |   |   | 毎年5月と8月に美化一斉運動(道路愛護デイ)                                    |   |  |
|                | ・環境保全条例<br>・あき地等の環境保全に関する条例<br>・自然愛護条例<br>・省エネルギー施設設置資金貸付条例 | ・自然環境保護条例   | ・ふるさと環境及び景観保全条例設置。<br>・白百合保護条例<br>・廃棄物の処理及び清掃に関する条例        | ・自然環境保護条例<br>・道路美化運動推進事業実施要綱                  |   |   | ・環境保全条例   |  |
| ISO14001認証取得   | 認証取得有り  |   |  | 認証取得有り  |   |   |   |  |
| 参考 コンポスター      | コンポスター(生ごみ堆肥化容器)給付事業(1基2,500円で給付)                           |   |  |   | 生ごみ処理容器設置補助                                   |   |   |  |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 40 号

大野郡5町2村合併協議会

|       |                   |     |                  |
|-------|-------------------|-----|------------------|
| 大項目   | 40.環境対策事業の取扱いについて | 中項目 | 1.環境対策事業の取扱いについて |
| 協議の結果 |                   |     |                  |

| 小項目                      | 大野郡5町2村の現況  |   |   |                                    |   |                                   |  | 調整の具体的内容              |
|--------------------------|---|---|---|------------------------------------|---|-----------------------------------|--|-----------------------|
|                          | 三重町   | 清川村   | 緒方町   | 朝地町                                | 大野町   | 千歳村                               | 犬飼町  |                       |
| 5 水質監視                   | 公共水域の水質検査9カ所<br>白山川水浴場の水質検査<br>4カ所                                    | 旧尾平鉱山・旧豊栄鉱山の<br>鉱毒処理の監視。<br>現在4カ所で毎月採水。<br>(県の委託事業) | 緒方川流域の水質検査8カ<br>所   | 町内の水質検査9カ所                         |   |                                   |  | 大野川流域の水質検査<br>2カ所、年2回 |
| 6 騒音・振動<br><br>特定建設作業の届出 | 規制地域・基準値等を一部<br>地域に定めている。<br><br>年間2～3件程度の届出                          |   | 規制地域・基準値等を一部<br>地域に定めている。<br><br>平成14年度 1件                                  |                                    |   | 規制地域・基準値等を一部<br>地域に定める予定。         | 規制地域・基準値等を一部<br>地域に定めている。<br><br>平成14年度 なし |                       |
| 7 水質汚濁                   | 生活排水対策推進計画  | 生活排水処理基本計画  | 生活排水対策推進計画  | 生活排水処理基本計画                         | 生活排水処理基本計画  | 生活排水処理基本計画                        | 生活排水処理基本計画                                 |                       |
| 8 土採集に関する<br>規則条例        | 「三重町土石採取条例」に<br>より採取計画の届出、標識<br>の掲示、完了等の届出など<br>を定めている。               |   |   |                                    |   |                                   |  |                       |
| 9 ごみの散乱防止に<br>関する条例      | 空き缶等の散乱の防止によ<br>る環境美化に関する条例<br><br>廃棄物の不法投棄対策に関<br>する協定書(郵便局との<br>協定) | 空き缶等の散乱の防止によ<br>る環境美化に関する条例                         | 空き缶等の散乱の防止及び<br>再資源化の促進に関する条<br>例<br><br>使用済み乾電池の散乱の防<br>止及び回収の促進に関する<br>条例 | 廃棄物の不法投棄対策に関<br>する協定書(郵便局との<br>協定) | 空き缶等の散乱の防止によ<br>る環境美化に関する条例<br>設置<br><br>廃棄物の不法投棄対策に関<br>する協定書(郵便局との<br>協定) | 空き缶等の散乱の防止によ<br>る環境美化に関する条例<br>設置 |  |                       |



協議事項に係る参考資料

大野郡5町2村合併協議会

大野広域連合 清掃事業  
(野津町・三重町・清川村・緒方町・朝地町・大野町・千歳村・犬飼町)

1, 分別

5種11分別

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

有害ごみ 乾電池・蛍光管・水銀体温計

資源ごみ 缶類・ビン類・ペットボトル・新聞・雑誌・段ボール・古布

2, 収集

(1) 収集区域

関係8か町村内全域

(2) 収集体制

【直営収集】

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・特定家庭用機器再商品化品目

【委託収集】

資源ごみ

(3) 収集方式

【家庭系ごみ】

・ステーション方式及び戸別収集

ステーション方式

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源ごみ

戸別収集

粗大ごみ

【事業系ごみ】

許可収集・自己搬入

(4) 収集頻度

・可燃ごみ 普通収集地域週2回

特掃収集地域週1回

・不燃・粗大・有害ごみ

3ヶ月毎1回

・資源ごみ 1ヶ月毎1回(容器包装廃棄物含む)

(5) 収集形態

・可燃・不燃・有害ごみ 指定有料ごみ袋収集

・資源ごみ コンテナ収集等

1・缶類 スチール・アルミ混合(コンテナ1種類)

2・ビン類 無色・茶色・その他ビン分別(コンテナ3種類)

3・新聞・雑誌・段ボール・古布(品目別現状排出)

(6) ごみステーション

| 区分  | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源ごみ | 計     |
|-----|-------|-------|------|-------|
| 三重町 | 497   | 497   | 184  | 1,178 |
| 清川村 | 132   | 132   | 51   | 315   |
| 緒方町 | 194   | 197   | 117  | 508   |
| 朝地町 | 139   | 142   | 88   | 369   |
| 大野町 | 119   | 119   | 117  | 355   |
| 千歳村 | 70    | 43    | 23   | 136   |
| 犬飼町 | 124   | 110   | 50   | 284   |
| 計   | 1,275 | 1,240 | 630  | 3,145 |

| 区分  | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 資源ごみ  |
|-----|------|------|-------|
| 三重町 | 36.8 | 36.8 | 99.5  |
| 清川村 | 20.3 | 20.3 | 52.5  |
| 緒方町 | 34.8 | 34.2 | 57.6  |
| 朝地町 | 25.9 | 25.4 | 40.9  |
| 大野町 | 48.2 | 48.2 | 49.0  |
| 千歳村 | 37.0 | 60.3 | 112.7 |
| 犬飼町 | 37.5 | 42.3 | 93.0  |
| 平均  | 34.4 | 38.2 | 72.2  |

3, ごみ処理

所在地 大野郡三重町大字上田原1936番地

施設名 大野広域連合清掃センター

施設規模 焼却施設 50t/16H

不燃・資源化施設 22t/5H

処理フロー

可燃物 焼却処理

不燃物 破碎+選別+圧縮 資源物資源化

粗大 破碎+選別 可燃物 焼却

不燃資源物 圧縮資源化

資源ごみ 直資源化

最終処分 処分委託 処分量 別紙 3

委託先 大分県南海部郡直川村大字仁田原1426番地

異業種 エコタウン事業協同組合

施設規模 埋立面積 3483.6平方メートル

埋立容量 20,000立方メートル

処分方法 管理型最終処分場埋立処分

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第40号

大野郡5町2村合併協議会

## 年度別ごみ処理推移

(大野広域連合清掃センター)

(単位：t)

| 区分  | 年度  | 町 村   | 平成10年度   | 平成11年度   | 平成12年度   | 平成13年度   | 平成14年度   | 対平成10年度<br>増減率(%) | 対平成11年度<br>増減率(%) | 対平成12年度<br>増減率(%) | 対平成13年度<br>増減率(%) |
|-----|-----|-------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 可燃物 | 収集  | 三重町   | 2,358.66 | 2,509.76 | 2,570.63 | 2,638.90 | 2,660.87 | 12.81             | 6.02              | 3.51              | 0.83              |
|     |     | 清川村   | 195.86   | 223.25   | 261.15   | 314.84   | 330.54   | 68.76             | 48.06             | 26.57             | 4.99              |
|     |     | 緒方町   | 455.58   | 567.29   | 621.70   | 622.67   | 630.06   | 38.30             | 11.06             | 1.34              | 1.19              |
|     |     | 朝地町   | 165.76   | 229.12   | 253.39   | 300.46   | 327.77   | 97.74             | 43.06             | 29.35             | 9.09              |
|     |     | 大野町   | 319.04   | 354.16   | 390.99   | 416.29   | 431.40   | 35.22             | 21.81             | 10.34             | 3.63              |
|     |     | 千歳村   | 184.00   | 199.75   | 215.40   | 228.43   | 223.61   | 21.53             | 11.94             | 3.81              | 2.11              |
|     |     | 犬飼町   | 525.42   | 548.74   | 577.89   | 597.37   | 602.43   | 14.66             | 9.78              | 4.25              | 0.85              |
|     |     | 計     | 4,204.32 | 4,632.07 | 4,891.15 | 5,118.96 | 5,206.68 | 23.84             | 12.41             | 6.45              | 1.71              |
|     | 直搬入 | 三重町   | 2,270.47 | 2,814.07 | 3,131.42 | 3,072.83 | 3,452.74 | 52.07             | 22.70             | 10.26             | 12.36             |
|     |     | 清川村   | 36.06    | 33.26    | 32.30    | 39.06    | 37.41    | 3.74              | 12.48             | 15.82             | 4.22              |
|     |     | 緒方町   | 30.78    | 80.42    | 100.31   | 173.03   | 112.03   | 263.97            | 39.31             | 11.68             | 35.25             |
|     |     | 朝地町   | 71.22    | 78.19    | 84.40    | 65.48    | 90.44    | 26.99             | 15.67             | 7.16              | 38.12             |
|     |     | 大野町   | 108.77   | 174.56   | 204.21   | 207.68   | 165.80   | 52.43             | 5.02              | 18.81             | 20.17             |
|     |     | 千歳村   | 35.53    | 64.01    | 61.27    | 167.04   | 85.25    | 139.94            | 33.18             | 39.14             | 48.96             |
|     |     | 犬飼町   | 45.13    | 64.60    | 88.40    | 102.90   | 135.62   | 200.51            | 109.94            | 53.42             | 31.80             |
|     |     | 計     | 2,597.96 | 3,309.11 | 3,702.31 | 3,828.02 | 4,079.29 | 57.02             | 23.27             | 10.18             | 6.56              |
|     |     | 可燃物合計 | 6,802.28 | 7,941.18 | 8,593.46 | 8,946.98 | 9,285.97 | 36.51             | 16.93             | 8.06              | 3.79              |
| 不燃物 | 収集  | 三重町   | 40.23    | 80.30    | 66.45    | 64.51    | 62.03    | 54.19             | 22.75             | 6.65              | 3.84              |
|     |     | 清川村   | 6.05     | 9.41     | 8.75     | 8.41     | 7.62     | 25.95             | 19.02             | 12.91             | 9.39              |
|     |     | 緒方町   | 30.13    | 28.07    | 29.14    | 26.79    | 25.31    | 16.00             | 9.83              | 13.14             | 5.52              |
|     |     | 朝地町   | 9.47     | 13.29    | 11.45    | 12.03    | 12.49    | 31.89             | 6.02              | 9.08              | 3.82              |
|     |     | 大野町   | 13.37    | 23.50    | 20.21    | 17.89    | 16.09    | 20.34             | 31.53             | 20.39             | 10.06             |
|     |     | 千歳村   | 5.42     | 6.11     | 5.29     | 5.09     | 4.39     | 19.00             | 28.15             | 17.01             | 13.75             |
|     |     | 犬飼町   | 14.07    | 20.69    | 20.25    | 19.53    | 19.76    | 40.44             | 4.49              | 2.42              | 1.18              |
|     |     | 計     | 118.74   | 181.37   | 161.54   | 154.25   | 147.69   | 24.38             | 18.57             | 8.57              | 4.25              |
|     | 直搬入 | 三重町   | 412.39   | 402.74   | 325.95   | 219.03   | 129.49   | 68.60             | 67.85             | 60.27             | 40.88             |
|     |     | 清川村   | 26.26    | 11.41    | 9.44     | 10.05    | 6.46     | 75.40             | 43.38             | 31.57             | 35.72             |
|     |     | 緒方町   | 8.54     | 32.66    | 28.46    | 27.24    | 14.99    | 75.53             | 54.10             | 47.33             | 44.97             |
|     |     | 朝地町   | 13.69    | 12.30    | 12.83    | 9.81     | 3.57     | 73.92             | 70.98             | 72.17             | 63.61             |
|     |     | 大野町   | 10.65    | 16.88    | 21.60    | 22.47    | 12.71    | 19.34             | 24.70             | 41.16             | 43.44             |
|     |     | 千歳村   | 20.32    | 29.32    | 26.51    | 19.90    | 16.85    | 17.08             | 42.53             | 36.44             | 15.33             |
|     |     | 犬飼町   | 26.38    | 27.76    | 24.47    | 20.86    | 9.85     | 62.66             | 64.52             | 59.75             | 52.78             |
|     |     | 計     | 518.23   | 533.07   | 449.26   | 329.36   | 193.92   | 62.58             | 63.62             | 56.84             | 41.12             |
|     |     | 不燃物合計 | 636.97   | 714.44   | 610.80   | 483.61   | 341.61   | 46.37             | 52.18             | 44.07             | 29.36             |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第40号

大野郡5町2村合併協議会

## 年度別ごみ処理推移

(大野広域連合清掃センター)

(単位: t)

| 区分            | 年度               | 町 村      | 平成10年度   | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 対平成10年度<br>増減率(%) | 対平成11年度<br>増減率(%) | 対平成12年度<br>増減率(%) | 対平成13年度<br>増減率(%) |  |
|---------------|------------------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|
|               |                  |          |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
| 缶<br>・<br>瓶   | 収<br>集           | 三重町      | 582.52   | 231.43 | 242.83 | 258.20 | 261.17 | 55.17             | 12.85             | 7.55              | 1.15              |  |
|               |                  | 清川村      | 82.07    | 36.31  | 43.20  | 43.30  | 50.32  | 38.69             | 38.58             | 16.48             | 16.21             |  |
|               |                  | 緒方町      | 225.98   | 100.00 | 111.39 | 104.33 | 110.16 | 51.25             | 10.16             | 1.10              | 5.59              |  |
|               |                  | 朝地町      | 119.36   | 53.09  | 61.57  | 66.41  | 68.75  | 42.40             | 29.50             | 11.66             | 3.52              |  |
|               |                  | 大野町      | 166.48   | 83.88  | 94.60  | 107.39 | 101.22 | 39.20             | 20.68             | 7.00              | 5.74              |  |
|               |                  | 千歳村      | 64.59    | 28.93  | 27.78  | 32.22  | 31.61  | 51.06             | 9.26              | 13.79             | 1.89              |  |
|               |                  | 犬飼町      | 159.25   | 68.60  | 76.51  | 78.68  | 77.85  | 51.11             | 13.48             | 1.75              | 1.05              |  |
|               |                  | 計        | 1,400.25 | 602.24 | 657.88 | 690.53 | 701.08 | 49.93             | 16.41             | 6.57              | 1.53              |  |
|               | 直<br>接<br>搬<br>入 | 三重町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 清川村      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 緒方町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 朝地町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 大野町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 千歳村      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 犬飼町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
| 計             | 0.00             | 0.00     | 0.00     | 0.00   | 0.00   |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
| 缶・瓶合計         |                  | 1,400.25 | 602.24   | 657.88 | 690.53 | 701.08 | 49.93  | 16.41             | 6.57              | 1.53              |                   |  |
| 古紙<br>・<br>古布 | 収<br>集           | 三重町      |          | 355.01 | 366.54 | 385.69 | 92.37  |                   | 73.98             | 74.80             | 76.05             |  |
|               |                  | 清川村      |          | 55.54  | 54.58  | 63.69  | 0.00   |                   | 100.00            | 100.00            | 100.00            |  |
|               |                  | 緒方町      |          | 147.28 | 151.64 | 163.94 | 0.00   |                   | 100.00            | 100.00            | 100.00            |  |
|               |                  | 朝地町      |          | 73.63  | 82.09  | 84.65  | 0.00   |                   | 100.00            | 100.00            | 100.00            |  |
|               |                  | 大野町      |          | 101.38 | 113.05 | 112.60 | 0.00   |                   | 100.00            | 100.00            | 100.00            |  |
|               |                  | 千歳村      |          | 38.69  | 40.04  | 38.25  | 0.00   |                   | 100.00            | 100.00            | 100.00            |  |
|               |                  | 犬飼町      |          | 91.48  | 101.03 | 110.35 | 0.00   |                   | 100.00            | 100.00            | 100.00            |  |
|               |                  | 計        | 0.00     | 863.01 | 908.97 | 959.17 | 92.37  |                   | 89.30             | 89.84             | 90.37             |  |
|               | 直<br>接<br>搬<br>入 | 三重町      |          | 0.10   |        |        |        |                   |                   | 100.00            |                   |  |
|               |                  | 清川村      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 緒方町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 朝地町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 大野町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 千歳村      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
|               |                  | 犬飼町      |          |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |  |
| 計             | 0.00             | 0.10     | 0.00     | 0.00   | 0.00   |        |        | 100.00            |                   |                   |                   |  |
| 古紙・古布合計       |                  | 0.00     | 863.11   | 908.97 | 959.17 | 92.37  |        | 89.30             | 89.84             | 90.37             |                   |  |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第40号

大野郡5町2村合併協議会

## 年度別ごみ処理推移

(大野広域連合清掃センター)

(単位：t)

| 区分     | 年度   |        | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 対平成10年度<br>増減率(%) | 対平成11年度<br>増減率(%) | 対平成12年度<br>増減率(%) | 対平成13年度<br>増減率(%) |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|        | 町    | 村      |        |        |        |        |        |                   |                   |                   |                   |
| 粗大ごみ   | 集    | 三重町    | 5.38   | 5.92   | 10.73  | 2.56   | 5.07   | 5.76              | 14.36             | 52.75             | 98.05             |
|        |      | 清川村    | 1.50   | 2.60   | 1.00   | 0.92   | 1.12   | 25.33             | 56.92             | 12.00             | 21.74             |
|        |      | 緒方町    | 6.97   | 9.69   | 6.39   | 1.82   | 1.91   | 72.60             | 80.29             | 70.11             | 4.95              |
|        |      | 朝地町    | 3.75   | 4.18   | 5.27   | 2.28   | 2.15   | 42.67             | 48.56             | 59.20             | 5.70              |
|        |      | 大野町    | 3.75   | 3.25   | 4.78   | 0.63   | 0.89   | 76.27             | 72.62             | 81.38             | 41.27             |
|        |      | 千歳村    | 0.35   | 2.06   | 1.28   | 0.39   | 0.25   | 28.57             | 87.86             | 80.47             | 35.90             |
|        |      | 犬飼町    | 0.93   | 3.46   | 4.34   | 1.34   | 1.38   | 48.39             | 60.12             | 68.20             | 2.99              |
|        |      | 計      | 22.63  | 31.16  | 33.79  | 9.94   | 12.77  | 43.57             | 59.02             | 62.21             | 28.47             |
|        | 直接搬入 | 三重町    | 140.92 | 176.11 | 285.19 | 140.50 | 283.02 | 100.84            | 60.71             | 0.76              | 101.44            |
|        |      | 清川村    | 6.59   | 19.33  | 35.28  | 12.46  | 22.20  | 236.87            | 14.85             | 37.07             | 78.17             |
|        |      | 緒方町    | 26.14  | 67.15  | 87.40  | 35.88  | 68.01  | 160.18            | 1.28              | 22.19             | 89.55             |
|        |      | 朝地町    | 11.32  | 14.61  | 26.94  | 11.38  | 20.31  | 79.42             | 39.01             | 24.61             | 78.47             |
|        |      | 大野町    | 19.75  | 26.02  | 65.65  | 29.11  | 46.10  | 133.42            | 77.17             | 29.78             | 58.36             |
|        |      | 千歳村    | 17.48  | 21.14  | 47.37  | 14.57  | 37.83  | 116.42            | 78.95             | 20.14             | 159.64            |
| 犬飼町    |      | 24.84  | 31.02  | 61.86  | 28.57  | 36.85  | 48.35  | 18.79             | 40.43             | 28.98             |                   |
| 計      |      | 247.04 | 355.38 | 609.69 | 272.47 | 514.32 | 108.19 | 44.72             | 15.64             | 88.76             |                   |
| 粗大ごみ合計 |      |        | 269.67 | 386.54 | 643.48 | 282.41 | 527.09 | 95.46             | 36.36             | 18.09             | 86.64             |

## 平成13年度家電リサイクル再商品化廃棄物搬入状況

(大野広域連合)

(単位：個)

| 区分   | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | 合計  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| テレビ  | 39  | 3   | 31  | 5   | 15  | 9   | 24  | 126 |
| 冷蔵庫  | 38  | 5   | 17  | 2   | 8   | 5   | 16  | 91  |
| 洗濯機  | 22  | 3   | 9   | 2   | 10  | 4   | 10  | 60  |
| エアコン | 4   | 0   | 2   | 0   | 2   | 0   | 5   | 13  |

## 平成14年度家電リサイクル再商品化廃棄物搬入状況

(大野広域連合)

(単位：個)

| 区分   | 三重町 | 清川村 | 緒方町 | 朝地町 | 大野町 | 千歳村 | 犬飼町 | 合計  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| テレビ  | 112 | 8   | 22  | 21  | 27  | 12  | 30  | 232 |
| 冷蔵庫  | 52  | 12  | 24  | 12  | 16  | 2   | 9   | 127 |
| 洗濯機  | 60  | 6   | 20  | 10  | 14  | 5   | 15  | 130 |
| エアコン | 10  | 2   | 0   | 3   | 1   | 1   | 4   | 21  |

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第49号

大野郡5町2村合併協議会

|       |                     |     |                    |
|-------|---------------------|-----|--------------------|
| 大項目   | 49. 社会福祉協議会の取扱いについて | 中項目 | 社会福祉協議会の取扱いについて(1) |
| 協議の結果 |                     |     |                    |

| 小項目  | 大野郡5町2村の現況   |   |   |   |  |   |   | 調整の具体的内容   |
|--|--|---|---|---|--|---|---|--|
|  | 三重町  | 清川村   | 緒方町   | 朝地町   | 大野町  | 千歳村   | 犬飼町                                     |  |
| 社協の概況(平成15年3月31日現在)  |  |   |   |   |  |   |   | 【 専門部会・幹事会案 】<br>社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時に統合に向けて調整に努める。 |
| 1 事務所の位置等<br>住所<br>所有者   | 三重町大字市場870番地の1<br>三重町  | 清川村大字砂田1844番地<br>清川村  | 緒方町大字馬場712番地<br>緒方町   | 朝地町大字坪泉557-1<br>朝地町   | 大野町大字田中700-2<br>大野町  | 千歳村大字新殿314-1<br>千歳村   | 犬飼町大字田原1513番地の1<br>犬飼町                  |  |
| 2 諸規定  | 定款で規定する  | 左記に同じ   | 左記に同じ   | 左記に同じ   | 左記に同じ  | 左記に同じ   | 左記に同じ                                   |  |
| 3 役員等<br>(1)理事<br>定数(名)<br>任期<br>選出区分<br>(2)監事<br>定数(名)<br>任期<br>選出区分<br>(3)評議員<br>定数(名)<br>任期<br>選出区分 | 8<br>H15.4.1~H17.3.31<br>住民組織代表、福祉施設代表、民生委員、ボランティア、福祉団体、行政、学識者 | 8<br>H15.4.12~H17.4.11<br>住民組織代表、民協、団体、施設代表、行政、議会           | 7<br>H15.4.1~H17.3.31<br>行政、各種団体の長、学識者  | 11<br>H14.4.1~H16.3.31<br>身障、遺族、老人クラブ、町議長、民協会長、自治会長、婦人会                           | 10<br>H15.4.1~H17.3.31<br>助役、自治会長、民協、町議、老人クラブ、母子会、身障協、識見者、ボランティア | 9<br>H14.8.19~H16.8.18<br>行政、議会、民児協、区長会、老人クラブ、福祉団体、婦人会、福祉施設 | 10<br>H14.2.19~H16.2.18<br>町長、助役、各種団体の長 |  |
| 4 職員数(名)<br>(1)事務局長<br>(2)福祉活動専門員<br>(3)その他  | 1<br>2   | 1<br>1<br>29  | 1<br>1<br>41  | 1<br>1<br>31  | 1<br>1<br>9  | 1<br>1<br>24  | 1<br>1<br>31                            |  |
| 5 各種事業   | 別紙資料   | 左記に同じ   | 左記に同じ   | 左記に同じ   | 左記に同じ  | 左記に同じ   | 左記に同じ                                   |  |
| 6 団体事務の状況<br>(社協内に事務局を置いているもの)   | 老人クラブ<br>共同募金<br>民児協<br>ボランティア連絡協議会                            | 老人クラブ<br>共同募金<br>民児協<br>日赤<br>ボランティア連絡協議会                   | 老人クラブ<br>共同募金<br>民児協<br>ボランティア連絡協議会   | 老人クラブ<br>共同募金<br>民児協<br>日赤<br>ボランティア連絡協議会<br>身障連合会                                | 共同募金<br>日赤<br>独居老人の会<br>ボランティア連絡協議会<br>母子寡婦連合会                   | 老人クラブ<br>共同募金<br>日赤<br>軍恩連<br>遺族会<br>民児協<br>ボランティアグループ      | 共同募金<br>ボランティア連絡協議会                     |  |
| 7 財政等(円)<br>(1)平成14年度事業活動収支計算書<br>歳入<br>歳出<br>活動収支差額<br>(2)基金<br>基金の名称<br>積立金額<br>基金の名称<br>積立金額        | 27,421,629<br>27,050,450<br>371,179<br>福祉基金<br>15,135,416      | 110,822,948<br>107,765,133<br>3,057,815<br>積立金<br>7,080,000 | 238,945,982<br>225,384,726<br>13,561,256<br>基本財産<br>1,000,000<br>福祉基金<br>15,000,000 | 180,107,000<br>170,333,000<br>9,774,000<br>基本財産<br>3,000,000<br>積立金<br>12,000,255 | 26,903,082<br>24,425,378<br>2,477,704<br>基本財産特定預金<br>1,000,000   | 84,252,299<br>76,782,853<br>7,469,446                       | 186,928,518<br>183,856,423<br>3,072,095 |  |
| 8 会費等(円)<br>(1)住民会費(1世帯)<br>(2)賛助会費(1口)<br>(3)特別会費(1口)   | 1,000<br>10,000<br>2,000                                       | 1,000<br>2,000<br>10,000                                    | 600<br>2,000<br>2,000   | 500<br>1,000  | 1,000<br>10,000<br>3,000   | 1,000<br>5,000<br>10,000                                    | 500<br>2,000以上                          |  |
| 9 各種募金   | 共同募金<br>歳末助け合い<br>歳末助け合い特別募金                                   | 共同募金<br>日赤社資  | 共同募金<br>歳末助け合い  | 共同募金<br>歳末助け合い<br>日赤社資  | 共同募金<br>歳末助け合い<br>日赤社資   | 共同募金<br>歳末助け合い  | 共同募金<br>歳末助け合い                          |  |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第49号

大野郡5町2村合併協議会

平成14年度決算 社協事業～町村からの補助・委託事業の明細  
【補助事業】

(単位：円)

|         | 三重町        | 清川村        | 緒方町        | 朝地町        | 大野町         | 千歳村        | 犬飼町        |
|---------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| 町村補助金収入 | 9,596,000  | 10,594,000 | 10,000,000 | 11,737,110 | 9,626,000   | 12,251,737 | 11,483,279 |
|         | 人件費・運営費    | 人件費・運営費    | 人件費・運営費    | 人件費        | 人件費、センター管理費 | 人件費、運営費    | 人件費        |
|         |            | 150,000    | 384,405    | 精神障害ヘルプ    |             | 17,640     | 精神障害ヘルプ    |
|         |            | 167,000    | 心配ごと相談     |            | 139,000     | 心配ごと事業補助金  |            |
|         |            | 148,000    | ヘルパー養成研修   |            |             |            |            |
|         | 500,000    | 歳末補助       |            |            |             |            |            |
|         | 40,000     | 行路人補助      |            |            |             |            |            |
| 合計      | 10,136,000 | 11,059,000 | 10,384,405 | 11,737,110 | 9,765,000   | 12,269,377 | 11,483,279 |

【委託事業】

(単位：円)

|                 | 三重町       | 清川村        | 緒方町        | 朝地町        | 大野町       | 千歳村        | 犬飼町        |
|-----------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 家族介護者教室         |           | 39,000     | 84,000     | 312,000    |           |            |            |
| いきいきサロン         |           |            | 825,000    |            |           |            |            |
| 家族介護者交流会        | 500,000   |            | 484,000    |            |           |            |            |
| 心配ごと相談事業        | 306,000   |            | 126,000    | 139,000    |           | 139,000    | 140,000    |
| 生きがい活動通所支援      | 1,035,000 | 4,791,500  | 1,314,900  | 13,160,000 | 6,317,070 | 1,257,000  | 140,000    |
|                 | 200,000   | 陶芸教室       | 4,635,900  | 悠々         | やすらぎ      | 送迎加算含      | デイサービス     |
|                 |           |            | 105,300    | 長湯         | 4,072,000 | 憩の村        | 1,575,000  |
|                 |           |            | 81,900     | やまびこ       |           |            | 地域公民館      |
| 外出支援サービス        |           |            |            | 2,200,000  | 27,000    |            |            |
| 通所介護サービス        |           | 2,000,000  | みつば苑       |            |           |            | 26,714,383 |
|                 |           | 4,000,000  | やすらぎ       |            |           |            |            |
| 児童館事業           |           |            |            | 7,500,000  |           |            |            |
| 訪問入浴介護          |           |            |            |            |           |            | 4,855,386  |
| 訪問介護サービス        |           |            |            |            |           |            | 14,072,089 |
| 高齢者生活福祉センター     |           | 7,554,000  |            | 8,000,000  |           | 5,393,000  | 10,201,747 |
| 配食サービス事業        |           | 1,467,000  | 3,519,275  | 1,400,000  | 316,800   | 528,300    |            |
| 軽度生活援助事業        |           |            | 61,965     | 720,000    | 66,240    |            |            |
| 生活管理員派遣事業       |           | 399,600    |            |            | 66,885    | 71,910     |            |
| 身障訪問入浴          |           |            |            |            |           |            | 932,152    |
| 身障ヘルプ           |           |            | 602,140    |            |           | 131,070    | 454,440    |
| 知的ヘルプ           |           |            | 807,550    | 1,144,560  |           |            |            |
| 難病ヘルプ           |           |            | 92,610     |            |           |            |            |
| 介護支援センター        |           | 7,118,000  | 基幹型        | 8,724,000  | 基幹型       |            |            |
|                 |           | 4,320,000  | 地域型        | 4,524,000  | 地域型       | 5,885,420  | 地域型        |
| 地域ふれあいウィークサービス  |           |            |            |            |           |            | 6,678,361  |
| ふれあい家事援助サービス    |           |            |            |            |           |            | 314,026    |
| 在宅介護支援センター派遣事業  |           |            |            |            |           |            | 7,488,086  |
| ケアプランセンター職員費負担金 |           |            |            |            |           |            | 3,938,452  |
| 訪問調査受託料         |           |            |            |            |           |            | 849,000    |
| 老人軽作業所管理運営受託金   |           |            |            |            |           |            | 30,000     |
| 老人憩の家管理、委託料     | 1,000,000 |            |            |            |           |            |            |
| 一日お父さん行事        | 200,000   |            |            |            |           |            |            |
| 小規模通所授産調査事業)    |           |            | 1,000,000  |            |           |            |            |
| (介護保険会計)        |           |            |            |            |           |            |            |
| 要介護認定訪問調査事業     |           | 440,000    | 710,000    | 973,000    |           | 590,000    |            |
| 住宅改修事務手数料       |           |            | 16,000     |            | 20,000    | 108,000    |            |
| (国保会計)          |           |            |            |            |           |            |            |
| ネットワーク活動        |           |            | 481,000    |            |           |            |            |
| 合計              | 3,241,000 | 32,129,100 | 14,947,540 | 52,868,560 | 6,813,995 | 15,678,700 | 76,668,122 |

## 根拠法令

## 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を越えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

## （解散事由）

第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によって解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
  - 二 定款に定める解散事由の発生
  - 三 目的たる事業の成功の不能
  - 四 合併
  - 五 破産
  - 六 所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の許可又は認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 4 第三十一条第四項の規定は、第二項の規定による認可又は認定の申請に準用する。

## （残余財産の帰属）

第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

## （合併）

第四十八条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

## （合併手続）

- 第四十九条 社会福祉法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。
- 2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に、第三十二条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

第五十条 社会福祉法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 社会福祉法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十一条 債権者が、前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十二条 合併により社会福祉法人を設立する場合には、定款の作成その他社会福祉法人の設立に関する事務は、各社会福祉法人において選任した者が共同して行わなければならない。

## （合併の効果）

第五十三条 合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立した社会福祉法人は、合併によって消滅した社会福祉法人の一切の権利義務（当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

## （合併の時期）

第五十四条 社会福祉法人の合併は、合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

|       |               |     |         |
|-------|---------------|-----|---------|
| 大項目   | 46.学校教育事業の取扱い | 中項目 | 3.教育の推進 |
| 協議の結果 |               |     |         |

| 小項目             | 大野郡5町2村の現況   |   |  |   |  |   |   | 調整の具体的内容   |
|-----------------|--|---|--|---|--|---|---|--|
|                 | 三重町  | 清川村   | 緒方町  | 朝地町   | 大野町  | 千歳村   | 犬飼町   |  |
| 通学区域<br>(小・中学校) | <p>【菅尾小学校】<br/>大字菅生、大字井迫、大字浅瀬、大字宮野</p> <p>【百枝小学校】<br/>大字川辺、大字百枝、大字上田原、大字西泉、大字向野</p> <p>【三重第一小学校】<br/>大字市場、大字秋葉、大字内山、大字内田(舟戸、島田、横田、河津留、西平を除く)<br/>大字赤嶺(穴井前、榎平、新久保、塚田、下田、榎久保、西方下、大光寺、松久保を含む)<br/>大字玉田(下市原、扇平、上市原、中ノ原の一部)</p> <p>【三重東小学校】<br/>大字西畑、大字小坂、大字芦刈、大字菅生(大屋原の一部)<br/>大字内田(舟戸、島田、横田、河津留、西平を含む)<br/>大字赤嶺(穴井前、榎平、新久保、塚田、下田、榎久保、西方下、大光寺、松久保を除く)<br/>大字松尾(楠木、塚田、馬場、和下、中島、岩下、風呂ノ上、内平、コヤソノを除く)</p> <p>【三重南小学校】<br/>大字鷺谷、大字山部、大字松尾(楠木、塚田、馬場、和下、中島、岩下、風呂ノ上、内平、コヤソノを含む)</p> <p>[次ページに続く]</p> | <p>【東小学校】<br/>大字大白谷(近郷)、大字伏野、大字宇田枝(十矢、高城)三重町委託区域</p> <p>【西小学校】<br/>大字大白谷(中山)、大字宇田枝(宮迫、津留、宇田枝)<br/>大字左右知、大字平石、大字六種</p> <p>【北小学校】<br/>大字三五、大字天神、大字砂田、大字雨堤、大字白尾、大字宇田枝(井崎)</p> <p>平成16年4月より現北小学校に3校統合する。通学区域は、全村対象となる。</p> <p>【清川中学校】<br/>村内全域</p> <p>《清川寮対象》<br/>大字大白谷、大字左右知(轟)、大字平石(尾首、長小野)</p> | <p>【長谷川小学校】<br/>大字尾平鉾山、大字上畑、大字滞迫、大字小原、大字栗生</p> <p>【上緒方小学校】<br/>大字上冬原、大字冬原、大字徳田、開拓、大字木野、大字中野、大字下徳田、大字大石、大字柚木、大字上年野</p> <p>【小富士小学校】<br/>大字小宛、大字寺原、大字草深野、大字辻</p> <p>【緒方小学校】<br/>大字軸丸、大字上自在、大字下自在、大字志賀、大字馬場、大字井上、大字野尻、大字越生、大字夏足、大字原尻、大字久土知、大字鮎川、大字知田、大字大化、大字天神、大字馬背畑、大字平石、大字大化字上犬塚</p> <p>【緒方中学校】<br/>長谷川小学校区、上緒方小学校区、緒方小学校区、小富士小学校区</p> | <p>【朝地小学校】<br/>町内全区域</p> <p>【朝地中学校】<br/>町内全区域</p> | <p>【中部小学校】<br/>大字田中、大字田代、大字藤北、大字宮迫、大字片島(字相ヶ迫を除く)、大字中原(駒鹿支部及び字鼓田、字松ノ木原、字温頭、字谷、字長迫、字松山の辻)、大字屋原(字王の原)、大字中土師、大字安藤、大字沢田</p> <p>【東部小学校】<br/>大字十時、大字杉園、大字後田、大字代三五、大字長畑、大字片島(字相ヶ迫)</p> <p>【西部小学校】<br/>大字桑原、大字北園、大字大原、大字酒井寺、大字屋原(字王の原を除く)、大字郡山(字沢迫)</p> <p>【南部小学校】<br/>大字両家、大字夏足、大字矢田、大字小倉木、大字郡山(字沢迫を除く)、大字中原(駒鹿支部及び字鼓田、字松ノ木原、字温頭、字谷、字長迫、字松山の辻を除く)</p> <p>【北部小学校】<br/>休校</p> <p>【大野中学校】<br/>町内全区域</p> | <p>【千歳小学校】<br/>村内全区域</p> <p>【千歳中学校】<br/>村内全区域</p> | <p>【犬飼小学校】<br/>上重、石井、液無瀬、原、津留、上津尾、下野、真萱、内河、下の原、阿原、宇津尾木、小福手、上サ町、新道、上ワ町、三部、本町、一部、二部、西の田、堀川、天神町、荻原、久原上、久原住宅、久原下、細口、松田、上津尾住宅、舞田台</p> <p>【犬飼小学校通山分校】<br/>長谷、上山奥、下山奥、高松、戸上</p> <p>【長谷小学校】<br/>長畑、山内、栗ヶ畑、黒松西、黒松東、山田、柴北上、葛川、柴北下、高津原、畑ヶ川</p> <p>【犬飼中学校】<br/>犬飼町全域</p> <p>《参考》<br/>【長谷幼稚園】<br/>長畑、山内、栗ヶ畑、黒松西、黒松東、山田、柴北上、葛川、柴北下、高津原、畑ヶ川</p> <p>【通山幼稚園】<br/>長谷、上山奥、下山奥、高松、戸上、荻原</p> | <p>【専門部会案・幹事会案】<br/>当分の間現行どおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。</p> |



大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

|       |               |     |         |
|-------|---------------|-----|---------|
| 大項目   | 46.学校教育事業の取扱い | 中項目 | 3.教育の推進 |
| 協議の結果 |               |     |         |

| 小項目                     | 大野郡5町2村の現況  |                    |                             |                      |                            |     | 調整の具体的内容  |
|-------------------------|---|--------------------|-----------------------------|----------------------|----------------------------|-----|---|
|                         | 三重町   | 清川村                | 緒方町                         | 朝地町                  | 大野町                        | 千歳村 |   |
| 通学区域<br>(小・中学校)<br>(続き) | <p>【新田小学校】<br/>大字久田、大字本城、<br/>大字玉田(下市原、<br/>上市原、中ノ原、<br/>扇平の一部を除く)<br/>大字小田(白石、ソエダ、<br/>トヤ、神ノ下、コタテ、<br/>奥畑、柿ヶ畑、柿津留、<br/>甲斐倉、樋口、太田前、<br/>栗ノ木津留、立石、<br/>増氏、イガイガ、<br/>福土、瀬ノ口を除く)<br/>大字大白谷<br/>大字中津留(宮ノ尾、<br/>尾平、中鹿毛、山下、<br/>黒瀬、福河内、太田、<br/>野平、申場見、広野、<br/>熊ヶ谷、吉原大藪を除く)</p> <p>【清川東小学校委託地域<br/>(旧白山小学校)】<br/>大字伏野、大字奥畑、<br/>大字小田(白石、ソエダ、<br/>トヤ、神ノ下、コタテ、<br/>奥畑、柿ヶ畑、柿津留、<br/>甲斐倉、樋口、太田前、<br/>栗ノ木津留、立石、<br/>増氏、イガイガ、<br/>福土、瀬ノ口を含む)<br/>大字中津留(宮ノ尾、<br/>尾平、中鹿毛、山下、<br/>黒瀬、福河内、太田、<br/>野平、申場見、広野、<br/>熊ヶ谷、吉原大藪を含<br/>む)</p> <p>【三重中学校】<br/>町内全域</p> |                    |                             |                      |                            |     |   |
| 関係法令等                   | 三重町立学校通学区域<br>設定規則  | 清川村立学校通学区域<br>設置規則 | 緒方町立小中学校児童及び<br>生徒の入学に関する規則 | 就学すべき学校の指定に<br>関する規則 | 大野町立小中学校児童・生<br>徒の入学に関する規則 |     | 犬飼町立小学校並びに中<br>学校通学区域設定規則<br>犬飼町立幼稚園の通園区<br>域設定規則 |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

【小学校児童数の推移】 (文部科学省基準:単独学級:1学年を含む編成は8人以下・2の学年編成は16人以下が複式となる。)  
(大分県基準:1学年は複式にならない、2の学年編成は14人以下が複式となる。2年生を含む飛複式は解消する。地域事情がある場合は、別途指示する。)

平成15年4月1日現在

【三重町】(小学校数:5校)

| 年度 |       | 1年   | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  | 計     |    |
|----|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 7   | 6   | 7   | 8   | 6   | 7     | 41 |
|    |       | 大分県  | 7   | 6   | 7   | 8   | 6   | 7     | 41 |
|    |       | 実学級数 | 7   | 6   | 7   | 8   | 6   | 11    | 45 |
|    | 児童数   | 181  | 150 | 185 | 175 | 160 | 166 | 1,017 |    |
|    | 区域外通学 | 1    | 0   | 2   | 0   | 3   | 0   | 6     |    |
| 16 | 学級数   | 文科省  | 7   | 7   | 6   | 7   | 8   | 6     | 41 |
|    |       | 大分県  | 7   | 7   | 6   | 7   | 8   | 6     | 41 |
|    | 児童数   | 148  | 181 | 150 | 185 | 175 | 160 | 999   |    |
| 17 | 学級数   | 文科省  | 7   | 7   | 7   | 6   | 7   | 8     | 42 |
|    |       | 大分県  | 7   | 7   | 7   | 6   | 7   | 8     | 42 |
|    | 児童数   | 170  | 148 | 181 | 150 | 185 | 175 | 1,009 |    |
| 18 | 学級数   | 文科省  | 7   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7     | 41 |
|    |       | 大分県  | 7   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7     | 41 |
|    | 児童数   | 150  | 170 | 148 | 181 | 150 | 185 | 984   |    |
| 19 | 学級数   | 文科省  | 7   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7     | 41 |
|    |       | 大分県  | 7   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7     | 41 |
|    | 児童数   | 164  | 150 | 170 | 148 | 181 | 150 | 963   |    |
| 20 | 学級数   | 文科省  | 6   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7     | 41 |
|    |       | 大分県  | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7     | 42 |
|    | 児童数   | 150  | 164 | 150 | 170 | 148 | 181 | 963   |    |
| 21 | 学級数   | 文科省  | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7     | 42 |
|    |       | 大分県  | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7     | 42 |
|    | 児童数   | 158  | 150 | 164 | 150 | 170 | 148 | 940   |    |

【清川村】(小学校数:3校 平成16年度3校から1校へ統合予定)

| 年度 |       | 1年   | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   |    |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 1  | 3  | 1  | 3  | 1  | 3   | 12 |
|    |       | 大分県  | 3  | 1  | 3  | 1  | 3  | 3   | 14 |
|    |       | 実学級数 | 3  | 3  | 3  | 3  | 4  | 3   | 19 |
|    | 児童数   | 20   | 29 | 26 | 22 | 17 | 26 | 140 |    |
|    | 区域外通学 | 0    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   |    |
| 16 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    | 児童数   | 21   | 20 | 29 | 26 | 22 | 17 | 135 |    |
| 17 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    | 児童数   | 16   | 21 | 20 | 29 | 26 | 22 | 134 |    |
| 18 | 学級数   | 文科省  | 1  |    | 1  | 1  | 1  | 1   | 5  |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    | 児童数   | 18   | 16 | 21 | 20 | 29 | 26 | 130 |    |
| 19 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    | 児童数   | 26   | 18 | 16 | 21 | 20 | 29 | 130 |    |
| 20 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    | 児童数   | 14   | 26 | 18 | 16 | 21 | 20 | 115 |    |
| 21 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6  |
|    | 児童数   | 20   | 14 | 26 | 18 | 16 | 21 | 115 |    |

【緒方町】(小学校数:3校 休校1校)

| 年度 |       | 1年   | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   |    |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 3  | 3  | 1  | 3  | 1  | 3   | 14 |
|    |       | 大分県  | 3  | 1  | 3  | 1  | 3  | 3   | 14 |
|    |       | 実学級数 | 3  | 3  | 3  | 3  | 4  | 4   | 20 |
|    | 児童数   | 34   | 54 | 47 | 47 | 47 | 43 | 272 |    |
|    | 区域外通学 | 0    | 0  | 1  | 0  | 2  | 2  | 5   |    |
| 16 | 学級数   | 文科省  | 3  | 3  | 1  | 3  | 1  | 3   | 14 |
|    |       | 大分県  | 4  | 1  | 3  | 1  | 3  | 3   | 15 |
|    | 児童数   | 51   | 34 | 54 | 47 | 47 | 47 | 280 |    |
| 17 | 学級数   | 文科省  | 2  | 4  | 1  | 3  | 1  | 3   | 14 |
|    |       | 大分県  | 3  | 2  | 3  | 1  | 3  | 3   | 15 |
|    | 児童数   | 40   | 51 | 34 | 54 | 47 | 47 | 273 |    |
| 18 | 学級数   | 文科省  | 1  | 3  | 2  | 3  | 1  | 3   | 13 |
|    |       | 大分県  | 3  | 1  | 4  | 1  | 3  | 3   | 15 |
|    | 児童数   | 39   | 40 | 51 | 34 | 54 | 47 | 265 |    |
| 19 | 学級数   | 文科省  | 1  | 3  | 1  | 4  | 1  | 3   | 13 |
|    |       | 大分県  | 3  | 1  | 3  | 2  | 3  | 3   | 15 |
|    | 児童数   | 31   | 39 | 40 | 51 | 34 | 54 | 249 |    |
| 20 | 学級数   | 文科省  | 1  | 3  | 1  | 3  | 2  | 3   | 13 |
|    |       | 大分県  | 3  | 1  | 3  | 1  | 4  | 3   | 15 |
|    | 児童数   | 34   | 31 | 39 | 40 | 51 | 34 | 229 |    |
| 21 | 学級数   | 文科省  | 1  | 3  | 1  | 3  | 1  | 4   | 13 |
|    |       | 大分県  | 3  | 1  | 3  | 1  | 3  | 4   | 15 |
|    | 児童数   | 20   | 34 | 31 | 39 | 40 | 51 | 215 |    |

【朝地町】(小学校数:1校)

| 年度 |       | 1年   | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   |   |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|-----|---|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 実学級数 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 24   | 17 | 25 | 29 | 19 | 20 | 134 |   |
|    | 区域外通学 |      |    |    |    |    |    | 0   |   |
| 16 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 18   | 24 | 17 | 25 | 29 | 19 | 132 |   |
| 17 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 24   | 18 | 24 | 17 | 25 | 29 | 137 |   |
| 18 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 24   | 24 | 18 | 24 | 17 | 25 | 132 |   |
| 19 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 19   | 24 | 24 | 18 | 24 | 17 | 126 |   |
| 20 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 19   | 19 | 24 | 24 | 18 | 24 | 128 |   |
| 21 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 17   | 19 | 19 | 24 | 24 | 18 | 121 |   |

【大野町】(小学校数:4校 休校1校)

| 年度 |       | 1年   | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   |    |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 4  | 4  | 2  | 4  | 1  | 4   | 19 |
|    |       | 大分県  | 4  | 3  | 4  | 3  | 4  | 4   | 22 |
|    |       | 実学級数 | 4  | 4  | 5  | 4  | 4  | 4   | 25 |
|    | 児童数   | 39   | 39 | 39 | 45 | 39 | 38 | 239 |    |
|    | 区域外通学 | 0    | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1   |    |
| 16 | 学級数   | 文科省  | 4  | 4  | 2  | 4  | 1  | 4   | 19 |
|    |       | 大分県  | 4  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4   | 22 |
|    | 児童数   | 28   | 39 | 39 | 39 | 45 | 39 | 229 |    |
| 17 | 学級数   | 文科省  | 3  | 4  | 1  | 4  | 2  | 4   | 18 |
|    |       | 大分県  | 4  | 2  | 4  | 3  | 4  | 4   | 21 |
|    | 児童数   | 28   | 28 | 39 | 39 | 39 | 45 | 218 |    |
| 18 | 学級数   | 文科省  | 2  | 4  | 1  | 4  | 2  | 4   | 17 |
|    |       | 大分県  | 4  | 1  | 4  | 2  | 4  | 4   | 19 |
|    | 児童数   | 24   | 28 | 28 | 39 | 39 | 39 | 197 |    |
| 19 | 学級数   | 文科省  | 2  | 4  | 1  | 4  | 1  | 4   | 16 |
|    |       | 大分県  | 4  | 1  | 4  | 2  | 4  | 4   | 19 |
|    | 児童数   | 33   | 24 | 28 | 28 | 39 | 39 | 191 |    |
| 20 | 学級数   | 文科省  | 3  | 4  | 1  | 4  | 1  | 4   | 17 |
|    |       | 大分県  | 4  | 1  | 4  | 1  | 4  | 4   | 18 |
|    | 児童数   | 24   | 33 | 24 | 28 | 28 | 39 | 176 |    |
| 21 | 学級数   | 文科省  | 1  | 4  | 1  | 4  | 1  | 4   | 15 |
|    |       | 大分県  | 4  | 1  | 4  | 1  | 4  | 4   | 18 |
|    | 児童数   | 23   | 24 | 33 | 24 | 28 | 28 | 160 |    |

【千歳村】(小学校数:1校)

| 年度 |       | 1年   | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   |   |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|-----|---|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 実学級数 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2   | 7 |
|    | 児童数   | 21   | 16 | 22 | 22 | 27 | 28 | 136 |   |
|    | 区域外通学 | 0    | 0  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1   |   |
| 16 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 20   | 21 | 16 | 22 | 22 | 27 | 128 |   |
| 17 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 17   | 20 | 21 | 16 | 22 | 22 | 118 |   |
| 18 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 15   | 17 | 20 | 21 | 16 | 22 | 111 |   |
| 19 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 12   | 15 | 17 | 20 | 21 | 16 | 101 |   |
| 20 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 16   | 12 | 15 | 17 | 20 | 21 | 101 |   |
| 21 | 学級数   | 文科省  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    |       | 大分県  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 6 |
|    | 児童数   | 15   | 16 | 12 | 15 | 17 | 20 | 95  |   |

【犬飼町】(小学校数:3校 分校含む)

| 年度 |       | 1年   | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計   |    |
|----|-------|------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 15 | 学級数   | 文科省  | 1  | 2  | 2  | 1  | 2  | 2   | 10 |
|    |       | 大分県  | 2  | 2  | 2  | 1  | 2  | 2   | 11 |
|    |       | 実学級数 | 2  | 4  | 2  | 2  | 2  | 2   | 14 |
|    | 児童数   | 32   | 37 | 34 | 32 | 39 | 26 | 200 |    |
|    | 区域外通学 | 0    | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1   |    |
| 16 | 学級数   | 文科省  |    |    |    |    |    |     |    |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

【中学校生徒数の推移】

(文部科学省基準:単独学級:1学年を含む編成は8人以下・2の学年編成は16人以下が複式となる。)

(大分県基準:1学年は複式にならない。2の学年編成は14人以下が複式となる。2年生を含む飛複式は解消する。地域事情がある場合は、別途指示する。中学校は複式編成はしない。)

平成15年4月1日現在

【三重町】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Miyasu Town from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【清川村】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Kiyokawa Village from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【緒方町】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Omatsumi Town from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【朝地町】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Asachi Town from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【大野町】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Ono Town from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【千歳村】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Sennsui Village from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【犬飼町】(中学校数:1校)

Table showing student numbers for Inukoi Town from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

【合計】(中学校数:7校)

Summary table showing total student numbers for all seven schools from 2004 to 2011. Columns include Year, Level (High School, High School Equivalent, Practical Level), and Student Count (1st, 2nd, 3rd, Total).

## 協議事項に係る参考資料

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

### 【参考法令】

#### 学校教育法施行令

(区域外就学等)

- 第9条 児童生徒等のうち盲者、聾者、精神薄弱者、肢体不自由者及び病弱者以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校又は中学校が他の市町村の設置するものであるときは当該市町村の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

### 《留意事項》

通学区域については、合併後、旧市域に設定されていた通学区域を新市町村全体で検討した際に不合理が生じる場合があるため、新たな通学区域に再編するのが、適当である。なお、新たな通学区域を設定するには、学区審議会等で児童・生徒学校規模、通学距離等を考慮した十分な論議を経るべきである。

(「合併協議会の運営の手引」より)

### 【先進事例】

篠山市(平成11年4月1日 合併)

通学区域については、現行のとおりとする。

さぬき市(平成14年4月1日 合併)

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

西東京市(平成13年1月21日 合併)

当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

東かがわ市(平成15年4月1日 合併)

町立学校等の通学区域の取扱いについては、新市において自由校区も含め見直し、調整を図る。

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会(平成16年3月までに合併予定)

小中学校及び幼稚園の通学区域については、当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

南宇和合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

通学区域については、原則として現行のまま引き継ぎ、新町に移行後、速やかに調整する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

|       |               |     |        |
|-------|---------------|-----|--------|
| 大項目   | 46.学校教育事業の取扱い | 中項目 | 4.学校給食 |
| 協議の結果 |               |     |        |

| 小項目        | 大野郡5町2村の現況  |                    |  |  |   |                                     |   | 調整の具体的内容   |
|------------|---|--------------------|--|--|---|-------------------------------------|---|--|
|            | 三重町   | 清川村                | 緒方町  | 朝地町  | 大野町   | 千歳村                                 | 犬飼町   |  |
| 施設概要       |   |                    |  |  |   |                                     |   | <b>専門部会案</b><br><b>《調理場の建設》</b><br>調理場の建設については、著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。<br><br><b>《献立と給食費の調整》</b><br>献立や給食費については、合併時までに統一できるよう調整する。<br><br><b>《給食方式の統一》</b><br>公会計を基本に調整する。 |
| (1) 名称     | 三重町学校給食共同調理場  | 清川村立学校給食共同調理場      | 緒方町学校給食共同調理場   | 朝地町学校給食共同調理場   | 大野町立学校給食共同調理場   | 千歳村立学校給食共同調理場                       | 犬飼町学校給食センター   |  |
| (2) 建設年度   | 平成13年度  | 昭和47年度             | 昭和43年  | 昭和46年  | 昭和46年   | 昭和52年                               | 平成7年  |  |
| (3) 建設面積   | 1341.56 m <sup>2</sup>                                      | 226 m <sup>2</sup> | 366 m <sup>2</sup>   | 218 m <sup>2</sup>   | 253.8 m <sup>2</sup>                                    | 200 m <sup>2</sup>                  | 572.75 m <sup>2</sup>                                       |  |
| (4) 建替え計画  | なし  | 有(年度未定)            | (合併論議の中で協議)  | 有(H17~18)  | 有(H17)  | 有(平成20年度)                           | なし  |  |
| 学校給食費      |   |                    | 給食費は11ヶ月徴収   |  |   |                                     |   | <b>幹事会案</b><br><b>《調理場の建設》</b><br>調理場の建設については、著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。<br><br><b>《献立と給食費の調整》</b><br>献立や給食費については、合併時までに調整する。<br><br><b>《給食方式の統一》</b><br>公会計を基本に調整する。         |
| (1) 幼稚園児   | (11ヶ月徴収)<br>3,800円  | なし                 | なし   | なし   | なし  | 3,800円                              | なし  |  |
| (2) 小学校児童  | 3,900円  | 3,800円             | 4,200円   | 3,900円   | 3,900円  | 3,900円                              | 3,700円  |  |
| (3) 中学校生徒  | 4,200円  | 4,200円             | 4,500円   | 4,200円   | 4,200円  | 4,200円                              | 4,000円  |  |
| (4) 小学校教職員 | 3,900円  | 3,800円             | 4,200円   | 3,900円   | 3,900円  | (4月=4,100円)<br>3,900円               | 3,700円  |  |
| (5) 中学校教職員 | 4,200円  | 4,200円             | 4,500円   | 4,200円   | 4,200円  | (4月=4,400円)<br>4,200円               | 4,000円  |  |
| (6) 調理場職員  | 4,200円  | 4,200円             | 4,500円   | 4,200円   | 4,200円  | (4月=4,100円)<br>3,900円               | 3,700円  |  |
| 米飯給食の概要    |   |                    |  |  |   |                                     |   |  |
| (1) 実施曜日   | 月、水、金曜日<br>木曜日は隔週   | 月、火、水、金曜日          | 毎日   | 月、火、木、金曜日  | 月、水、木、金曜日   | 月、水、金曜日                             | 月、水、金曜日   |  |
| (2) 町村助成   | なし  | なし                 | なし   | なし   | なし  | なし                                  | なし  |  |
| 会計         | 公会計   | 私会計                | 私会計  | 私会計  | 私会計   | 公会計                                 | 私会計   |  |
|            |   | パン給食は木曜日のみ         |  |  | 平成16年4月から幼稚園にも給食実施予定。月額3,200円                           |                                     | 学校給食会に委託(補助金12,754千円)                                       |  |
| 関係法令等      | 三重町学校給食共同調理場設置条例<br>三重町学校給食共同調理場運営委員会規則<br>三重町学校給食共同調理場運営要綱 | 清川村立学校給食共同調理場設置条例  | 緒方町学校給食共同調理場設置条例<br>緒方町学校給食共同調理場管理規則<br>緒方町学校給食共同調理場運営規程<br>緒方町学校給食費徴収要綱 | 朝地町学校給食共同調理場設置条例<br>朝地町学校給食共同調理場運営規則<br>朝地町学校給食運営委員会規則<br>朝地町学校給食費徴収規程 | 大野町立学校給食共同調理場設置条例<br>大野町学校給食共同調理場管理規則<br>大野町学校給食運営委員会規則 | 千歳村立学校給食共同調理場設置条例<br>千歳村学校給食運営委員会規則 | 犬飼町学校給食共同調理場の設置に関する条例<br>犬飼町学校給食センター管理規則<br>犬飼町学校給食センター運営規程 |  |

協議事項に係る参考資料

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

学校給食現況調査表

(平成15年4月現在)

| 項目<br>町村 | 方式   | 学校数<br>(校) | 給食総数<br>(食) | 給食費<br>(円) | 職員数      |             |             |    | 会計      |   | 形態 |                |          |                |      | 概要   |          | 備考    |       |                                       |          |
|----------|------|------------|-------------|------------|----------|-------------|-------------|----|---------|---|----|----------------|----------|----------------|------|------|----------|-------|-------|---------------------------------------|----------|
|          |      |            |             |            | 管理       | 事務          | 調理員         |    | 技術<br>他 | 公 | 私  | 委託             | 献立       | 食器             | システム | 配送容器 | 運営       |       | 調理能力  | 開設年月                                  |          |
|          |      |            |             |            |          |             | 正規          | 臨バ |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | (センターのみ) |
| 三重町      | センター | 幼稚園        | 6           | 180        | 場長1      | 事務1<br>栄養1  | 6           | 8  | 4       |   |    | 米飯<br>パン<br>牛乳 | 1本<br>献立 | 強化磁器           | ドライ  | コンテナ | 公設<br>直営 | 2,200 | H13.9 | 幼稚園については11ヶ月徴収のため<br>月額を12ヶ月に引きなおして算定 |          |
|          |      | 小学校        | 5           | 1,109      |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 195      |
|          |      | 中学校        | 1           | 542        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 210      |
|          |      | 合計         | 12          | 1,831      |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 清川村      | センター | 小学校        | 3           | 176        | 場長兼<br>1 | 事務兼<br>1    | 3           | 1  | 2       |   |    | パン<br>牛乳       | 1本<br>献立 | 強化ガラス<br>アルマイト | ウエット | コンテナ | 公設<br>直営 | 500   | S47.4 | 職員数中技術他の2名は運転手・栄養士                    |          |
|          |      | 中学校        | 1           | 79         |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 210      |
|          |      | 合計         | 4           | 255        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 緒方町      | センター | 小学校        | 3           | 313        | 場長1      | 栄養1         | 4           | 3  | 配送      |   |    | 牛乳             | 1本<br>献立 | 強化磁器           | ウエット | コンテナ | 公設<br>直営 | 550   | S43   | 11ヶ月徴収のため月額を12ヶ月に引き<br>なおして算定         |          |
|          |      | 中学校        | 1           | 184        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 206      |
|          |      | 合計         | 4           | 497        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 朝地町      | センター | 保育園        | 0           | 0          | 所長兼<br>1 | 事務兼1<br>栄養1 | 2           | 3  | 1       |   |    | 米飯<br>パン<br>牛乳 | 2本<br>献立 | アルマイト<br>コレール  | ウエット | コンテナ | 公設<br>直営 | 500   | S46   |                                       |          |
|          |      | 小学校        | 1           | 146        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 195      |
|          |      | 中学校        | 1           | 91         |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 210      |
|          |      | 合計         | 2           | 237        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 大野町      | センター | 小学校        | 4           | 292        | 所長兼<br>1 | 事務1<br>栄養1  | 臨時4<br>パート2 | 3  | 配送      |   |    | パン<br>牛乳<br>配送 | 1本<br>献立 | 強化磁器           | ウエット | コンテナ | 公設<br>直営 | 600   | S46.1 | 配送は、嘱託職員                              |          |
|          |      | 中学校        | 1           | 159        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 210      |
|          |      | 合計         | 5           | 451        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 千歳村      | センター | 幼稚園        | 1           | 21         | 場長兼<br>1 | 事務兼1<br>栄養1 | 3           |    |         |   |    | パン<br>牛乳       | 1本<br>献立 | 強化磁器           | ウエット | なし   | 公設<br>直営 | 500   | S52.4 |                                       |          |
|          |      | 小学校        | 1           | 151        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 195      |
|          |      | 中学校        | 1           | 83         |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 210      |
|          |      | 合計         | 3           | 255        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 犬飼町      | センター | 小学校        | 3           | 229        | 所長兼<br>1 | 栄養1<br>事務1  | 2           | 3  |         |   |    | パン<br>牛乳<br>配送 | 1本<br>献立 | 強化磁器           | ドライ  | コンテナ | 公設<br>委託 | 1,000 | H7.4  |                                       |          |
|          |      | 中学校        | 1           | 150        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 200      |
|          |      | 合計         | 4           | 379        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
| 町村計      |      | 幼稚園他       | 7           | 201        |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       | 5,850    |
|          |      | 小学校        | 20          | 2,416      |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
|          |      | 中学校        | 7           | 1,288      |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |
|          |      | 総合計        | 34          | 3,905      |          |             |             |    |         |   |    |                |          |                |      |      |          |       |       |                                       |          |

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第46号

大野郡5町2村合併協議会

## 【根拠法令】

### 学校給食法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に必要事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。

## 【先進事例】

西東京市(平成13年1月21日 合併)

小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま引き継ぐが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。

さぬき市(平成14年4月1日 合併)

(1) 施設等

当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。

(2) 運営委員会

新市において、新たに設置する。

南宇和合併協議会(平成16年10月1日 合併予定)

給食業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。

あさぎり町(平成15年4月1日 合併)

学校給食制度の取扱いについては、現行の方式により実施する。

(1) 給食センター及び共同調理場については、新町に引き継ぎ、当分の間その業務を行う。

(2) 給食費については、合併時に調整し統一する。

(3) 米飯給食の助成金については、新町において協議調整する。

(4) 人事関係については、別途協議する

東かがわ市(平成15年4月1日 合併)

(1) 給食費については、単価を統一する。

(2) 給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。

東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年3月31日まで 合併予定)

(1) センター方式・単独調理場方式については、当面現行のとおり引き継ぐものとする。

(2) 給食費については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。

(3) 食器については、当面現行のとおりとするが、食器材質には十分注意し、安全確保に努める。